

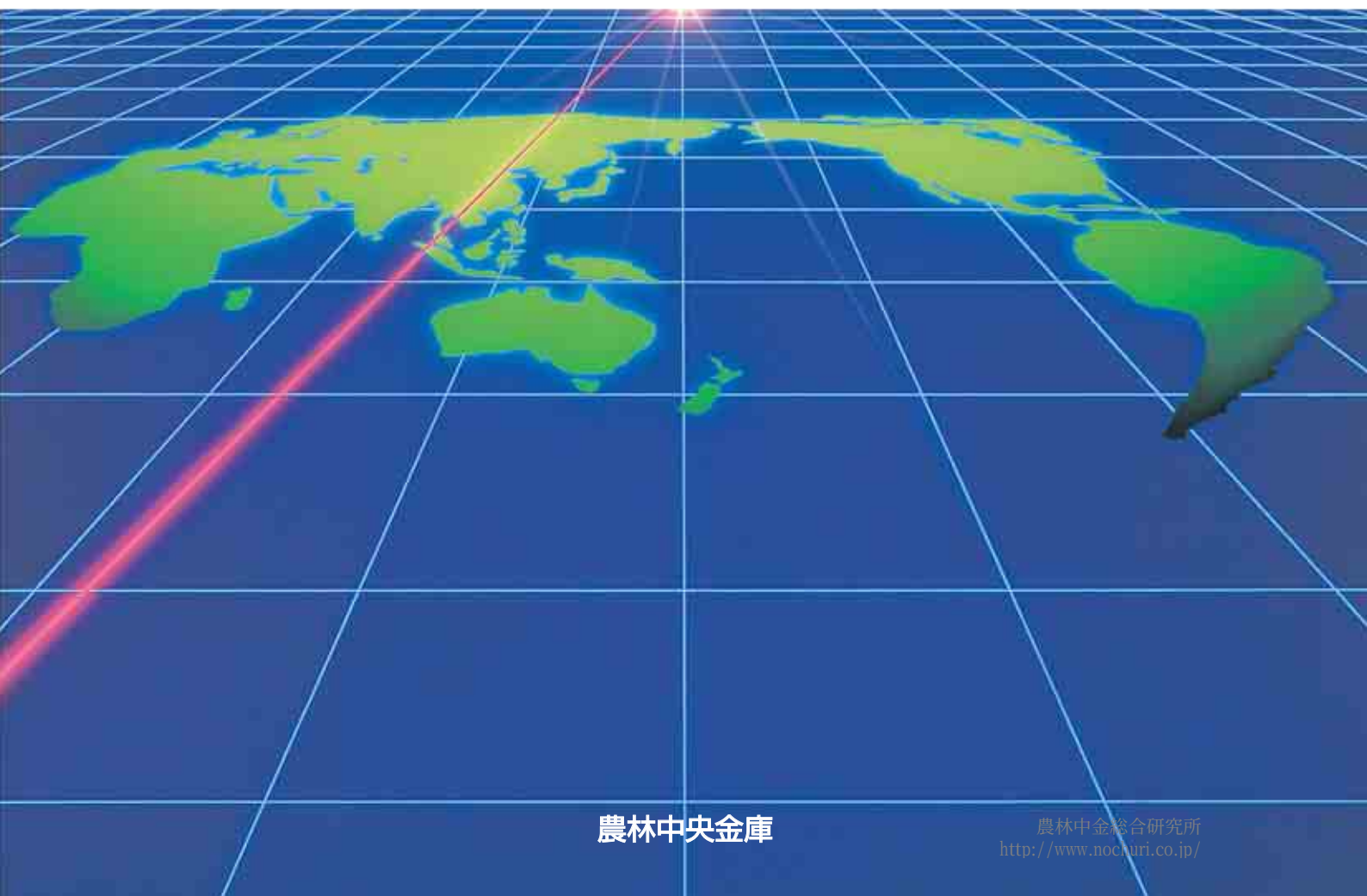
農林金融

THE NORIN KINYU
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2013 **7** JULY

グローバル化と農業

- オランダの農業と農産物貿易
- NAFTA発効後のメキシコ農業
- スイス「農業政策2014-2017」の新たな方向
- 中南米で広がった反新自由主義政権



競争になじまない価値

6月14日、成長戦略が決定された。日本再興戦略— JAPAN is BACK—だそうである。スピード感、成果目標（KPI：Key Performance Indicators）、PDCAサイクル、などの言葉が並び、結構なことではあるが、追い立てられているような気分になる。

成長戦略のベースになったのは、産業競争力会議の議論である。そのメンバーは、総理・副総理ほか5名の閣僚（経済再生、内閣官房、経済産業、科学技術、規制改革）と、8名の企業経営者、2名の大学教授の合計17名。消費者団体、労働団体、農業団体からの代表は入っていない。その結果、産業界の意向が色濃く反映されたものになった。

例えば、雇用制度改革では「行き過ぎた雇用維持型から労働移動支援型への政策転換」が打ち出されたが、さらに「『世界でトップレベルの雇用環境』にするための課題は残されている」とし、産業競争力会議で議論された解雇規制の緩和に含みを残した。また、「国益に資する経済連携交渉の推進」も、「産業界のニーズ等を踏まえながら」、特にTPP交渉を重視するとしており、「聖域」を確保できなければ「(TPP) 交渉脱退も辞さない」とする衆参両院農林水産委員会の決議など慎重論は何ら反映されていない。

産業競争力会議では、農業の成長産業化についても、民間議員を中心に活発に提言がなされた。民間議員の意見を要約すると、「日本農業の潜在力は高いのだから、外を向き、ICT活用や法人化・企業の参入等による大規模化で生産性を上げれば、オランダのように農産物輸出を拡大することができ、農業は成長産業になる（だから、TPP参加を恐れる必要はない）」というものである。このような議論も踏まえ成長戦略では、農地集積、6次産業化の推進、輸出拡大、新技術の活用等により農林水産業の競争力を強化する、としている。

さて、今月号では「グローバル化と農業」をテーマとした。一瀬は、オランダの農産物貿易構造を分析することによりオランダモデルが我が国にどこまで適用できるかを論じ、阮蔚は、NAFTA発効後のメキシコ農業と農村・農民の現状を資本優位の政策がもたらす格差拡大と社会の分裂の典型例として紹介している。また平澤は日本農業とも共通課題を有するスイスの農業政策とその立案過程を紹介しているが、なかでも9年にわたる国民的議論を踏まえて策定された次期「農業政策2014-2017」は、「直接支払制度の刷新」や「農業と食品の政策統合」など日本農政を考えるうえで有用な情報を提供している。

スイス国民の農業政策にかかる関心事項は、農業所得の確保、高度な環境保全、農業景観の維持、十分な食料自給の確保、であるという。いわば競争になじまない価値である。一方、メキシコではNAFTAへの加入と新自由主義的政策が経済成長を促進したことは事実であるが、農業においては大規模経営体が部分的に富み、小農は切り捨てられた結果「自助努力」で米国への移民（不法移民も含む）となり、低廉な労働力として米国農業の競争力を支えるという皮肉な構図を作り上げた。このような資本優位の貫徹による分断が、メキシコ国民が望んだ経済成長の形であったとは思えない。

日本再興戦略が、限られたセクターの富のためのものにならないよう、その運用を注視する必要がある。すべてがこの戦略によって書き換えられたわけではない。競争になじまない価値が消え失せることはないはずである。

（（株）農林中金総合研究所 代表取締役専務 岡山信夫・おかやま のぶお）

今月のテーマ

グローバル化と農業

今月の窓

競争になじまない価値

(株) 農林中金総合研究所 代表取締役専務 岡山信夫

強い輸出競争力の背景と日本への示唆

オランダの農業と農産物貿易

一瀬裕一郎 — 2

大規模農家に傾斜した農業支持と小農の移民流出

NAFTA発効後のメキシコ農業

阮 蔚 (Ruan Wei) — 22

直接支払いの再編と2025年へ向けた長期戦略

スイス「農業政策2014-2017」の新たな方向

平澤明彦 — 43

外国事情

中南米で広がった反新自由主義政権

——米国のTPP推進戦略の背後にあるもの——

清水徹朗 — 63

談話室

TPP交渉・重要品目の維持、

首相の直接関与が問われる

日本農業研究所 客員研究員 服部信司 — 20

本棚

エリザベス・フィッティング 著 里見 実 訳

『壊国の契約 NAFTA下メキシコの苦悩と抵抗』

清水徹朗 — 42

統計資料 — 72

本誌において個人名による掲載文のうち意見に
わたる部分は、筆者の個人見解である。

オランダの農業と農産物貿易

—強い輸出競争力の背景と日本への示唆—

主事研究員 一瀬裕一郎

〔要 旨〕

- 1 本稿では、オランダの農業が強い競争力を持ち、農業条件に恵まれたフランスやドイツを上回る農産物輸出額を実現している背景について考察する。
- 2 オランダの農業構造は、国民1人当たりの農地面積の小ささに制約され、施設園芸や酪農・畜産等の労働・資本集約型の農業部門へ特化し、輸出を前提とした高収益作物を効率的に生産する構造となっている。
- 3 オランダの農産物貿易の特徴は、国内で生産した農産物を主にEU諸国へ輸出するだけでなく、加工貿易・中継貿易・産業内貿易という形で外国から輸入した農産物の再輸出も大量に行っていることである。したがって、輸出額のみから競争力を推し量ることは適切ではない。
- 4 オランダ農業の主要部門で生産される品目が強い輸出競争力を持ち得た要因としては、欧州の中央という立地、購買力のあるEU共通市場の存在、高収益作物への特化と効率的な農業経営を実現している農業構造、優れた農業教育・普及・研究システム（EER triptych）、協働体制を支えるポルダー・モデルという文化、が挙げられる。
- 5 農業経営の効率化、農業教育・普及・研究システム、農業者間での協働の促進等、日本がオランダから学べることは少なくない。一方、日本でもオランダ型の農業を導入すれば農産物の輸出を伸ばすことができるはずだという主張があるが、国の規模の違いやEU共通市場の存在など、農業関係者の努力だけではいかんともしがたい日本とオランダを取り巻く環境の相違を等閑視してはならない。
- 6 日本にとっては、農産物の輸出を図ることだけでなく、国内で消費される外国産農産物の国産農産物による代替を通じて、これ以上の自給率の低下を食い止め、国内の農業生産の維持・拡大に努めることも重要であろう。

目次

はじめに

1 オランダ農業の基本構造

- (1) オランダの基礎条件
- (2) オランダの国民経済と農業
- (3) オランダの農業経営
- (4) オランダ農業とCAP補助金
- (5) オランダの主要農産物
- (6) オランダの農業教育・普及・研究システム

2 オランダの農産物貿易の概況

- (1) 農産物貿易の概況と貿易相手国
- (2) 農産物貿易の主要品目
- (3) 加工貿易・中継貿易・産業内貿易

(4) 競争力指標等による競争力の分析

3 オランダ農業が強い競争力を持ち得た要因

- (1) オランダの立地
- (2) 購買力のあるEU共通市場
- (3) 高収益作物への特化と効率的な農業経営
- (4) 農業教育・普及・研究システムEER triptych
- (5) 農業者等の協働体制を支える「ポルダー・モデル」

まとめと考察

—日本との相違と日本農業への示唆—

はじめに

オランダは国土面積が九州とほぼ同じで農用地面積も日本の4割程度でありながら、農産物の一大輸出国として、切り花やタバコ、調製食料品等を輸出しており、輸出額は米国に次ぐ世界第2位となっている。本稿では、オランダの農業が強い競争力を持ち、農業条件に恵まれたフランスやドイツを上回る農産物輸出額を実現している背景について考察する。

本稿の構成はまずオランダ農業の基本構造について述べた上で、貿易統計の分析を通して農産物の貿易構造を把握する。次に、オランダが農産物輸出で強い競争力を持ちえた背景について、既往研究を参考にしながら考察する。最後に、オランダの分析を通じて得られた日本の農業および農産物輸

出に対するインプリケーションについて検討する。

1 オランダ農業の基本構造

(1) オランダの基礎条件

東西200km、南北300kmに広がるオランダの国土面積は415万haであり、九州とほぼ等しい。国土の北西側は北海に面し、海岸線が1,075kmにわたって伸びる海洋国家でもある。人口は1,640万人（2008年）であり、九州と同程度である。国土の小ささゆえに人口密度は486人/km²であり、世界の中で最も人口密度の高い国の1つである。

欧州のほぼ中央にあるオランダは、北海に面するとともに、ライン川、マース川、ワール川等の大河川の河口に位置するという立地条件によって、ロッテルダム港等の重要な港湾を核に「欧州の玄関」と呼ばれ、

古くから貿易の中心地として発展してきた国である。

欧州内の海運貨物の30%を扱うロッテルダム港のような優れた輸送設備が国内で次々と整備されたことだけでなく、EU共通市場や周囲の国々の経済状況もまた、オランダの貿易を支えてきた。ドイツやイギリス、フランスといった高所得国を含むEU共通市場によって域内貿易は無関税であり、非関税障壁も極めて低い。EU共通市場の人口は約5億人、11年のGDPは約17.6兆ドル^(注1)であり、アメリカの人口、GDP（約3億人、約15.1兆ドル）よりも大きい。世界最大規模の経済圏を形成するEU共通市場は、オランダにとって6割超を占める輸出先である。

オランダは13世紀から干拓を進め、海抜が低く平坦で肥沃な土地が広がる国土が形成されてきた。国土の約半分に相当する192万haが農用地であるが、小国ゆえ農用地面積はドイツ等他の多くのEU諸国と比べて小さい。農用地面積のうち51%が乳牛用の牧草地（98万ha）であり、43%が耕地（82万ha）である。国民1人当たり耕地面積は0.052haであり、世界の中でも特に小さい国の1つである。

オランダ農業者は小さい農用地面積を可能な限り効率的に利用しており、土地生産性（単収）は世界の中でトップクラスに位置する。

（注1）JETRO webサイト参照。

（2）オランダの国民経済と農業

オランダの国民経済に占める農業そのも

のの位置づけは決して大きくないが、関連産業を含めたアグリビジネス全体でみると、GDPの約1割を占めている（第1表）。

オランダ農業の就業者数の割合が付加価値額の割合よりも大きいことから、農業就業者1人当たりの付加価値額は他産業にわずかに劣後している。競争力のない農業従事者は低い所得しか得られないため農業から退出する一方、競争力のある農業従事者は経営規模を拡大している^(注2)。その結果、オランダ農業の労働生産性と競争力は年とともに向上している。

（注2）Li Weimin（2009）、pp.34-36参照。

第1表 オランダのアグリビジネス概要

（単位 億ユーロ、千人）

	付加価値額		就業者数	
	90年	06	90	06
農業資材	78	139	137	194
農業	89	102	256	207
農産物加工	64	104	181	107
流通	49	94	126	146
合計	280	439	700	654
国民経済に占める割合(%)	12.8	9.3	13.2	9.9

資料 Li Weimin(2009)から作成

（3）オランダの農業経営

オランダの農業経営は、自ら所有する農地での家族経営が多い。農業経営数の時系列推移をみると、いずれの品目でも1980年から2007年の間に農業経営数は減少しており、合計では80年の14.5万経営から07年の7.7万経営へ半分近くに減少している（第2表）。

このような農業経営数の減少に伴って、農業経営の大規模化が進んだ。例えば、施

第2表 品目別農業経営数の時系列推移

(単位 経営)				
	80年	90	00	07
耕種作物	16,387	16,265	13,749	11,366
園芸	20,311	17,965	13,281	9,053
永年作物	6,058	5,762	5,146	4,452
酪農・肉牛	71,474	58,326	47,075	39,128
養豚・養鶏	12,327	11,807	8,382	5,771
複合経営	18,437	14,778	9,850	6,971
合計	144,994	124,903	97,483	76,741

資料 第1表に同じ

設面積規模別の施設野菜経営数の推移をみると、施設面積0.5ha未満の経営数は75年の5,906経営から07年の613経営へと約10分の1に減少した一方で、2ha以上の経営数は同期間に101経営から691経営へと約7倍に増加している（第3表）。

施設野菜経営数合計に占める割合も施設面積0.5ha未満では75年の60.5%から07年の27.8%へと低下したのに対して、2ha以上では同期間に1.0%から31.3%へと上昇した。農業経営の規模拡大という傾向は、施設野菜だけでなく、花きや養豚等の他の作物についても当てはまる。

農業経営の規模が拡大するのと同時に農業就業者数も減少し、他産業へ労働力が移

^(注3) 動した。農業経営の大規模化と他産業への労働者の移動は、農業就業者1人当たりの農業生産手段や付加価値額を増大させ、オランダ農業の労働生産性を向上させた。

(注3) Li Weimin (2009), pp.45-47参照。

(4) オランダ農業とCAP補助金

CAP（共通農業政策）補助金とオランダ農業の関係をみるために、FADN（The Farm Accountancy Data Network）のデータから農家純所得に占める補助金の割合を部門別（第4表）およびEU加盟国別（第5表）に算出した。

オランダ農業では主要部門の一角をなす酪農や畜産等で、農家純所得に占める補助金の割合が高い。園芸作物等、補助金の割合が低い部門もあるが、オランダの農家純所得に占める補助金の割合は全作目合計で^(注4)110.8%であり、27か国中12位である。

農家純所得の数倍に相当する額の補助金

第4表 オランダの部門別農家純所得に占める補助金の割合(2009年)

(単位 %)		
	農家純所得に占める補助金の割合	(参考) 農家総所得に占める補助金の割合
穀物	44.6	14.6
園芸作物	△13.6	1.6
永年作物	4.4	1.2
ミルク	231.3	29.0
放牧家畜	103.7	19.4
給餌する家畜	11.8	3.2
複合経営	99.8	19.6
全部門	110.8	11.0

資料 FADN(The Farm Accountancy Data Network)から作成

(注) 1 「Total subsidies(補助金合計)」を「Farm Net Income(農家純所得)」/「Gross Farm Income(農家総所得)」で除して算出。

2 総所得と純所得の関係は以下の式の通り。
農家純所得＝農家総所得－減価償却費－地代・支払利子＋投資への補助金・税金

第3表 施設面積規模別の施設野菜経営数の推移

(単位 経営, %)							
		75年	85	95	00	05	07
実数	0.5ha未満	5,906	3,306	1,661	1,098	735	613
	0.5～1.0	2,840	2,192	1,310	822	501	407
	1.0～2.0	922	1,238	1,273	914	612	498
	2ha以上	101	238	442	599	699	691
	合計	9,769	6,974	4,686	3,433	2,547	2,209
構成比	0.5ha未満	60.5	47.4	35.4	32.0	28.9	27.8
	0.5～1.0	29.1	31.4	28.0	23.9	19.7	18.4
	1.0～2.0	9.4	17.8	27.2	26.6	24.0	22.5
	2ha以上	1.0	3.4	9.4	17.4	27.4	31.3
	合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

資料 第1表に同じ

第5表 EU加盟国別の農家純所得に占める補助金の割合(全部門, 2009年)

(単位 %)

順位	国名	農家純所得に占める補助金の割合	(参考) 農家総所得に占める補助金の割合
1	チェコ	772.4	68.2
2	スウェーデン	545.9	72.2
3	フィンランド	278.2	89.0
4	ラトビア	182.3	67.6
5	エストニア	179.9	63.1
6	フランス	179.7	42.0
7	ハンガリー	178.5	56.4
8	ルクセンブルク	169.5	49.3
9	ドイツ	151.2	39.6
10	ブルガリア	133.4	45.3
11	アイルランド	117.2	85.7
12	オランダ	110.8	11.0
13	スロベニア	110.1	60.4
14	イギリス	105.4	45.6
15	オーストリア	88.9	44.7
16	ポーランド	76.5	42.1
17	リトアニア	63.3	52.4
18	ポルトガル	59.7	38.1
19	ベルギー	59.2	25.7
20	ギリシャ	57.8	39.1
21	キプロス	47.4	26.9
22	マルタ	44.4	27.4
23	スペイン	43.4	29.4
24	ルーマニア	38.6	25.3
25	イタリア	23.8	15.1
26	デンマーク	△85.8	33.9
27	スロバキア	△160.1	137.3

資料 第4表に同じ

(注) 国の順序は「農家純所得に占める補助金の割合」で降順に並べ替えた。

を受給しているチェコ、スウェーデン、フィンランド等の国々の農家ほどではないが、オランダの農家も農家純所得とはほぼ同規模の補助金を受給している。

(注4) オランダの農家総所得に占める補助金の割合は、農家純所得に占める補助金の割合よりかなり低い値となっているが、それは減価償却費等が大きいためである。換言すれば、オランダ農業の主要部門が多額の設備投資を必要とする資本集約型農業であることを示している。例えば、ミルクについてみると、農家総所得が92,380ユーロである一方で、減価償却費35,844ユーロ、地代・支払利子43,800ユーロ等があり、農家純所得は11,599ユーロにとどまる。

(5) オランダの主要農産物

オランダ農業の部門別付加価値額を第6表に示した。最も付加価値額が大きい部門は施設園芸で、06年の付加価値額は32.1億ユーロであり、全体に占めるシェアは39.8%となっている。施設園芸の主要品目はバラ、キク、フリージア等の切り花や、トマト、パプリカ、ナス等の果菜類である。

施設園芸に次いで付加価値額が大きい部門は草地酪農であり、06年の付加価値額は15.7億ユーロで全体の19.5%を占める。オランダでは他の作物の生育に適さないピート土壌を利用して高収量の牧草を生産し、草地酪農が営まれている。

そのほか、耕種作物、集約畜産、露地園芸が営まれており、各部門の産出額が全体に占める割合は13~14%程度である。耕種作物では食用バレイショやテンサイが生産されている。露地園芸ではキャベツ、カリフラワー、ブロッコリー等の葉茎菜類が生産されている。集約畜産では採卵鶏、ブロイラー、養豚等が行われている。

オランダ農業の主要部門は輸出志向型で

第6表 オランダ農業の部門別付加価値額

(単位 100万ユーロ, %)

	01年		06	
	付加価値額	構成比	付加価値額	構成比
耕種作物	1,006	13.2	1,180	14.6
園芸	3,828	50.1	4,260	52.8
施設園芸	2,694	35.3	3,210	39.8
露地園芸	1,134	14.8	1,050	13.0
草地酪農	1,596	20.9	1,575	19.5
集約畜産	1,204	15.8	1,055	13.1
合計	7,634	100.0	8,070	100.0

資料 第1表に同じ

あり、主要部門で生産される品目の自給率はトマト310％、豚肉240％など100％を大きく上回っており、国内消費を大幅に上回る生産が行われている。

このように1人当たり農地面積が小さいゆえに、オランダ農業は輸出を前提とした畜産や施設園芸等の労働・資本集約型の作物の生産に特化した構造となっている。その一方で、土地利用型の作物である小麦等の穀物を国内で生産せず、その大部分を外国からの輸入によって調達している。日本の部門別農業産出額を示した第7表と、前掲の第6表を比較すると、オランダ農業は土地利用型の作物である穀物を生産する耕種農業の構成比が日本よりも低い一方で、園芸（特に施設園芸）や酪農の構成比が高い。

また、オランダと日本の施設野菜の品目別栽培面積をみると、上位3品目の集中度（CR3）は日本の37％に対し、オランダは80％である。オランダでは、施設野菜の中でも特定の品目に特化した生産が行われている（第8表）。

第7表 日本の部門別農業産出額(2011年)

(単位 億円, %)

	農業産出額	構成比
耕種作物	21,552	26.1
園芸	32,150	39.0
酪農	7,506	9.1
畜産	18,003	21.8
その他	3,252	3.9
合計	82,463	100.0

資料 農林水産省「生産農業所得統計」から作成

(注) 耕種作物は米、麦類、雑穀、豆類、いも類の合計。園芸は野菜、果実、花きの和。酪農は乳用牛の値。畜産は肉用牛、豚、鶏、その他畜産物の合計。その他は工芸農作物、その他作物、加工農産物の合計。

第8表 オランダと日本の施設野菜の品目別栽培面積

(単位 ha, %)

オランダ(07年)			日本(09年)		
	面積	構成比		面積	構成比
トマト	1,845	40.4	トマト	7,536	16.4
パプリカ	1,187	26.0	ホウレンソウ	5,010	10.9
キュウリ	617	13.5	イチゴ	4,631	10.1
その他	922	20.2	その他	28,876	62.7
合計	4,571	100.0	合計	46,052	100.0
集中度(上位3品目)	-	79.8	集中度(上位3品目)	-	37.3

資料 宮部(2011)、農林水産省「園芸用施設及び農業用廃プラスチックに関する調査」から作成

(6) オランダの農業教育・普及・研究システム

オランダ農業で効率的な生産や高い収量を実現している背景の1つには、EER triptych^(注5)と呼ばれる世界的に評価の高いオランダの農業教育・普及・研究システムがある。

90年代以降にはEER triptychのパフォーマンスを一層高めるために、普及組織の民営化やワーヘニンゲン大学研究センター(Wageningen UR)の創設等の改革が行われた。オランダ政府が打ち出した公務員数削減方針の一環として実施された普及組織の民営化によって、公的な普及組織はDLVと呼ばれる民営の組織となり、DLVは後に株式会社化された。ワーヘニンゲン大学研究センターの創設は、学部レベルの教育から応用研究まで1つの組織で対応することを可能にした。

世界的に有名なEER triptychは、多額の研究予算によって支えられている。第9表にオランダと日本の農業予算を示した。CAP支払いを含めた農業予算に占める研究予算の割合をみると、オランダが22.2％である

第9表 オランダと日本の予算の比較

オランダ (単位 百万ユーロ, %)

		支出額 (08年)
CAP 農業者への支払い	A	1,100
CAP 農村への投資	B	720
農業・自然・食品品質省 の支出額計	C	2,323
うちナレッジアンド イノベーション	D	920
農業への支出額計	A+B+C	4,143
割合	$\frac{D}{A+B+C}$	22.2

日本 (単位 億円, %)

		予算額 (12年度)
農林水産予算総額	C	21,727
うち科学技術関係予算	D	1,030
割合	D/C	4.7

資料 農林水産省および内閣府webサイト, Piet Rijk, et al. (2009)から作成

一方で、日本は4.7%にとどまる。1ユーロ＝130円で換算すると、CAP支払いを含めたオランダの農業予算総額は5,390億円と日本の約25%にもかかわらず、オランダの研究予算は1,196億円と日本と同額以上である。

(注5) EER triptychとは教育 (Education)、普及 (Extension)、研究 (Research) が三位一体 (triptychの元々の意味は「キリスト教美術の祭壇を飾るための三枚一組の聖画像」であり、教育、普及、研究の三者が一体となって機能していることを喩えている) となり、農業の現場で実践可能なイノベーションを創出していくシステムである。

2 オランダの農産物貿易の概況

オランダは農産物貿易において、輸出額、純輸出額ともに世界第2位である (第1位はそれぞれアメリカとブラジル)。以下では、貿易統計等を用いてオランダの農産物貿易

の特徴を分析する。また、各種の競争力指標にも触れ、オランダの輸出競争力の定量的な把握を試みる。

オランダの農産物貿易の特徴は、国内で生産した農産物を外国へ輸出するだけでなく、外国から輸入した農産物の再輸出も行っていることである^(注6)。それゆえ、貿易統計に表れる輸出額の膨大さのみからオランダが強い輸出競争力を持っていると短絡するのは正確ではない。また、強い輸出競争力の源泉を現在のオランダ農業のみに求めるのも正しいとはいえない。欧州の中央に位置するというオランダ特有の立地条件や周辺国の経済条件、あるいはオランダ国内の市場規模が小さいがゆえに多くの産業で外需に頼らざるを得ないこと等が組み合わさって、オランダはEU諸国向けの農産物輸出大国となっている。

(注6) Michiel van Galen, et al. (2010) は、特に冬期にオランダが野菜の貿易で中継地となっていると述べている。また、宮部 (2009) は、オランダにおける青果物の流通経路を図示し、輸入された青果物4,450千トンのうち約7割に相当する3,227千トンが再輸出されていることを示している。

(1) 農産物貿易の概況と貿易相手国

オランダの国民経済における貿易の位置づけを貿易依存度 (= 貿易総額の対GDP比) によって確認すると、11年の貿易依存度は127.9%であり、世界で16番目に高い (第10表)。オランダの人口は1,640万人 (世界第60位) と少なく、小さい国内市場だけで全ての産業を自給自足的に成立させることは難しいがゆえに、外国との貿易に頼らざるを

第10表 貿易総額の対GDP比(2011年)

(単位 %)		
	世界順位	貿易総額の対GDP比
オランダ	16位	127.9
日本	115位	28.6

資料 国際貿易投資研究所Webサイトから作成
(注) 貿易総額は輸出額と輸入額の和。

得ないといえる(注7)(小国の特化)。ちなみに、日本の貿易依存度は28.6%で世界115位と低い。日本の人口は世界10位の多さであり、大きい国内市場向けに生産を行う産業が成立しやすい。

オランダの貿易全体に占める農産物貿易の位置づけを確認すると、輸出額全体に占める農産物輸出額の割合は15.5%，輸入額全体に占める農産物輸入額の割合は11.2%，純輸出額全体に占める農産物純輸出額の割合は56.2%となっている(第11表)。確かに世界全体と比較してオランダの輸出に占める農産物の位置づけは大きいですが、オランダは天然ガス、化学製品、工業製品等も輸出しており、輸出の大部分が農産物によって占められているわけではない。

また、農産物の純輸出額(350億ドル)は輸出額(1,020億ドル)の3分の1程度である。つまり、オランダは輸出額の3分の2

第11表 農産物貿易の位置づけ(2011年)

(単位 10億ドル, %)				
	世界全体	オランダ		
		輸出	輸入	純輸出
貿易全体	17,579	662	600	62
うち農産物	1,364	102	67	35
貿易全体に占める農産物の割合	7.8	15.5	11.2	56.2

資料 ITC(International Trade Centre)から作成
(注) 農産物貿易の数値はHS分類1-24類の和。

程度の農産物を輸入しており、輸入農産物は中継貿易や加工貿易にも振り向けられている((3)で後述)。

なお、オランダ経済・農業・イノベーション省によると、12年の農産物輸出額は754億ユーロ(約9.8兆円に相当、1ユーロ130円で計算)であり、前年比4.5%増加した。ちなみに、同年の日本の農林水産物輸出額は4,497億円(速報値)であり、オランダの約20分の1に過ぎない。ただし、第11表にみるように、オランダは農産物輸入額もまた大きいことに注意する必要がある。

貿易相手国についてみると、オランダの農産物輸出の80%超がEU向けの輸出である(第12表)。オランダにとって古くからドイツが最も重要な貿易相手国であり、08年には164億ユーロの農産物をドイツへ輸出した。オランダの農産物輸出に占めるドイツ向けの割合は25.5%である。また、オランダにとってドイツは最も重要な農産物の輸入先国でもあり、08年にオランダはドイ

第12表 オランダの農産物輸出相手国と輸出額(2008年)

(単位 億ユーロ, %)		
	輸出額	構成比
世界計	645	100.0
ドイツ	164	25.5
イギリス	71	11.0
ベルギー	69	10.7
フランス	64	9.9
EU諸国計	526	81.4
アメリカ	17	2.7
ロシア	15	2.3
スイス	7	1.1
日本	5	0.8
非EU諸国計	118	18.6

資料 オランダ経済・農業・イノベーション省 Fact and Figures 2010 から作成

ツから75億ユーロの農産物を輸入した。オランダにとってドイツに次ぐ重要な貿易相手国は、ベルギー、フランス、イギリスである。

オランダの農産物輸出額の8割をEU諸国向けの輸出が占め、オランダの農産物輸入額の6割をEU諸国からの輸入が占める。このように、オランダにとって農産物貿易の主要な貿易相手国はオランダの近隣に位置するEU諸国である。貿易相手国に着目すると、オランダはEU諸国向けの農産物輸出大国であるといえる。

(注7) 一般的な傾向として、相対的に小国ほど多様な産業や職種の労働者をそろえられないため、国内の産業は得意分野に特化しがちである。それゆえ小国は国内にない産業で生産される財やサービスの輸入が多くなり、同時に交換に必要な輸出も多くなる。

(2) 農産物貿易の主要品目

11年のオランダの農産物輸出における主要品目をHS分類(1-24類)ごとにみると、輸出額の多い品目は、オランダ農業の主要部門である施設園芸、酪農、集約畜産等の

部門で生産される品目である(第13表)。これらの品目は国内の需要の数倍に相当する量の農産物が生産され、大量に外国へ輸出されている。

例えば、花き・花木類の需給・貿易構造についてみると、国内への供給額をはるかに上回る生産額や輸出入額がある(第14表)。花き・花木類の生産および貿易は、国内の需要に規定されることなく、外国への輸出を前提として花き・花木類が生産されているといえる。

このような花き・花木類と同様の需給・貿易構造は、酪農製品等オランダ農業の主要部門で生産される他の多くの品目についても確認できる。

また、オランダ農産物貿易の主要品目には、「飲料、アルコール、食酢」「タバコ及び製造タバコ代用品」「ココア及びその調製品」等のように、原料となる農産物を国内で生産していないが、輸出額が比較的多い品目もある。これらの品目では原料を外国から輸入し、国内で加工して、最終製品を

第13表 オランダの主要輸出品目(2011年)

(単位 百万ドル, %)

HS 分類	品目	輸出額	構成比
06	生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び装飾用の葉	11,119	11.4
02	肉及び食用のくず肉	9,726	10.0
04	酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品	9,408	9.7
07	食用の野菜、根及び塊茎	7,462	7.7
15	動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう	6,135	6.3
23	食品工業において生ずる残留物及びくず並びに調製飼料	5,986	6.2
22	飲料、アルコール、食酢	5,338	5.5
24	タバコ及び製造タバコ代用品	5,279	5.4
18	ココア及びその調製品	5,018	5.2
20	野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品	4,881	5.0
1-24類計		97,287	100.0

資料 第11表に同じ

第14表 オランダの花き・花木類の
需給・貿易構造(2006年)

(単位 百万ユーロ、倍)

		値
生産額	a	5,019
貿易額	d=b+c	6,842
輸入額	b	1,041
輸出額	c	5,801
純輸出額	e=c-b	4,760
国内供給額	f=a+b-c	259
生産/供給	a/f	19.4
貿易/供給	d/f	26.4
輸入/供給	b/f	4.0
輸出/供給	c/f	22.4
純輸出/供給	e/f	18.4
競争力指数	e/d	0.7

資料 ITC(International Trade Centre), AIPH(The International Association of Horticultural Producers), Bloombergのデータから作成

外国へ輸出する加工貿易等が行われている。

(3) 加工貿易・中継貿易・産業内貿易

オランダの農畜産物・食品貿易で輸出している品目は、国内で生産された農産物および国産農産物を原料とする加工品だけで

はない。

オランダは、①輸入した原材料に国内で加工を施した上で輸出される品目(タバコ、チョコレート製品、ココアバター等)、②輸入したものをそのままの形で輸出する品目(冬のスペイン等南欧産野菜)、あるいは③同種の財の輸出と輸入の両方を行う品目(チーズ、練り菓子、鶏肉等)もある(第15表)。換言すれば、オランダの農畜産物・食品貿易では①加工貿易、②中継貿易、あるいは③産業内貿易も行われている。

HS分類18類の「ココア及びその調製品」を例に取り上げ、加工貿易の構造をみてみたい(第1図)。原料となる「カカオ豆(生のもの及び炒ったもので、全形のものと及び割ったものに限る)」の輸入額は21.7億ドル、輸出額は5.4億ドルであり、16.3億ドルの輸

第15表 オランダの農畜産物・食品等の輸出入額(2009年、上位20品目)

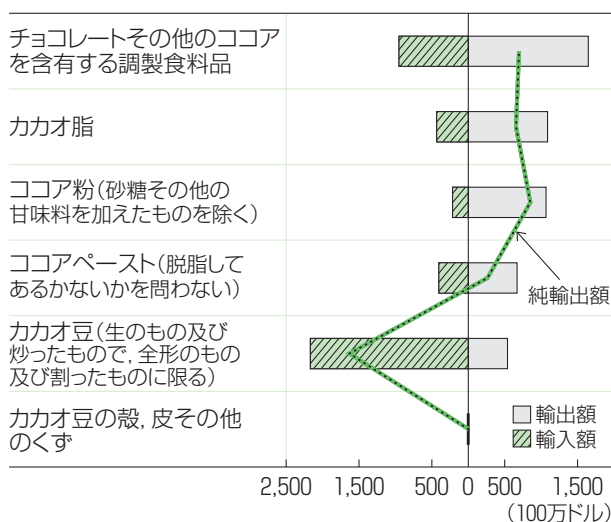
(単位 100万ドル)

順位	輸入品目	輸入額	順位	輸出品目	輸出額
1	カカオ豆	2,076	1	タバコ	3,088
2	大豆粕	1,938	2	調理済み食品その他	2,911
3	パーム油	1,312	3	チーズ(牛全乳)	2,728
4	大豆	1,282	4	牛肉	2,019
5	調理済み食品その他	1,254	5	大麦ビール	1,921
6	ワイン	1,143	6	大豆粕	1,768
7	小麦	1,004	7	鶏肉	1,714
8	牛肉	946	8	食品残さ	1,680
9	練り菓子	778	9	トマト	1,569
10	トウモロコシ	770	10	チョコレート製品その他	1,328
11	ブドウ	768	11	冷凍馬鈴薯	1,312
12	タバコの葉	764	12	ココアバター	1,291
13	チョコレート製品その他	762	13	ノンアルコール飲料	1,233
14	チーズ(牛全乳)	760	14	パーム油	1,170
15	缶詰鶏肉	723	15	豚肉(骨・油なし)	1,087
16	ノンアルコール飲料	709	16	練り菓子	1,038
17	菜種	682	17	シシトウ、ピーマン	978
18	アルコール	680	18	幼児用食品	891
19	調理済み果実その他	610	19	鶏卵	782
20	鶏肉	608	20	豚肉(骨・油あり)	767

資料 FAOのデータから作成

(注) →印は原材料と加工品、—線は同じ品目。

第1図 オランダの品目別貿易構造(2011年,HS4桁,18類)



資料 第11表に同じ

入超過である。一方で、加工品である「チョコレートその他のココアを含有する調製食料品」の輸入額は9.5億ドル、輸出額は16.5億ドルであり、6.9億ドルの輸出超過となっている。その他の「カカオ脂」や「ココア粉(砂糖その他の甘味料を加えたものを除く)」等の加工品も輸出超過である。

熱帯の作物であるカカオは国内で生産できない。かつてオランダの植民地であったインドネシア等のプランテーション農園で生産されたカカオ豆を輸入している。輸入したカカオ豆を原料として、オランダを拠点とする世界的アグリビジネス企業ユニリーバ社等の工場で最終製品であるチョコレートやココアパウダー等加工し、オランダは付加価値を高めた最終製品を外国へ輸出しているといえる。

このような「ココア及びその調製品」と同様の加工貿易の構造が、タバコや飼料等でも確認できる。

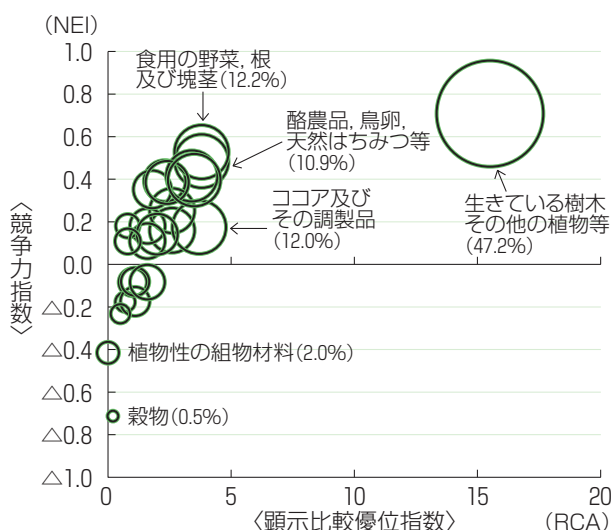
(4) 競争力指標等による競争力の分析

次に、①競争力指数 (NEI)^(注8)、②輸出額シェア (EMS)^(注9)、③顕示比較優位指数 (RCA)^(注10) という3種類の競争力指標を用いた分析を通して、オランダの農産物貿易の特徴を析出する。競争力指標を用いて分析を行うメリットは、国の規模および産業の規模を捨象でき、多国間および産業間で競争力の強弱を比較できることである。

まず、HS分類1-24類の2桁でコードされた24品目について、3つの競争力指標の関係をみるために、横軸に顕示比較優位指数 (RCA)、縦軸に競争力指数 (NEI)、円の大きさに輸出額シェアを取りプロットした(第2図)。

オランダの輸出している品目で、顕示比較優位指数、競争力指数、輸出額シェアとも大きい品目は、「生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び装飾用の葉」である。

第2図 オランダの農産物輸出構造(2010年)



資料 第11表に同じ
(注) 円の面積と()内の数字は世界の輸出額に占めるオランダの割合。

「酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品」や「食用の野菜、根及び塊茎」等も、3つの競争力指数とも相対的に大きく、輸出競争力が強い品目である。一方で、「穀物」では輸出競争力の弱さが目立つ。

次に、輸出入の実額と競争力の関係についてより詳しく把握するために、HS分類1-24類の4桁でコードされた200品目について、横軸に純輸出額、縦軸に競争力指数（NEI）を取り、11年のデータで散布図を作成した（第3図）。

オランダ農業の主要部門である施設園芸、酪農、畜産で生産される品目（例：切り花）や国内で加工された最終製品（例：ビール）が右上にプロットされる一方、狭小な国土ゆえに国内で生産を行う代わりに外国からの輸入に頼っている土地利用型の作物（例：大豆）や国内で生産できない加工原料（例：カカオ豆）が左下にプロットされている。前者の品目は大幅な輸出超過であり、競争力が強いといえる一方で、後者の品目は大幅な輸入超過であり、競争力が弱いといえる。

また、主要貿易品目のRCAをみると、大幅な輸出超過である品目のRCAは1をはるかに上回り（例：切り花）、競争力が強いといえる一方で、大豆等の大幅な輸入超過である品目のRCAは1を下回り、

競争力が弱いといえる（第16表）。生のカカオ豆のRCAが1を超えているのは、オランダがチョコレートの加工貿易だけでなく、ドイツ、フランス、ベルギー等の近隣国向けに加工原料であるカカオ豆の中継貿易も行っているためである。

（注8）競争力指数（NEI；Net Export Index）は次式で定義される。

$$NEI = (a \text{ 国の財 A の純輸出額}) \div (a \text{ 国の財 A の貿易額})$$

NEIは△1.0～1.0の範囲の値となり、1.0に近いほど輸出競争力があることを意味する。競争力指数は貿易特化係数とも呼ばれる。

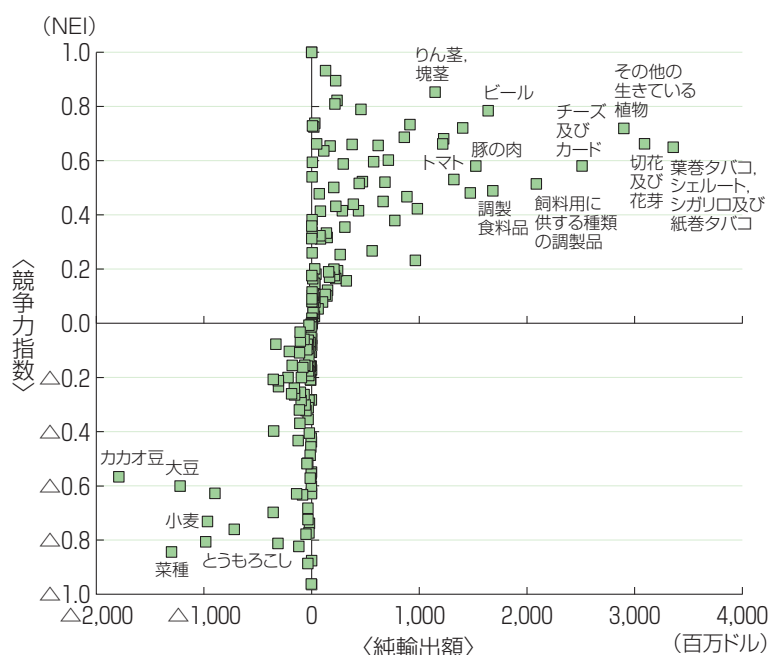
（注9）輸出額シェア（EMS；Export Market Share）は次式で定義される。

$$EMS = (a \text{ 国の財 A の輸出額}) \div (\text{世界の財 A の輸出額}) \times 100$$

EMSは0～100の範囲の値となり、100に近いほど世界の財Aの輸出に占めるa国の割合が高いことを意味する。

（注10）顕示比較優位指数（RCA；Revealed Comparative Advantage Index）は次式で定義される。

第3図 農産物純輸出額と国際競争力指数の散布図(2011年)



資料 第11表に同じ

第16表 オランダ農産物貿易の主要品目のRCAとNEI(HS 4桁, 2011年)

(単位 百万ドル)

HS 分類	品目	純輸出額	RCA	NEI
2402	葉巻タバコ, シェルト, シガリロ及び紙巻タバコ…	3,358	5.05	0.65
0603	切り花及び花芽(生鮮のもの及び乾燥し, 染色し, 漂白し…)	3,092	13.00	0.66
0602	その他の生きている植物(根を含む)…	2,900	11.56	0.72
0406	チーズ及びカード	2,511	3.22	0.58
2309	飼料用に供する種類の調製品	2,087	3.70	0.51
2106	調製食料品(他の項に該当するものを除く)	1,683	2.36	0.49
2203	ビール	1,639	4.22	0.78
0203	豚の肉(生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る)	1,525	1.84	0.58
0207	肉及び食用のくす肉で, 第01.05項の家さんのもの…	1,474	2.37	0.48
1901	麦芽エキス並びに穀粉, ひき割り穀物, ミール…	1,403	3.06	0.72
0709	その他の野菜(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る)	1,321	4.65	0.53
2004	調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜…	1,226	6.03	0.68
0702	トマト(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る)	1,217	4.89	0.66
0601	りん茎, 塊茎, 塊根, 球茎, 冠根及び根茎…	1,147	19.92	0.85
1201	大豆(割ってあるかないかを問わない)	△1,222	0.24	△0.60
1205	菜種(割ってあるかないかを問わない)	△1,301	0.30	△0.84
1801	カカオ豆(生のもの及び炒ったもので…)	△1,791	1.76	△0.57

資料 第11表に同じ

(注) 純輸出額の絶対値が10億ドル以上の品目を表示。

$$RCA = \{ (a \text{ 国の財 A の輸出額}) \div (a \text{ 国の全品目} \text{ の輸出額}) \} \div \{ (\text{世界の財 A の輸出額}) \div (\text{世界の全品目の輸出額}) \}$$

RCAは、a国が財Aの輸出で有する比較優位の程度を示したもので、0以上の値となる。顕示比較優位指数が1を超えると、財Aの輸出でa国に比較優位があると言える。

3 オランダ農業が強い競争力を持ち得た要因

以下では、既往研究のサーベイや日本国内専門家へのヒアリング、および12年10月末から11月初めにかけて実施したオランダの関係者へのヒアリング結果を元に、オランダ農業が強い競争力を持ち得た要因について整理する。オランダ農業の強い競争力の主要な要因として、以下で述べる5点が挙げられる。

(注11) 既往文献やヒアリング結果の詳細について

は一瀬(2013a)を参照。

(1) オランダの立地

オランダが農産物の輸出において強い競争力を備えている最大の要因は、欧州の中央に位置し、かつ欧州の数か国を流域とするライン川等の大河川の河口に北海に面して平坦な国土があるという、他国にはないオランダ特有の立地である。例えば、Ministry of Agriculture, Nature and Food Quality(2005)では、オランダ農業の強みの1つに、人口の多い欧州の各都市への交通の便がよいオランダの立地を挙げている。^(注12)この立地ゆえに、オランダがEU向けの農産物輸出大国と成り得たのである。

また、ライン川河口部にはロッテルダム港等があり、オランダは海運で世界各国にアクセスできる。海運に恵まれたことによ

って、容易に欧州の外から農産物を輸入し、また英国や北欧諸国へ輸出できている。換言すれば、発達した海運が農産物の中継貿易や加工貿易を支えているのである。

(注12) Ministry of Agriculture, Nature and Food Quality (2005) では、Our central Location on the North Sea, in the delta of a number of major rivers means that we have good transport links to the major population centres of northwest Europe such as Ruhr region, Flanders, London, Paris, Berlin and Milan.と述べられている。

(2) 購買力のあるEU共通市場

前項で述べたオランダの立地条件に加えて、国内市場は小さいが自国の周りに存在するEU共通市場という5億人の人口を抱える巨大なマーケットへ、関税や非関税障壁等の国境措置に阻まれることなく農産物を容易に輸出できることが、オランダが農産物の輸出大国と成り得た要因の1つである。例えば、Ministry of Agriculture, Nature and Food Quality (2005) は、オランダ農業の強みの1つとして、制約なくアクセスできるEU共通市場^(注13)の存在を指摘している。

農産物の輸出においてライバルであるスペインや東欧諸国は、EU諸国の中でも購買力のあるドイツや北欧の国々から距離的に離れており、輸出先国まで農産物を輸送することはオランダほど容易ではない。

(注13) Ministry of Agriculture, Nature and Food Quality (2005) では、The internal market of the EU means that these areas are accessible without restrictions.と述べられている。

(3) 高収益作物への特化と効率的な農業経営

3番目の要因は、労働集約型および資本集約型の作物に特化したオランダの農業構造である。平坦だが狭小な国土ゆえ国民1人当たり耕地面積が狭いため、広大な土地を必要とする食用穀物や飼料用穀物等の土地利用型作物^(注14)の生産には適していない。しかし、人口の少ないオランダは、ドイツやフランス等EU共通市場の近隣国から国民が必要とする量の穀物を容易に輸入できる状況にある。

また、限られた農地からより多くの収穫を得るために、高収量品種の育種や多収技術の開発が行われている。同時に、作業の標準化や機械化が進められ、人件費等の生産コストの削減が行われている。このような取組みを通じて、土地および労働生産性が高い効率的な農業経営が行われている。

以上のような条件により、オランダは穀物を外国から輸入する一方で、労働集約型および資本集約型の高収益作物に特化した高効率の農業経営^(注15)からなる農業構造を形成することができ、花き、野菜、畜産品、酪農製品等の輸出を伸ばすことができた。

(注14) ヒアリングしたRabobankの研究者は、「オランダの国土は小さいので、オランダは小麦等の土地利用型の穀物や大豆等の油糧種子を食品産業の原料として輸入している」と話していた。

(注15) ヒアリングした日本国内の専門家によると、「オランダの園芸農家では輸出を前提として生産する品目をごく少数に絞り込んで大量生産している。特定の品目の生産に特化することによって、累積生産量が増加するに従って単位生産量当たりの総コストが一定割合で減少する経験曲線効果を享受できる」という。オランダでは、資本・労働集約型農業への特化にとどまらず、

部門内での特定の品目（例えば、トマト、パプリカ等）への特化が進んでいる。

(4) 農業教育・普及・研究システム

EER triptych

EER triptychとして世界的に評価の高いオランダ農業の教育・普及・研究システムは、関係機関の協働によりイノベーションを継続的に生み出し、農業の競争力の強化に寄与している。

木村（1994）が、「世界の普及事業の中で、その国の農業の発展に最も貢献した普及事業の一つは、オランダの普及事業」であり、「オランダで手に入れる農業の紹介書には、冒頭で必ず述べられている言葉があるが、それは『オランダ農業の今日の発展は試験研究、普及、教育の成果によってもたらされたものである』というもの」と指摘するように、優れた農業普及システムEER triptychがあってこそオランダ農業の強い競争力が築かれたのである。

(5) 農業者等の協働体制を支える

「ポルダー・モデル」

オランダの農業者は互いに競争相手でありながらも、農業の知識や技術を1人で囲い込むことなく共有して互いに能力を高めあい、輸出を前提として外国の状況に目を配りながら、外国のニーズに合った農産物を生産してより多くの収入を得ようと努力している。

15世紀の堤防建設以来の長きにわたり、全ての利害関係者が合意を形成した上で意思決定を行い、協力しあう文化である「ポ

ルダー・モデル」^(注16)がオランダ社会の隅々に浸透している。このような独特な慣習の存在も、ヒアリングした複数の専門家がオランダの強みとして指摘していた農業者間での知識の共有や協働体制の構築にとってプラスに機能しているとみられる。

(注16) ポルダーとはオランダの干拓地を意味する。

まとめと考察

—日本との相違と日本農業への示唆—

本稿では、オランダの農業構造を把握した上で、オランダの農産物貿易の特徴について分析した。また、オランダ農業が強い競争力を持ちえた要因について整理した。

オランダの農業構造は、国民1人当たりの農地面積の小ささに制約され、施設園芸や酪農・畜産等の労働・資本集約型の農業部門へ特化し、輸出を前提とした高収益作物を効率的に生産する構造となっている。

オランダの農産物貿易の特徴は、国内で生産した大量の農産物を主にEU諸国へ輸出するだけでなく、加工貿易・中継貿易・産業内貿易という形で外国から輸入した農産物の再輸出も大量にしていることである。したがって、輸出額のみから競争力を推し量ることは適切ではない。

オランダ農業の主要部門で生産される品目が強い輸出競争力を持ち得た要因としては、欧州の中央という立地、購買力のあるEU共通市場の存在、高収益作物への特化と効率的な農業経営を実現している農業構造、優れた農業教育・普及・研究システム

(EER triptych), 協働体制を支えるポルダー・モデルという文化, が挙げられる。

わが国では最近, 九州とほぼ同面積でありながら世界屈指の農産物輸出額があるオランダを「世界最強の農業国」^(注17)とみる向きがあり, 首相官邸が設置した産業競争力会議では複数の民間議員から「我々は(オランダに)^(筆者注)多くを学ぶべき」^(注18), あるいは「日本で世界一の農業をつくるためにオランダをベンチマークとすること」^(注19)等が提案された。

日本と同様に世界の中でも人口1人当たり農地面積が特に小さい国の1つであるオランダが農産物輸出大国足り得ているのだから, 日本でもオランダ型の農業を導入すれば農産物の輸出を伸ばすことができるはずだという主張がある。^(注20)確かに, 個別の産地がオランダを目標として輸出を前提とした高収益作物の生産に特化し海外市場の開拓に注力する, という戦略はありえるだろう。^(注21)

しかし, 「攻めの農業」を標榜し農産物輸出を伸ばすために, 日本が国全体でオランダのような輸出向け高収益作物の生産に特化した農業へと転換することは果たして可能なのだろうか。少なくとも以下の2点により, それは非常に難しいとみられる。

第1に, 国の規模の違いである。日本もオランダと同様に国土面積の小さい国といわれるが, 日本はオランダの約9倍の大きさがあるため, オランダほどの特化は進み難く, かつ日本が輸出用農産物を生産する場合には大きな輸出先を確保することが必要となる。また, 日本の人口はオランダの

約8倍であり, もし仮に日本もオランダのように輸出用農産物の生産に特化(前掲第7, 8表参照)すれば, 国民が必要とする大量の食料を輸入によって賄うことになり, 食料安全保障の面で輸入依存のリスクを抱えることになる。それゆえ, 国内の需要を満たすために, 日本は稲作等の土地利用型農業を含む多様な農業を維持する必要がある, 国全体での輸出用農産物への特化は難しい(ただし, 既に述べたように, 個別の産地が輸出用作物の生産に特化し, 海外市場の開拓に注力する, という戦略はありえる)。

第2に, EU共通市場の存在である。EU共通市場の中央に位置するオランダは地続きの隣国へ容易にアクセスできるだけでなく, EU共通市場の存在によって関税その他の国境措置に阻まれることなく, 為替レートの変動に左右されず農産物を容易に輸出できる環境にある。^(注22)また, EU共通市場は食料余剰地域であり, オランダは穀物等を安定的に調達できる状況にある。翻って, 島国である日本には容易にアクセスできる地続きの隣国は存在せず, 農産物の輸出に際しては関税のみならず動植物検疫等の国境措置を経なければならない状況にある。また, EU共通市場とは異なり, 日本の位置する東アジアは食料不足地域である。

このような農業関係者の努力だけではいかんともしがたい日本とオランダを取り巻く環境の相違を等閑視して, オランダに学べば日本も輸出大国に成り得るという意見には到底与しえない。

しかし, 農作業の標準化や機械化を通じ

た農業経営の効率化、新品種の開発や高収量技術の普及を支える農業教育・普及・研究システムEER triptych、農業者間での協働の促進等については、日本がオランダから学べることは少なくない。

つまり、日本は国全体で一律にオランダの農業を模倣するのではなく、オランダと日本の違いを踏まえ、日本にとって有益なオランダの知見を峻別し、その知見を導入するのに適した地域や品目を検討することが求められよう。

日本政府は2020年までに農林水産物・食品の輸出額を1兆円へと増加させる目標を掲げている。11年の農業産出額は8兆3,462億円なので、一見すると20年には日本で生産された農産物の1割以上が輸出されるように見え、輸出は日本の農業を成長させるエンジンであるかのように思える。

ところが、1兆円の目標のうち少なくとも5,000億円は加工食品であり、生食用の農産物は青果物が250億円、牛肉が250億円等で、11年の農業産出額（野菜2兆1,343億円、果実7,430億円、肉用牛5,029億円）と比較すると非常に小さい^(注23)。それゆえ、たとえ目標が実現しても農産物の輸出が日本の農業生産の拡大につながるのか疑問視する意見もある^(注24)。

農産物の輸出を増やすだけでなく、日本国内で消費される外国産農産物を国産農産物で代替することを通じて、これ以上の自給率の低下を食い止め、日本の農業生産の維持・拡大に努めることも、依然として重要であろう。その1つとして、加工・業務

用需要に占める国産農産物の利用割合を高める施策—例えば、加工適性の高い品種の育種や普及等—が必要だろう。^(注25)

(注17) 首相官邸(2013d)では、「オランダは、農業条件が不利な状況にもかかわらず、農業貿易で最も黒字を計上している世界最強の農業国である」としている。

(注18) 首相官邸(2013e)によると、「オランダ等は、農業条件がさほど良くなくとも、農業で貿易を伸ばしている世界最強の農業国の一つであり、我々は多くを学ぶべきである」との発言を確認できる。

(注19) 首相官邸(2013c)によれば、「提案したいのは、日本で世界一の農業をつくるためにオランダをベンチマークとすること」との発言を確認できる。なお、オランダは自国を「世界最強の農業国」とは必ずしも捉えてはいないようであり、「オランダが依然として明白なマーケットリーダーであるのは、唯一観賞用植物においてのみである」等と認識しているようだ。(Ministry of Agriculture, Nature and Food Quality (2005)では、90年代半ば以降に、オランダの農業生産の成長が、野菜でスペイン、豚肉でデンマーク、鶏肉でドイツ、フランス、イタリア、バレイショでベルギー、フランス、ドイツの後塵を拝していると記した後に、It is only in the production of ornamental plant products that the Netherlands is still the undisputed market leader.と述べている。)

(注20) 例えば、大泉(2013)は、オランダ等欧州各国の「付加価値の高い特定の農産物に特化し、市場開拓商品開発に前向きな農業」を「成熟国型農業」と捉え、日本も「稲作偏重から脱し」、「顧客志向型農業を推進し、新たな商品開発や国内外での市場開拓、とりわけ輸出、世界市場開発に前向きに取り組むこと」を提案している。

(注21) 例えば、北海道十勝地域の農協は長芋や冷凍枝豆の輸出を伸ばしている。ただし、長芋については国内市場の需給調整のための輸出という側面がある。

(注22) 首相官邸(2013e)には、「オランダがドイツに輸出するということは、距離として、日本においては山口県が岡山県に製品を出すのと同じような感覚ではないか」というオランダの輸出先国へのアクセスの容易さを指摘する林農相の発言がある。

(注23) しかも現状では加工食品の原料農産物の少なからぬ部分は外国産である可能性がある。例えば、清水(2008)によれば、日本は小麦粉290

千トン、うどん・そうめん10千トン、インスタントラーメン9千トンを輸出している（なお、International Trade Centreのデータによると、11年における小麦加工品を含むHS19類の日本の輸出額は369,595千ドル＝約370億円）が、これらの品目の原料となる小麦の自給率は低い。

（注24）例えば、三輪（2013）。

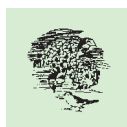
（注25）農林水産省（2013）によれば、野菜の加工・業務用需要に占める国産の割合は、90年の88%から10年の70%へ低下した。

<主要参考文献>

- ・ Hans J.M. Dons, Raoul J. Bino（2007）
“Innovation and Knowledge Transfer in the Dutch Horticultural System” Pathways to High-tech Valleys and Research Triangles
- ・ ING Economics Department（2011） Dutch trade: more European than global
- ・ Li Weimin（2009） Dutch agriculture through the eyes of a Chinese economist
- ・ Michiel van Galen, et al.（2010）
Competitiveness monitor for greenhouse vegetables
- ・ Ministry of Agriculture, Nature and Food Quality（2005） The Choice for Agriculture; A vision of the future of Dutch agriculture
- ・ Piet Rijk, et al.（2009） Dutch agriculture and horticulture with a glance at South Korea Policies and results in the past, present and future
- ・ 一瀬裕一郎（2013a）「オランダ農業が有する競争力とその背景」農林水産省『平成24年度海外農業情報調査分析事業（欧州）報告書』3月
- ・ 一瀬裕一郎（2013b）「オランダ農業の競争力と農産物貿易」『農中総研 調査と情報』5月号
- ・ 大泉一貫（2013）「成長戦略を問う―農業④ 稲作偏重から脱却せよ」日本経済新聞13年5月9日付
- ・ 木村慶男（1994）「ヨーロッパの農業支援システムとその特色」『全集 世界の食料 世界の農村 世界の農業支援システム 普及からサービスへ』農山漁村文化協会

- ・ 椎名重明（1963）『オランダの農業経済―世界農業経済概観』農林水産業生産性向上会議
- ・ 清水徹朗（2008）「小麦加工食品を巡る最近の動向」『農中総研 調査と情報』3月号
- ・ 首相官邸（2013a）「第2回産業競争力会議後の甘利大臣記者会見要旨」13年6月10日アクセス
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/skkaigi/dai2/gijiyousi2.pdf>
- ・ 首相官邸（2013b）「日本の農業をオールジャパンでより強くし、成長輸出産業に育成しよう！」13年6月10日アクセス
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/skkaigi/dai2/siryousi3.pdf>
- ・ 首相官邸（2013c）「第2回産業競争力会議議事要旨」13年6月10日アクセス
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/skkaigi/dai2/gijiyousi.pdf>
- ・ 首相官邸（2013d）「第7回産業競争力会議配布資料 資料3 農業輸出拡大・競争力強化（新浪主査）」13年6月10日アクセス
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/skkaigi/dai7/siryousi3.pdf>
- ・ 首相官邸（2013e）「4/19 産業競争力会議テーマ別会合」13年6月10日アクセス
http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/kaigou/pdf/h250419_gijiyousi.pdf
- ・ 農林水産省（2013）「加工・業務用野菜をめぐる現状」13年6月10日アクセス
http://www.maff.go.jp/j/seisan/kakou/yasai_kazitu/pdf/kg-yasai.pdf
- ・ 宮部和幸（2009）「オランダの青果物流通システムの変化―1990年代後半以降の青果物流通の激変を中心として」『野菜情報』10月
- ・ 宮部和幸（2011）「1990年代以降のオランダ農業構造の変化と特質」『食品経済研究』第39号
- ・ 三輪泰史（2013）「農産物輸出は「成長産業」なのか？」13年6月10日アクセス
<http://www.jri.co.jp/page.jsp?id=22572>

（いちのせ ゆういちろう）





TPP交渉・重要品目の維持, 首相の直接関与が問われる

4月20日、TPP交渉を行う11か国は日本の交渉参加を承認した。4月24日、アメリカ政府＝通商代表部は、議会に日本の同交渉への参加を通報した。90日間の議会との協議期間を経て7月23日に、日本の参加が自動的に決まることになる。

4月12日、日米事前協議の合意が発表された。そのポイントは以下のごとくである。

- ①アメリカの自動車関税(乗用車2.5%, 軽トラック25%)の関税撤廃期間を米韓FTAの場合(乗用車5年, 軽トラック10年)を大幅に上回る, TPPにおける最も長い期間とする。
- ②日本は、新規のがん保険, 医療保険の日本郵政への認可を控える(しない)。
- ③日本の非関税措置〔知的所有権の保護のための強制措置の強化, 入札割り当ての段階的縮小, 食品添加物のリスク評価の合理化など〕について、日米協議をTPPと並行して行う。

アメリカの自動車関税の扱いは、対米交渉における数少ない日本の交渉武器であり、交渉のなかにおいて協議－交渉されるべきものである。それを、何の代償を得ることもなく、事前協議においてアメリカの望むままに大幅譲許した。非関税措置についての日米協議も、これまでアメリカが要請してきたことプラス現在アメリカ企業が要請していることをすべて盛り込んでいる。日本は、交渉に入りたいがために、高い入場料を支払ったのである。外交の敗北というしかない。

アメリカ通商代表部は、ペルー・リマで行われた第17回TPP交渉の終了後(5月25日)、アメリカの業界団体に対し、「交渉の年内妥結を目標とする。そのためには、優先順位を決める必要がある。アメリカは全てをとれるわけではない。ビジネス界もそれを理解する必要がある」と語ったと報じられている。これまでアメリカは、繊維製品の原産地ルールについて、「原糸以降の全ての段階において100%TPP域内産でなければ、関税撤廃の対象としない」としてベトナムに対し繊維製品の関税撤廃－削減を拒否してきたが、リマにおいて、100～170品目の原糸について例外を認める案を提示し、一定の柔軟性を示したのである。「10月大枠合意→年内妥結」を意識した行動といっている。

TPP第17回交渉は、10月大枠合意・年内妥結に向けて、7月に新たな全体交渉

(7月15～25日、マレーシア・クアラルンプールにおける第18回交渉)を設定した。交渉期間は、当初、7月15～24日の10日間であったが、その交渉に参加したいという日本の強い要請もあり、交渉期間を1日延期したのである。日本の参加は7月23～25日の3日間となる。だが、わずか3日間であり、日本は、7月22日までは、交渉に提起されている提案文書を見ることさえできない。日本が実質的に参加するのは、9月の第19回交渉(場所：未定)からである。

10月大枠合意まで、たった1回の全体交渉では、時間が決定的に限られている。さらに、後発国には、「これまでに確定された事項は無条件で受け入れなければならない」という条件が付けられる。「ルール作りを主導する」(安倍首相)ことなど考えられない。ルール作りに関与することさえ極めて限定的にならざるを得ないであろう。本来ならば、合意されたルール協定を見て、参加するか、しないかを判断するという問題なのである。

安倍首相は2月の日米首脳会談・同共同声明において「2011年11月のTPP首脳の声明」を受け入れた。この声明は、

- ①包括的な市場開放＝関税と商品・サービス・投資への障害を撤廃することを目標とする。
- ②商品の市場開放は、WTO義務を大幅に超える約束と非関税措置の廃止を含む関税の撤廃を措置する。
- ③関税表(関税撤廃・削減の行程表)には約11,000の全品目を載せる、としている。関税撤廃を目標とし措置するとしているのである。
- ④同時に、センシティブティ(重要品目)を適切に処理する、とされている。すでに、ここにおいて重要品目の処理に言及されている。しかし、その「処理」は、交渉目標＝関税撤廃の枠内での処理(長期間の関税撤廃、セーフガード)と見るべきであろう。

ここからみて、日本にとって、交渉が極めて厳しいものになることは必至である。

衆参農林水産委員会は重要6品目(コメ、麦、砂糖作物、牛肉、豚肉、牛乳乳製品)を関税撤廃の例外(除外、または再交渉の対象)にすることを決議した。

日本の交渉は、これを目的とする。それを実現するために、首相が、交渉の最終局面で交渉に直接関与し、重要品目の措置を実現する、責任ある対応が問われている、といえよう。

(日本農業研究所 客員研究員 服部信司・はっとり しんじ)

NAFTA発効後のメキシコ農業

—大規模農家に傾斜した農業支持と小農の移民流出—

主席研究員 阮 蔚 (Ruan Wei)

〔要 旨〕

- 1 農産物を含め「例外なき完全自由化」を目指すNAFTAへの参加によって、メキシコは一連の大胆な市場化改革を実施した。改革は、農業補助金のカット、国営食糧公社の解体、農業支持政策の価格支持から直接支払いへの転換、貿易と直接投資を阻む障壁の撤廃、企業参入を促す農地改革などに及んだ。
- 2 市場化改革の結果、メキシコの農業は穀物等の輸入が急増したが、農業の基盤は維持され、トマトなど労働集約的農産物の輸出はむしろ拡大した。同時に、主食のトウモロコシも増産できた。農業生産分野は全体としてNAFTA参加の激変に耐え抜いたことになる。これは、農業生産に最も重要な役割を果たしている大規模生産者に大部分の支持措置が集中したためである。一つの政策で、経済効率（大規模農家への傾斜）と社会公平（零細農家への傾斜）の二つの目的を同時に達成することが難しいことを示している。
- 3 実質的に切り捨てられた多数の零細農家は、不法を含め米国への移民に流出した。移民者数は人口の約10%にも匹敵する規模となり、移民の送金は農村の貧困削減に大きな役割を果たした。小農たちは自助努力で農業自由化に対処した形になるが、同時に、NAFTAは貿易と投資の自由化だけでなく、労働力の越境移動をも実現させた最初のFTAとなった。
- 4 農地集中と企業参入を促す農地改革も実施された。しかし、農業を離れ、村を離れたとしても、外での地位は不安定であるため、農民は安易に自分の所有する農地を手放さず、農地の集中は期待通りに進まなかった。
- 5 農業生産分野ではなく、農産物の流通・加工等の分野に米国系多国籍企業が多数投資している。これは、前者は相対的にリスクが高く、後者は相対的に利益が高いことを示唆している。また、投資したこれらの分野に強い自国企業が多く存在しない場合、投資国企業による寡占的状态が形成されやすいことをも示している。

目次

はじめに

1 NAFTA締結と全面的市場化の農政改革

- (1) メキシコのNAFTA締結の背景
- (2) 価格支持制度の廃止と国営食糧公社の解体
- (3) 農地集中と企業参入促進のための農地改革
- (4) 直接支払政策（PROCAMPO）等の導入

2 大規模農家の優遇と零細農家の自助努力

- (1) 支持政策の大規模農家への傾斜
- (2) 小農の自助努力としての労働力移転

3 貿易・投資自由化による農業の変化

- (1) 農産物貿易自由化とトウモロコシ増産
- (2) 直接投資の増加とその利害

むすび

はじめに

NAFTAは二つの先進国と一つの途上国を対等に扱う最初の協定であり、またこれまでのFTAのなかで農産物を含む貿易と投資の全面的自由化にかかわる最も広範な地域間協定である。それゆえにNAFTAが今、日本にとって大きなテーマとなっているTPPに最も近いとみなされるのである。

メキシコは、農業、工業、金融等ほぼ全ての経済分野において、その発展水準がNAFTA加盟国の米国とカナダに比べ大きく遅れをとっている。農業分野では、生産技術や農家の経営規模など農業生産の諸要素、政府による農業支持の水準等において、米国とカナダにはるかに及ばないのである。それでも「例外なき完全自由化」を迫られた。メキシコの最も重要な農産物であるトウモロコシを例にして見てみよう。

トウモロコシはメキシコの主食で、食料安保の問題があるうえに、また多くの先住民が伝統的に零細規模で栽培し、先住民の

アイデンティティないしメキシコの国づくりにかかわるセンシティブな作物である。しかし、NAFTAでは、トウモロコシも15年間という長期の猶予期間を設けられたとはいえ、最終的には完全自由化された。自由化後のライバルは世界最大のトウモロコシ生産国で最強の競争力を持つ米国であった。

メキシコのなかでは当初、NAFTAを締結したらメキシコのトウモロコシ生産及び多数の零細農家に壊滅的な打撃をもたらすのではないかと反対の声も強かった。それでも、当時のサリナス大統領はNAFTAがメキシコの市場改革遂行の制度的保障になると主張し、「メキシコが世界のトップクラスの国としての地位を達成するための最善の方法だ」という言葉を残して、NAFTAへの加盟を決断した。

メキシコはTPPの交渉にも参加しているが、メキシコ国内ではTPPをめぐる議論はほとんどない。2013年2月にこの点をグアダハラ大学の教授に質問すると、「すでに最も厳しいNAFTAに参加しているから、もう恐れるものはない」という答えであっ

た。NAFTAのインパクトの大きさを象徴していよう。

NAFTAが発効して20年を迎えようとしている。厳しいNAFTAの環境の下でメキシコの農業と農家はどう生き残ってきたのか。これを解明するために、本稿はまずメキシコ農政の市場化改革を概観し、次にこの農政改革によるメキシコの農家と農業への影響、この影響を軽減するための大規模農家と小農の対策を分析し、合わせて穀物メジャーなど米系多国籍農産企業のメキシコ進出による影響を指摘する。最後に、NAFTAと共通性の高いTPPにも若干の考察を加えたい。

1 NAFTA締結と全面的市場化の農政改革

(1) メキシコのNAFTA締結の背景

メキシコは1982年に対外債務返済不能という国家破綻の危機に直面し、IMFや米国財務省、国際金融機関による巨額の救済措置を受け入れた。救済の条件として厳格な返済義務とともに、農業などへの補助金カットなど緊縮財政や公的企業の民営化、貿易と直接投資を阻む障壁の撤廃、内外企業の無差別的な取り扱いなど、きわめて幅広い市場化改革を課せられた。これら一連の新自由主義政策は後に「ワシントン・コンセンサス」とも呼ばれ、多くの途上国の改革に適用されることとなった。

メキシコは、求められた条件に従って、40年代から追求してきた国家主導の輸入代

替工業化政策を放棄し、輸出振興型市場化政策へと経済開発路線を大きく転換した。債務救済の条件というやむを得ない面があったものの、それまで数十年間実施してきた国内産業保護的な開発政策は、重い財政負担、汚職、資源配分の不公平、非効率などの問題が深刻になり、メキシコサイドからみても、効率性の向上に向けて制度的改革をせざるを得ない面も大きかった。メキシコのこの新自由主義政策への転換を決定的なものにしたのは、94年1月に発足したNAFTAへの参加である。

NAFTAへの参加によって、メキシコは国内要因による市場化改革の停止や後退の道を閉ざされ、市場改革に向かわざるを得なくなった。実際にメキシコは、NAFTA発効直後の95年に、82年と同じパターンで規模が拡大した債務危機を経験した。IMFや世銀、米国財務省等による救済額は82年の870億ドルから倍近くの1,700億ドルに上った。その救済策の条件として、より一層の緊縮財政と徹底的な自由化改革を実施せざるを得なかった。その結果、95年には約100万人とも言われる失業者の発生やGDPが前年より6.2%も減少する深刻なマイナス成長に襲われた。にもかかわらず、メキシコ政府はNAFTAで約束した市場化改革はストップすることなく予定通りに進めた。

いわば、80年代の救済策の条件となる市場化改革がタイムテーブルのない断片的なものであったとすれば、NAFTA締結後の市場化改革はタイムリミットのある後退できない抜本制度改革となった。

(2) 価格支持制度の廃止と国営食糧公社の解体

メキシコが取り組んだ一連の大胆な市場化改革のなかで、農業分野については、農業への財政支出の大幅カット、規模拡大と企業の参入を促す農地改革（メキシコ革命以来の伝統である共同体農場エヒードの解体）、従来の農産物の価格支持政策から直接支払いへの転換、高関税や輸入許可制等の国境措置の撤廃などがある。

農業部門への歳出は1980年代から90年代にかけ一貫して縮小され、特に95年の金融危機の直後は前年比50%減と極めて大幅な削減となった。中央政府の財政支出に占める農林水産業部門の比率は90年の11.1%から95年の4.7%へと短期間に激減し、04年にはさらに3.1%まで低下した。^(注1)

メキシコでは、30年代以降、都市化が急速に進む一方、農業生産、貯蔵・輸送インフラ能力の不足により、都市部では慢性的食料不足と価格高騰に見舞われた。^(注2)これは、40年代から追求してきた輸入代替工業化政策に欠かせない工場労働者の賃金抑制によって大きな打撃となり、その観点から都市住民への安価な食料の安定供給という目的が改めて農業に求められた。また、輸入代替工業化の推進に必要な外貨獲得は農業にも求められた。

それに対処するために、メキシコ政府は、灌漑設備や貯蔵・輸送等のインフラ構築のための投資、農産物品種と生産技術の改良と普及、農村向け金融、トウモロコシ等主要農産物の価格安定化のための保証価格制

度（1953年から）、輸入農産物への高関税など、積極的な農業への支持政策、保護政策を採った。その結果、メキシコは40年代から自給自足ができるようになり、60年代になると数年間ではあるが、トウモロコシの輸出の実績もあげたのであった。

しかし、90年代からの市場化改革は、こうした農業政策を真っ向から否定するものであった。そのなかで、灌漑施設や農業研究・普及、農村金融支援等は大幅に削減され、さらに、農産品の保証価格の引下げや撤廃など、支持政策も全面的に見直された。同時に、国営食糧公社（CONASUPO）も解体のプロセスに入った。CONASUPOは、主要農産物の安定供給と価格安定化に対する政府の介入と保護政策を全面的に実施する公的企業として、65年に設立された。^(注3) CONASUPOが保証価格で買い付ける品目は、トウモロコシやフリホール豆、小麦、コメなど12品目の主要農産物にわたり、その輸送・貯蔵・加工・販売・輸入の流通の全段階を担い、また低い価格で低所得世帯に食料を供給した。農業保護とともに貧困層扶助を目的とした組織でもあった。81年におけるCONASUPOの生産者補助金額は、最大の生産物であるトウモロコシの総生産額の66%に相当する規模になった。^(注4)

CONASUPOは既に82年以降、次第に活動を縮小し、89年にトウモロコシとフリホール豆を除く10品目の保証価格を廃止し、さらに99年にトウモロコシの保証価格を撤廃するとともに、CONASUPOも解体された。

メキシコの農業保護政策の抜本的改革の

一環であるこのCONASUPOの解体は、NAFTA参加という外圧によるところが大きい。50年代からの主要農作物への手厚い価格支持政策は財政的にも限界に達しており、改革は不可避だった面もあった。CONASUPOの最大の受益者が南部の零細農民ではなく北部の大農場だったこと等、価格支持政策は既得権益化され、それをめぐる汚職も深刻化していた。メキシコ政府内部でも改革を求める声は高まっていたのである。

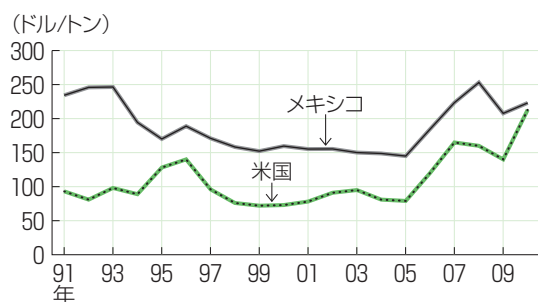
この保証価格の引下げにNAFTA締結による関税と非関税措置の撤廃が加わり、その結果、農産物の輸入が増加し、国内の農産物価格は大幅に下落した。たとえば、メキシコのトウモロコシ生産者価格（トン当たり）は、93年の247ドルから94年の194ドル、95年の170ドルへと2年間で31%下落した（第1図）。大豆価格も91～95年の間に45.3%も下がった（第2図）。いうまでもなく、こうした価格低下は消費者に恩恵をもたらす一方、生産者に大きな打撃となった。

（注1）田中（2007，p40）

（注2）谷（2011，p207）

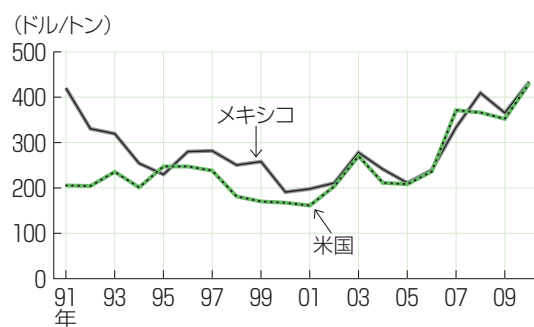
（注3）Yunez Naude（2003，p2）

第1図 メキシコと米国のトウモロコシ生産者価格



資料 FAO統計データベース(FAOSTAT)から作成

第2図 メキシコと米国的大豆生産者価格



資料 第1図に同じ

（注4）UNCTAD（2013，p73）

（3）農地集中と企業参入促進のための農地改革

メキシコの一連の新自由主義改革のなかで、農地集中と企業参入を促す農地制度改革も象徴的な意味を持つ。

メキシコ近代史のなかで、メキシコ革命（1910～17年）の結果である1917革命憲法はシンボリックな存在であった。メキシコ革命は土地なし農民と零細農民が主体となる農地解放運動の側面があったため、農地改革は革命憲法（1917年制定）のなかで重要な地位を占めている。革命憲法27条では、農地の私有面積に制限を加え、それを超える分を政府が収用して、その利用権を農民に再分配することを定めていた。この場合の分配は個人ではなく、エヒードという共同体農場に分配するのである。最小20名の農民が集まって共同体農場のエヒードを作り、共同でエヒードの分配地を耕作する場合もあるが、大半の場合はエヒードの構成員である各農民の分割地に分割されて個別に耕作される。ただ、エヒード分割地の所有権

は国家に帰属し、相続以外に、土地の私有、^(注5) 売買、賃貸、担保化は禁止されていた。

メキシコ革命憲法が制定される前の1905年に、メキシコの土地所有は、人口の0.2%しか占めない8,431人の大地主（アセーダー）が実に87%の土地を所有するという極めて偏ったものであった。一方、土地なし農民（ペオン）は320万人に上り、人口の91%を占めていた。1917年から91年までの間、国土面積の約半分にのぼる1億haの農地（耕地、牧草地、山林を含む）はエヒードを形成する380万人の農民に再配分された。これによってメキシコは、ラテンアメリカのなかで大土地所有を最も緩和した国となった。^(注6)

しかし、集中の程度は改善されたとはいえ、依然として大土地所有対零細農家という二重構造が継続していたことは事実である。例えば、農地改革から60年以上たった81年（81年メキシコ農業センサス）に、2ha以下の農業経営体は全経営体の34.0%を占めるが、全農地面積に占める割合は1.7%しかなく、5ha以下の農業経営体は農場経営体総数の58.8%を占めるが、全農地面積の5.7%を所有するにすぎない。一方、100ha以上の農地を有する経営体は全経営体数の2%であるが、全農地の66.1%を占め、2,500ha以上の農地を有する経営体は全経営体数の0.9%しかないが、全農地の33.5%も占める。^(注7)

さらに、大規模農場は主として長期にわたる灌漑等インフラ投資をしてきた北部に集中し、一方、小農は人口密度の高い天水農業を主とする南部に集中している。こう

した二重構造及び南北間の地域格差は温存されてきた。同時に、大規模農場は輸出向け商業的生産や高単収という近代的・先進的農業を行っているのに対し、零細農家は主に国内消費向け及び自給用の生産という^(注8) 伝統的・後進的農業にとどまっている。北部の大規模農場は、輸入代替工業化期のメキシコにおいて野菜や果物などの輸出による重要な外貨獲得源となっていたため、政府としては競争力のある農業を温存したのである。^(注9)

農地改革が不完全であったにもかかわらず、メキシコはNAFTAの発効に向けて、二重構造を縮小する改革を継続するのではなく、逆に効率性向上の方向にかじを取った。92年に憲法第27条が改正され、政府は農地再分配の終了（エヒード制度の終了）を宣言するとともに、エヒードについても私的所有権を確定することになった。これによってエヒード農家の土地の賃貸借や売買も合法化され、国内外の企業との合弁事業を行うことも容認された。さらに、細分化された土地の再編によって近代的農業経営や農業への外国直接投資を促すため、法人には個人に認められる25倍の規模の土地所有が許可された。^(注10) 小農の退場による農地の集中で国際競争力を高める狙いを持った農地改革であった。

しかし、憲法を改正してエヒード共有地の私有や売買が認められたにもかかわらず、現実にはエヒード構成員による土地の私有化はほとんど進まなかった。農地改革が10年経った時点で、私有化されたエヒードの

土地は依然として1%以下にすぎなかった。^(注11)

エヒードの私有化が進まなかった要因はいくつか考えられる。メキシコの先住民の間では、土地は村落共同体で所有するという伝統がある。また、米国への移民を含め村外へ出稼ぎに行った者にとって、失業などの不安も常にあるため、エヒードはいざという時に彼らの最低限の生活を保障する場としての意味合いが根強い。

エヒードの私有化が進まなかったこともあり、小農の退出による農地の集中も期待外れとなった。07年のメキシコ農業センサスによると、2ha以下の小規模経営体は依然として全経営体の44%を占めるが、その農地面積は全体の2%しかない。一方、1,000ha以上の農家数は全体の0.2%に過ぎないが、その農地面積は全体の39%を占めている（第3図）。

(注5) 石井 (2003a, 2003b)

(注6) OECD (2006, p140)

(注7) 石井 (2004)

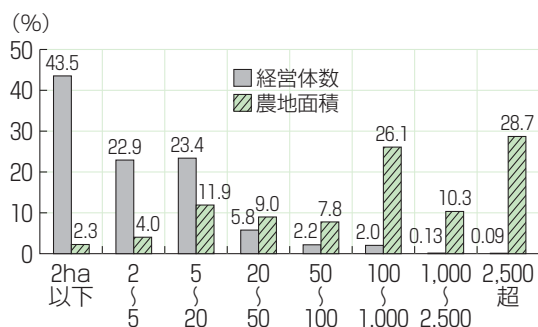
(注8) 石井 (2004)

(注9) 石井 (2003b)

(注10) 石井 (2002)

(注11) OECD (2006, p141)

第3図 メキシコの農業経営体数と所有農地面積の割合(2007年)



資料 2007年メキシコ農業センサス(FAO HP)から作成

(4) 直接支払政策 (PROCAMPO) 等の導入

市場化改革を急いだメキシコは、保護政策の撤廃や貿易・投資の自由化による農業への影響を緩和するために、93年に、ウルグアイラウンドやNAFTAと矛盾しない「農村直接支援プログラム」(PROCAMPO)を導入し、農業支持政策を従来の価格支持から直接支払いへの転換を図った。^(注12)

PROCAMPOの特徴は、特定品目の生産量ではなく、耕作している農産物の面積に応じて、単位面積当たり一定の基準額をかけて補助金額を生産者に直接に支払うものである。

補助対象は93年末まで土地登記のなされている農地で耕作していた農家に限られ、それ以後に新規に耕作を開始した農民は原則として補助支給の対象にはならない。また、常緑樹、サトウキビの耕作地はプログラムの実施対象から除外される。PROCAMPOには240万人の生産者が登録され、このうち自給用の作物を生産している農家は220万人である。^(注13)

実施期間は、当初トウモロコシの完全自由化の過渡期と同様に15年と定めていたが、15年経った2008年に、PROCAMPOの廃止に対して大規模農家や有力者たちが強い反対運動を展開、当時のカルデロン政権が農業競争力の向上と貧困削減を優先課題としていたこともあって、PROCAMPOの制度は継続された。12年12月に発足したペニャニエト政権でも、同様の理由でPROCAMPOは継続されている。

PROCAMPOが実施されて以降、財政の農業支出が削減または据置の状況においても、PROCAMPOの金額は大きく減ることなく、特に2000年代に入ってから増えてきた。農業予算に占める割合は、99年の11.9%、03年の16.3%、12年の20.6%へと変動しながらも拡大し、PROCAMPOはメキシコ農政のなかで最も重要な役割を担うようになった。

ちなみに06年末に就任したカルデロン政権は農業重視の姿勢を示し、07年の農業予算は前年比19.8%も増加した。また、灌漑等インフラ投資額も増えるようになった。

PROCAMPO以外に、穀物等主要農産物の生産の安定と拡大にかかわる支持措置もあるが、06年までで支出金額が最も大きいものは、「目標所得 (Ingreso Objetivo)」である。この「目標所得」はスペイン語そのままの意味であるが、中身は「不足払い (deficiency payments)」である。政府が設定した「目標所得価格」と国際価格（輸入価格）の差を大規模生産者に直接に補填する。1トン当たりの単価を基準に生産量に応じ^(注14)て支払うため、生産刺激的である。

政府が設定した価格は、安い輸入品が入ってきても大規模生産者の増産意欲が損なわれないようにその所得を保証する意味合いがあるため、「目標所得価格」と名付けている。CONASUPO時代の保証価格の名残である。しかしながら、06年半ばから穀物等の国際価格（輸入価格）が急騰し、今日まで「目標所得価格」を大幅に上回っており、この補填はほとんど発動されなくなった。

その代わりに、06年から「価格ヘッジ」プログラムが急速に拡大し、近年PROCAMPOに次ぐ2番目に大きい支持措置となった。特徴は、生産者だけではなく生産物の買い手にも同時に補填するものであり、国内生産物の利用を促進し、輸入依存率を20%以下に抑える狙いがある。栽培時に生産者と買い手に売買契約を結ばせ、同時にシカゴベースの先物価格で価格リスクをオプションによりヘッジさせ、生産者と買い手の双方に対してオプション料の50~100%を補填^(注15)するプログラムである。

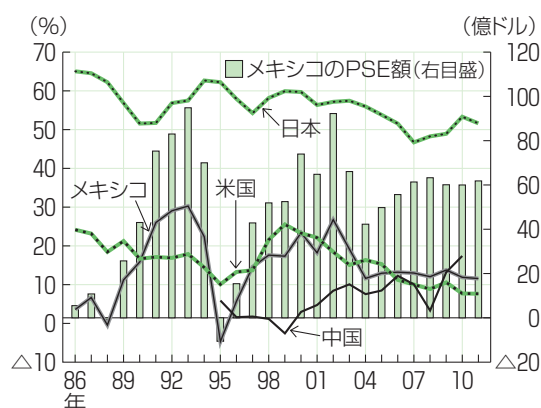
そのほか、飼料作物の輸送、保管、輸出等に対して補助を行う「穀物・油糧種子市場調整資金」、エネルギーや灌漑費用への補填などがある。

OECDの計算によると、メキシコの農業生産者支持評価額（PSE）は、NAFTA発効の94年に前年比26.1%減少し、金融危機の95年にさらに減少した。その後回復し、特に2000年代に入ってから、変動はあるが、増加傾向は維持されている（第4図）。農業保護率（% PSEとは、生産者支持評価額対農業総生産額）でみると、金融危機の95年にはマイナス5%に下がったが、その後上昇し、11年に12%と米国を上回り、農業生産者支持のスタンスが^(注16)うかがえる。

また、同様のOECDのデータによると、農業支持額の消費者負担は03年まで5~7割であったが、11年に17.4%に低下した。その代わり納税者負担は約8割となり、農業支持額の透明度が高まった。

（注12）Fox & Haight（2010）、OECD（2006）

第4図 農業保護率(%PSE)



資料 OECD(2012)から作成

(注) 1 PSE(生産者支持評価額)=農産物の関税・管理価格による内外価格差×生産量と補助金等財政支持額の計。

2 %PSE=生産者支持評価額対農業総生産

(注13) 田中 (2007, p48)

(注14) Fox & Haight (2010)

(注15) OECD (2012), Promar (2013)

(注16) Yunuze (2011)

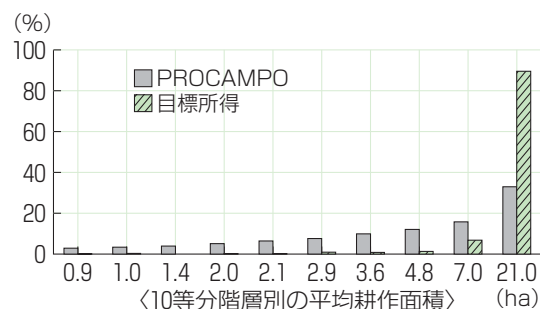
2 大規模農家の優遇と 零細農家の自助努力

(1) 支持政策の大規模農家への傾斜

しかし、農業支持の支出をみれば、補助が結果的に大規模農家に傾斜しているという大きな問題がある。前述のPROCAMPO以外の穀物・油糧種子市場調整資金、価格ヘッジ、目標所得、エネルギー補填等を含む投入資材と産出物にリンクする支持プログラムは、もともと大規模生産者を対象に設計したものとも言える。^(注17)

また、上記の最も重要な支持政策であるPROCAMPOは、零細農家をもターゲットにしているものの、面積に応じて支払うことになっているため、その補助金の大半は自然に大規模農家に傾斜することとなり、

第5図 メキシコの耕作面積階層別農家の受取補助金の比率(2006年)



資料 John Scott(2010)から作成

土地なし農民＝農業労働者はそもそも受益対象から外されている。

第5図のように、06年に、平均耕作規模最上位10%の農家は直接支払総額の33.0%と目標所得の89.6%を受け取っている。一方、平均耕作規模最下位10%の農家は、直接支払総額の2.9%と目標所得の0.1%しか受け取っていない。下位30%の農家でみても、直接支払総額の10.2%と目標所得の0.4%しか受け取っていない。^(注18) また、エネルギーと灌漑の補助金も、その約6割は耕作規模最上位10%の大規模農家に集中している。^(注19)

こうした手厚い支持政策は北部の大規模農場に傾斜したため、大規模農家はNAFTA発効後も収入減などの打撃を受けることなく、後述のようにトウモロコシやトマトなどの生産を拡大することができるようになった。これをもって、世銀、OECDは長年にわたり実施してきた農産物の価格支持政策から、生産者への直接支援というメキシコ農政の大幅な軌道修正が成功し、PROCAMPOによる農家への直接支援は有効だと評価した。一方、後述のように小農はより一層の貧困に追い込まれた。

このことは、一つの政策で、経済効率（大規模農家への傾斜）と社会公平（零細農家への傾斜）の二つの目的も同時に達成することが難しいことを示していると言えよう。

大規模農家に傾斜しているPROCAMPOに対して、メキシコ内外からの批判が強い。それに対処するため、メキシコ政府は修正を加えてきた。近年では、09年に5ha未満の天水農業を行う農家に対する支払額は、1ha当たり1,160ペソ（88ドル）から1,300ペソ（98ドル）に増額され、このカテゴリーに該当する受益者は全体の約67%に上った。同時に1農家当たり10万ペソ（約7,600ドル）^(注20)という補助金額の上限が設定された。また、メキシコ政府は、小農の貧困問題に対して、直接支払等農業生産支持措置とは別に、97年から貧困層の栄養改善、医療、子供の教育に対する直接的な支援（Opportunities等）を行うようになり、その効果が評価されて^(注21)いる。

(注17) Yunez (2011, p36)

(注18) Scott (2010)

(注19) Scott (2010, p66)

(注20) Promar (2012, p36)

(注21) 田中 (2007, p50)

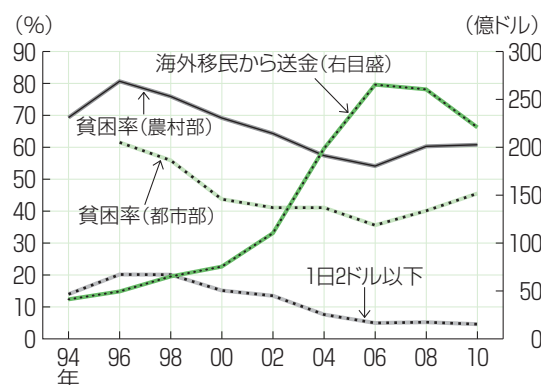
(2) 小農の自助努力としての労働力

移転

a 貧困の深刻化

そうした政策修正があったとしても、全体として大規模農家を優遇した結果、農村の貧困は激化した。第6図のように、NAFTA発効と95年の金融危機以降、貧困率（収入が必要な食料やサービスを受けるのに十分でない人口の比率を指す）が上昇し、96年に農

第6図 メキシコへの海外移民からの送金と貧困率の関係



資料 世界銀行から作成

(注) 貧困率はメキシコ政府による定義で、収入が必要な食料やサービスを受けるのに十分でない人口の比率を指す。

村部は80.7%，都市部は61.5%を記録した。その後10年では、農村部は60.8%，都市部は45.5%に下がってきた。世銀のデータでみると、1日2ドル以下の貧困者の全人口比率は94年の14%から96年の20.1%へと上昇した後、10年の4.5%へと低下した。

NAFTA発効後の貧困率の上昇は主として土地なし農民と小農に発生しているが、これは上述のように、もともと零細規模である上に支持措置が大規模農家に傾斜し、また外資の進出増等による農外雇用の機会が増えたものの、その数は限られ、しかも中高年の農民は工場労働者などに転換することが難しい状況がある。さらに、後述のように輸出が増加している野菜や果物の生産には資本や技術、市場情報アクセス能力等が必要となるが、大半の小農はこうした輸出機会を利用する条件を欠いている。いわば市場化改革のコストは小農に負わせ、農村の貧困を激化させたのである。13年2月に訪問したメキシコ大学院大学の著名な

農業経済学者Antonio Yunez-Naude教授がNAFTA発効に備えた政策の転換は、現実には「零細農家を切り捨てた」ことになったと指摘していた。

b 移民と送金による貧困の削減

深刻な貧困状況に追い込まれた小農たちは、生きる道として、米国への移民を余儀なくされた。もちろんメキシコ国内の都市部への出稼ぎ者もかなりいるが、95年の金融危機によって失業者が増加し、その後もメキシコ経済は高成長ではなかったため、都市部の雇用吸収力が高くなかった。

メキシコ人、特にメキシコ農民の米国への移民は、20世紀を通して常態化していたが、NAFTA以降不法移民を含んだ移民者数が急増した。メキシコ農村から米国への移民は、80～94年の間の92%増に対して、80～02年間に452%の増加となった。^(注22) 95～2000年の間に、米国にとってメキシコからの移民は、年間約227万人の流入超となっており、米国に住むメキシコ生まれの移民の数は、リーマンショック前の07年にはピークの1,250万人台に達した。^(注23) さらに、米国内の不法移民は11年時点で約1,110万人と推計され、そのうちの約6割がメキシコ出身とされる。^(注24) 13年2月にミチュアカン州サモラ(Zamora)にある先住民の村(Purepecha)で、米国で30年間働いて、定年になって村に戻ってきた夫婦に会ったが、その村のほとんどの家庭で、家族の1人以上がアメリカに移民していると聞いた。

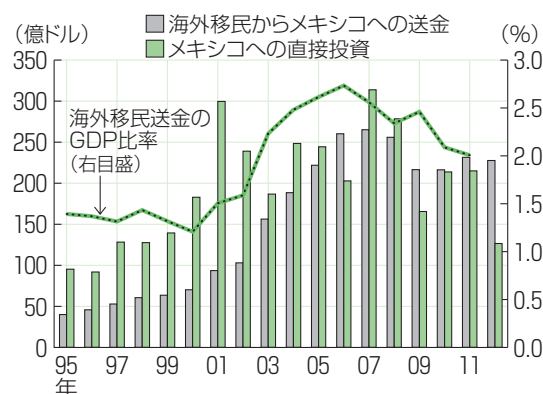
メキシコの人口の1割以上に当たる米国

への移民は、ほとんど経済活動人口であり、これはメキシコ経済活動総人口の約3割にも相当する。短期間にこうした大規模の労働力が越境移動したことは、空前な出来事と言えよう。労働力の自由な移動を認めていないNAFTAは、結果的にはこれまでのFTAのなかで最も大規模な労働力移動を促すものとなった。

移民の増加に伴い、移民者のメキシコへの送金額も年々増え、95年の40億ドルからリーマンショック前の07年にピークの265億ドルとなった。GDP比では95年の1.4%から06年の2.7%にも上った(第7図)。この送金額は、06年には初めてメキシコへの直接投資を上回り(09年から恒常的に上回り)、最大の外貨を稼ぐ手段となった。

また、第1表のように、所得別の家庭収入に占める移民送金の貢献度をみると、02年において最下位20%の農家の収入の19.5%を占め、移民の送金が主として農村の低所得層に流れていることを示している。前掲第6図のように移民の送金増加とともに貧

第7図 メキシコへの海外移民からの送金と直接投資およびGDP比率



資料 メキシコ銀行、世界銀行から作成

第1表 メキシコの移民送金の家庭収入への
貢献度(2002年)

(単位: %)

		国全体	都市部	農村部
所得階層	1(下位20%)	11.2	4.0	19.5
	2	2.5	0.8	6.8
	3	1.0	0.7	4.2
	4	0.9	0.4	1.7
	5(上位20%)	0.1	0.0	1.0
全体		1.2	0.5	3.5

資料 World Bank(2004), "Mexico Poverty in Mexico: An Assessment of Conditions, Trends and Government Strategy"

困率が低下してきたという傾向がみられ、いわばNAFTA発効と新自由主義経済への移行により押し出された小農の貧困を救う有効な手段が、米国への移民であったことを示している。もちろん、メキシコ政府が90年代末から行ってきた貧困対策も、2000年代以降、貧困率の低減に大きく貢献している。

(注22) Yunez (2011, p28)

(注23) 日経ビジネス12年5月24日「景気後退で米国ではメキシコ移民が流出超に」

(注24) 日本経済新聞13年1月28日付「不法移民 米が制度改革—市民権に道 中南米に配慮」

c 米国農業を支えるメキシコ人移民

米国への大量な移民がなかったとしたら、メキシコ、特に農村の貧困問題はさらに深刻になり、暴動が頻発し、治安はさらに悪化し、経済発展の足かせになっていたに違いない。

一方、ここまで大規模な米国への移民ができたのは、米国に強い低賃金労働者の需要があったからである。メキシコ人労働力は米国の農家などにとって安価で追い出しも自由で使い勝手のよい労働力となる。米

国の野菜や果物の生産や収穫、畜産の生産や屠畜・加工など労働集約的分野では、ほとんどメキシコ人が働いている。

実は、土地利用型の穀物分野においても、同様に多くのメキシコ人が働いていることは、米国労働省の国家農業労働力サーベイで明らかになっている。このサーベイは、89年から、穀物生産に携わる2,000人の労働者を対象にして実施しているものであり、この調査結果によると、07～09年の間、労働者の70%は外国人であるが、大半はメキシコ人であり、そのうち55%は不法移民である。^(注25)

サーベイを開始した89年には不法労働者は5人に1人の割合であったが、90年代半ばでは、5人に4人の割合に増えた。90年代半ばから2000年まで不法労働者は平均して約6割となっているが、ほとんどメキシコ人とされる。

米国は、穀物も野菜・果物も畜産物も強い競争力を持っているが、これらはこうした低賃金のメキシコ人労働力に支えられているのである。

(注25) Martin and Taylor (2013, pp13～16)

3 貿易・投資自由化による 農業の変化

(1) 農産物貿易自由化とトウモロコシ 増産

a 恒常的輸入超過と食生活水準の急上昇

農産物の全面的自由化を目指すNAFTAの発効後、メキシコの農産物貿易は確実に拡大した。同時に、輸入超過も常態化して

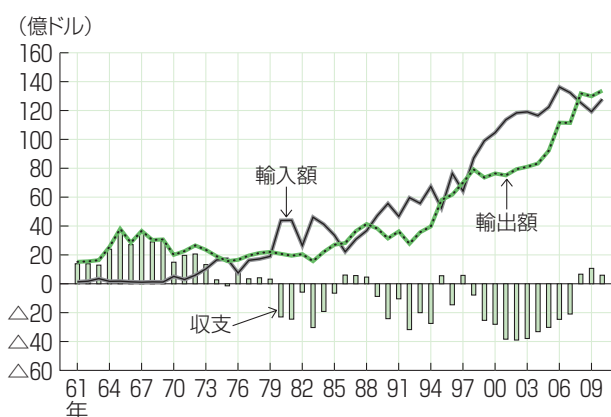
いる（第8図）。第2表のように、メキシコの農産物貿易はメキシコと米国の資源条件に従って拡大したと言える。

つまり、トマトやアボカド等メキシコの優位性のある労働集約的品目の輸出拡大、トウモロコシや食肉等土地利用型品目及びそれを飼料にした品目の輸入拡大である。輸入の急増により、穀物や食肉等の自給率が全面的に低下した（第9図）。ただし、この低下は国内供給が減ったためではなく、メキシコの食生活水準の急速な向上により、需要の増加が供給を上回ったためである。

第3表のように、1人当たりの食肉消費量は94～09年の間に45.2kgから63.8kgへと18.6kg増え、卵類も12.0kgから18.1kgに増加した。これは同期間、人口が2,134万人増えたなかで発生したものである。

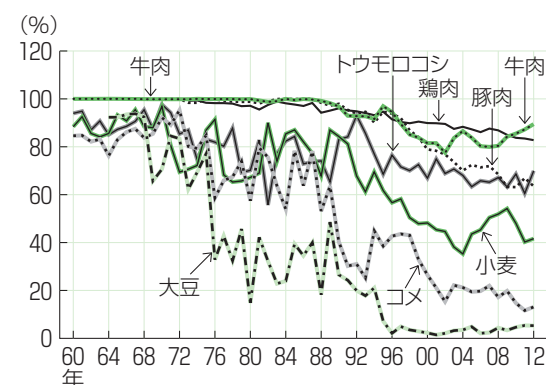
実は、NAFTA発効後も、メキシコの農業は、トマトやアボカドなど以外に、トウモロコシや鶏肉（第10図）、豚肉（第11図）、乳製品などの生産も拡大している（第4表）。ここでは、日本のコメ以上にセンシティブでかつ最大の生産物であるトウモロコシについて見てみる。

第8図 メキシコの農産物貿易収支



資料 第1図に同じ

第9図 メキシコの主要穀物と食肉の自給率



資料 USDA PSDから算出し作成

第2表 メキシコ農産物主要品目の輸出入状況

		(単位 百万ドル, %)						(単位 百万ドル, %)			
		94年	00	05	10			94	00	05	10
主要輸出品目の割合	輸出額	4,032	7,395	10,572	17,064	主要輸入品目の割合	輸入額	7,135	9,300	13,999	20,325
	果物・野菜	51.0	44.1	47.9	44.4		穀物類	15.3	16.3	13.4	16.1
	トマト	9.8	6.3	9.3	9.3		トウモロコシ	5.2	5.9	5.1	7.8
	アボカド	0.7	1.0	3.7	3.5		小麦	2.7	3.6	4.4	4.2
	ソフトドリンク	10.6	20.0	21.9	17.8		油糧種子	12.2	12.3	10.6	13.2
	ビール	5.8	11.9	14.2	11.0		大豆	9.0	8.4	6.8	7.8
	コーヒー・お茶	11.7	10.7	3.9	6.4		菜種	1.8	2.3	2.1	3.3
	穀物	3.1	4.5	5.3	8.2		食肉	13.9	17.9	17.7	16.6
	砂糖・蜂蜜	3.0	4.3	3.6	7.9		牛肉	4.0	7.6	6.2	4.2
	食肉	1.1	3.2	3.3	4.0		豚肉	0.8	1.8	2.7	3.4
	生きた牛	9.0	5.5	4.9	3.2		鶏肉	1.3	1.2	1.8	2.3

資料 第1図に同じ

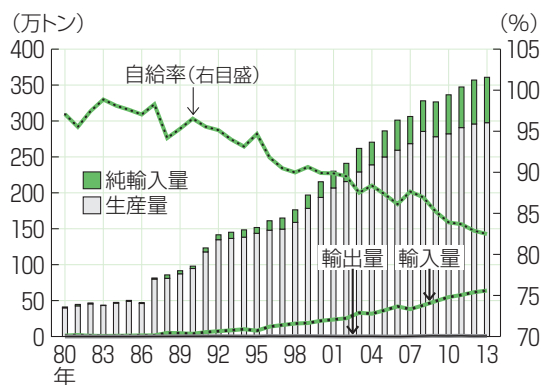
第3表 メキシコ1人当たり消費水準の変化

(単位 kg/人/年間)

	メキシコ		米国		中国		日本	
	94年	09	94年	09	94年	09	94年	09
穀類	177.1	161.6	116.2	108.2	168.8	151.4	125.0	114.7
果物	103.4	109.2	120.8	110.6	27.0	72.3	52.1	52.7
砂糖・他甘味料	49.6	51.7	67.3	64.2	6.3	6.6	31.5	27.8
植物油	11.2	10.3	24.7	28.0	6.4	8.9	13.8	15.2
野菜	42.9	57.1	128.9	122.9	141.7	321.5	114.7	101.6
卵類	12.0	18.1	13.7	14.1	11.2	18.5	20.0	19.1
魚介類	11.3	11.3	22.6	24.1	17.8	31.0	70.9	56.6
肉類	45.2	63.8	119.7	120.2	36.2	58.2	40.6	45.9
牛乳(バターを除く)	100.3	113.0	260.6	255.6	7.2	29.8	80.8	73.9

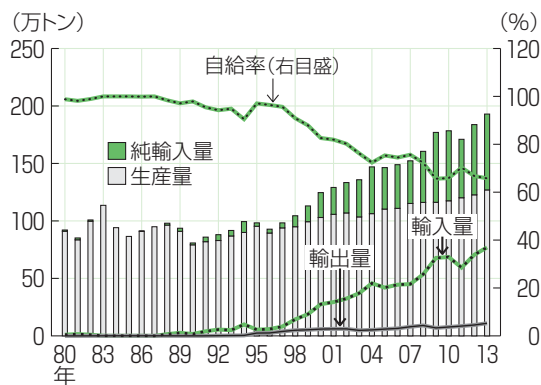
資料 第1図に同じ

第10図 メキシコの鶏肉の生産量と自給率



資料 第9図に同じ

第11図 メキシコの豚肉の生産量と自給率



資料 第9図に同じ

b 国民的シンボルのトウモロコシ増産

NAFTAは、トウモロコシ貿易の完全自由化に対して、08年までの15年間という最も長い猶予期間を設けた。ほかは即座か03

第4表 メキシコ主要農産物の生産量

(単位 千トン, %)

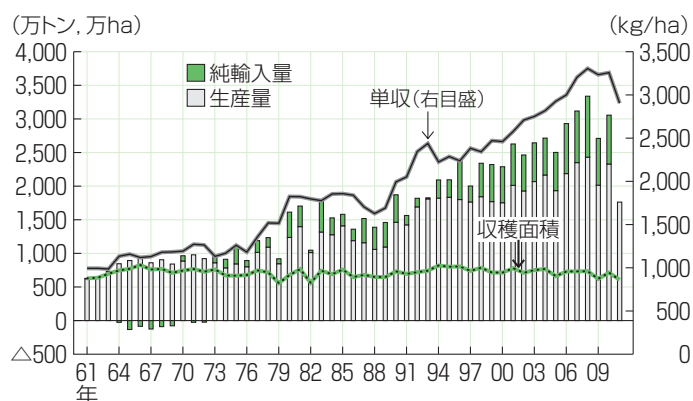
	94年	10	伸び率
アボカド	800	1,107	38.4
トウモロコシ	18,236	23,302	27.8
ソルガム	3,701	6,940	87.5
トマト	1,713	2,998	75.0
牛肉	1,365	1,745	27.8
鶏肉	1,126	2,681	138.1
生鮮牛乳	7,320	10,677	45.9
鶏卵	1,246	2,381	91.1
豚肉	873	1,175	34.6

資料 第1図に同じ

年までに自由化された。トウモロコシの保証価格は水準が引き下げられたが、「目標所得価格」などに変更して維持され、同時に08年まで関税割当制が実施された。割当枠は98年に281万トン、03～08年期間中、最大で326万トンとなり、割当枠を超えると98年に172%、03～08年期間中に98.8%の関税が設けられた。^(注27)

第12図のように、トウモロコシの純輸入量は94年の271万トンから10年の729万トンへと169%拡大し、また先述のように国内価格は大幅に低下した。にもかかわらず、トウモロコシの国内生産量も94年の1,824万トンから10年の2,330万トンへと27.8%増大した。そのうち、10年に国内で生産されたトウモロコシの91%は主食用のホワイト

第12図 メキシコのトウモロコシ生産と貿易



資料 第1図に同じ

トウモロコシであり、残りの9%は主として飼料原料となる黄色いトウモロコシである。^(注28)

メキシコのトウモロコシ増産の最大の要因は、灌漑施設を持ち商業的生産を行っている北部の大規模農家による増産である。2番目の要因は、零細農家のトウモロコシ生産も減らなかったことである。

第5表のように、93～08年の間にメキシコのトウモロコシ生産量は1,813万トンから2,441万トンへと629万トン増産した。同時期に、北部シナロア州のトウモロコシ生産量は、245万トンから537万トンへと292万トン増加した。シナロア州だけで、この期間中にメキシコで増産したトウモロコシの

46.5%も寄与した。その結果、全生産量に占めるシナロア州の割合は13.5%から22.0%に増加した。シナロア州の増産したトウモロコシのほとんどは灌漑によるものであった。

シナロア州のトウモロコシ増産は、上述した強い支持措置によるところが大きい。支持措置を少し具体的な例でみると、05年には目標所得という補助金の50%は主としてシナロア

州のトウモロコシ生産農家に支払われ、残りの部分は主として同じ北部にあるソノラ州の小麦農家、チワワ州の綿花農家とタマウリパス州のソルガム農家に支払われたが、これらはすべて商業的生産を行っている大規模農家である。また、PROCAMPO以外の投入資材と産出物にリンクする補助金の70%はトウモロコシ等基礎的農産物を生産する大規模農家に支払われ、この金額は2000～05年の間に年間4.3億～6億ドルに上っている。また、この補助金の約50%はトウモロコシ生産農家に、さらにそのうちの70%はシナロア州のトウモロコシ生産農家に支払われた。^(注29)

一方、零細農家も同様にトウモロコシの

第5表 メキシコ主要州のトウモロコシ生産

(単位 千トン, %)

	93年			08			伸び率		
	全国	シナロア	チアパス	全国	シナロア	チアパス	全国	シナロア	チアパス
合計	18,125	2,449	1,594	24,410	5,369	1,625	34.7	119.2	2.0
うち灌漑 (比率)	7,704 (42.5)	2,422 (98.9)	37.7 (2.4)	10,437 (42.8)	5,293 (98.6)	36.4 (2.2)	35.5 (-)	118.5 (-)	△3.3 (-)
州の比率	100.0	13.5	8.8	100.0	22.0	6.7	-	62.8	△24.3

出典 谷洋之(2010, p48)

生産を継続している。近年、メキシコでは250万の農家がトウモロコシを生産しているが、そのうち85%は5 ha以下の零細農家^(注30)である。零細農家が集中する南部のチアパス州はその代表である。第5表に示されているように、93～08年の間にチアパス州のトウモロコシ生産量の全国に占める割合は8.8%から6.7%へと減少したが、その生産量は1,594万トンから1,625万トンへと少し増加したのである。

メキシコの農村、特に人口密度の高い南部の農村では、ほかに仕事が見つからない人、国境を越えられない人が依然として多い。前述したように、これら零細農家はトマトなど他の商品作物へ転換する条件を基本的に持っていない。特に、90年代に財政支出の大幅カットにより社会サービスが有効に機能しなくなった時期に、農村ではトウモロコシが最低限の生存を守るための手段として、その役割が逆に重要となってきた^(注31)。つまり、自給のための生産は、価格の低下などとは関係なく継続されてきたのである。こうした零細農家の自給的生産は化学肥料等の投入も少ないため、そのトウモロコシの平均単収は1.9トン/ha（10年）と、北部の灌漑施設のある商業的生産農家の平均単収7.3トン/haに大きく水を開けられて^(注32)いる。

そのほか、メキシコにおいて、トウモロコシは主食だけではなく、90年代以降は飼料としての需要も急増し、またトウモロコシの価格は低下したものの、上述のように08年まで関税割当制という保護措置があっ

たため、小麦や大豆などに比べてその収益性が相対的に高かった。これらの要素もメキシコのトウモロコシ増産をもたらした要因と考えられる。

さらに05年以降、米国のトウモロコシ由来のバイオエタノールの生産が急速に拡大し、それによりトウモロコシの国際価格が大幅に上昇し、これもメキシコのトウモロコシ生産拡大の刺激要因にもなっている。

(注26) ほかに15年間の過渡期を設けたのはフリホール豆と粉ミルクである。Yunez (2011, p6)

(注27) Yunez Naude (2011, p8)

(注28) UNCTAD (2013, P84)

(注29) Yunez (2011, p36)

(注30) UNCTAD (2013, P84)

(注31) フィッティング (2012)

(注32) UNCTAD (2013, P85)

(2) 直接投資の増加とその利害

a 早急な直接投資促進による寡占化の進行

外資参入を妨げる障害の撤廃、内外企業の対等扱い、ISDS（投資家対国家の紛争解決）条約など、直接投資の促進はNAFTAの重要な目的となっている。NAFTA発効後、農地と絡む農業生産領域への直接投資はほとんどなく、その代わりに利益が相対的に高い流通や加工、畜産業等への米国系大手農産企業の投資が盛んである。また、これら米国系巨大資本の参入により、当該分野で寡占化状態が形成されつつあることが問題になっている。

例えば、穀物流通分野では、メジャーのカーギル社は、穀物の流通を独占していた国営食糧公社のCONASUPOの解体に伴い、それに代わる穀物流通調整者として大きな

役割を果たすようになった。メキシコで吸収合併したコンチネンタル社から引き継ぐなどしたカントリーエレベーターを複数所有するほか、メキシコ第2位のブロイラーインテグレーターで米国大手のピルグリム社、メキシコ製粉第2位のMINSAと連携している。^(注33)

同様に、穀物メジャーのADM社は12年までGRUMA社（MESECA GROUPの意）に23%出資し、共同でジョイントベンチャーも運営していた（12年にGRUMAに全株を売却）。GRUMA社はメキシコの最大手製粉会社MESECAを擁し、また世界最大のトルテイーヤ（トウモロコシ粉を原料にする主食）製造企業でもある。メキシコではトウモロコシ製粉はMESECA、カーギルと連携しているMINSAの大手2社に支配されている。^(注34)

また、種子や肥料・農薬などの市場でも米国企業による支配が進みつつある。たとえば、トウモロコシ種子ではハイブリッドが全体の30%を占めるようになり、そのうち^(注35)の約半数はMONSANTO社が占めている。

ブロイラー業界についても、メキシコに進出した米国ブロイラー大手のピルグリム社、タイソンフーズ社は、メキシコ最大手のBACHOCO社に次ぐ第2、3位のブロイラーインテグレーターとなっており、それぞれ28か所、7か所の処理施設を保有している。これら3社によりメキシコの養鶏産業はほぼ独占されている。^(注36)

養豚においても、米国養豚最大手のスミスフィールド社は、1972年に設立されたソノラ州の養豚組合であるALPROを前身と

するNORSON社を99年に買収し、メキシコ全土において生産拠点を拡大し、米国、メキシコ両国で養豚最大手の地位を確立している。同時に、対日輸出の最大企業にも成長している。^(注37)

このように、NAFTA発効後、メキシコの穀物流通・加工および近代的大規模畜産の相当部分は、米国系多国籍企業により支配されるようになった。これら米国系巨大資本はメキシコ大手企業と連携して、それぞれの分野で寡占的状态を形成している。こうした寡占状態をもたらした要因の一つは、急激な自由化を進めてきた結果、これらの分野において自国の近代的企業を育成する時間的余裕がなかったためである。

穀物流通・加工業界がその典型例である。CONASUPOが流通を独占した時代に民間企業の生存空間が限られたため、関係の民間企業が少なかったか弱かった。CONASUPOの解体と同時期に外資参入の規制も外されたため、米国系資本に対抗する自国企業を育成できなかった。こうして、CONASUPOの解体による流通加工の巨大な穴はカーギル社等によって埋められた。それはメキシコ経済にとっては付加価値の海外流出にとどまらず、自国の農業政策の遂行のうえでも様々な制約要因となる可能性がある。

(注33) Navarro (2007), IATP (2007), Ita (2007), UNCTAD (2013,P84-86)

(注34) ADM社リリース (2012/12/17) "ADM Sells Interests in Gruma and Related Investments", UNCTAD (2013,P84-86), IATP (2007), Navarro (2007), Ita (2007)

(注35) UNCTAD (2013, p124)

(注36) Zahniser (2007), 星野 (2008)

(注37) 渡辺ほか (2001), 星野 (2006)

b 寡占化による利害

米国系資本の参入は、メキシコのこれら分野の供給拡大、サービス水準の向上、流通効率と輸出競争力の向上などいわば農業構造の向上及び雇用の拡大などプラスの面があることは否定できない。しかし、米国系大手と少数のメキシコ資本による寡占状態が形成されると、市場価格が操作されやすいこと、伝統的手法による地場企業の育成が難しくなったこと等が指摘されている。

市場価格の操作については、07年の穀物価格高騰時に起こったいわゆるトルティーヤ危機がその一例である。この年、トウモロコシの国際価格は急上昇したが、メキシコ国内のトルティーヤ価格は政府が補助金を出したにもかかわらず、国際価格の上昇以上に暴騰した。これはトウモロコシの流通とトルティーヤの製造が少数の企業に支配されているため、これらの企業は利益を求めて価格の更なる上昇を狙って、抱えていた在庫を市場に出さなかった、また利益を求めて輸出したと指摘されている。^(注38)

地場企業の育成が難しくなったことについては、ISDS条項がその要因の一つとなる恐れがある。ISDS条項により投資した外国企業が投資先国政府から不当な差別を受けたと判断した場合、国際投資紛争解決センター（世銀の傘下にある）に投資先国政府を訴えることが可能だからである。

例をみよう。高果糖コーンシロップ(HFCS)を製造する穀物メジャーADM社は、04年にメキシコ政府による砂糖以外の甘味料を含むソフトドリンク及びコーンシロップの取

引に対する課税措置に対して、サトウキビによる国内砂糖事業者への優遇措置として内国民待遇違反の申立てを行った。仲裁廷は、メキシコのサトウキビによる砂糖産業を保護する意図があるとして、07年に内国民待遇違反を認定し、メキシコ政府に3,351万ドルプラス利子の賠償を命じ、メキシコ政府はそれを支払った。同様のことでカーギル社も05年に申し立てを行い、09年に7,700万ドルプラス利子の賠償が命じられ、12年11月現在それは総額9,460万ドルとなっているが、まだ未解決である。^(注39)

このように、ISDS協定国の投資家から訴えられることにより、伝統的手法による自国産業の育成・保護が難しくなる側面に注目する必要がある。

(注38) Ita (2007), Navarro (2007)

(注39) 外務省 (2010)「投資仲裁の事例」

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/tpp/pdfs/tpp02_06.pdf,

Reuters, 2012/2/12, "Cargill settles NAFTA dispute with Mexico")

むすび

これまで考察してきたように、農産物貿易と農業投資の全面的自由化に向けてメキシコ農政は一連の大胆な改革を実施してきた。その結果、メキシコ農業はその比較優位に沿って穀物等土地利用型農産物の輸入が急増した代わりに、トマトやアボカドなど労働集約的農産物の輸出も大幅に増加した。同時に、主食のトウモロコシの生産量も増えた。農業生産分野は全体とすれば維持されたといえることができるが、これは大

規模農家に支持措置が集中し、競争力が強化されたためである。一方、実質的に切り捨てられた大量の零細農家は不法を含め米国への移民に流出した。その数は人口の約10%、経済活動人口の約30%にも匹敵する規模であった。小農たちは自助努力で農業自由化に対処した形になるが、同時に、NAFTAは貿易、投資の自由化だけではなく、労働力の越境移動をも実現させた最初のFTAとなったという皮肉な分析も可能である。

こうした結果から、TPPとも関連するポイントとして、以下の4点を指摘しておきたい。

第一に、少数の大土地所有者と多数の零細農民という歴然とした二重構造の下で、一つの政策によって経済効率（農産物供給量の拡大と価格の低下）と社会的平等の実現（小農の維持と所得向上）の二つの目的を同時に追求することの困難さである。メキシコの場合、価格支持から直接支払いへ大きく転換した農業支持政策が、結果的に大規模農家に圧倒的に傾斜したことは、メキシコの農産物輸出及び国内供給の増加をもたらす主因となったのである。

日本の状況と関連して言えば、メキシコと同じように市場開放下で主食のコメ及びその他農産物の生産を維持、拡大しようと思えば、商業的生産を行う農家の大規模化を図ったとしてもなお強い支持措置が必要であると言えよう。

第二に、困窮した零細農民を主とする膨大な米国への移民（不法が大半）の発生は、

メキシコ政府の小農対策が全く不十分であったことを示すと同時に、不法移民という選択肢がなければ小農の貧困激化による社会情勢の悪化という問題が発生したことを示唆している。NAFTA加盟でメキシコの農業や社会が本来、直面したであろう問題のかなりの部分は不法移民という政策外の手段で緩和されたことは認識すべきであり、同じような自由化に直面した他の国にそのような政策外手段があるとは限らないのである。

第三に、零細農民が農業を離れ村を離れたとしても、メキシコの都市部及び米国での不安定な地位をカバーするのは自らが所有する農地のみであるため、農民は安易に農地を手放さず、農地の集約には時間がかかるということである。

第四に、農地と絡む農業生産分野ではなく、農産物の流通・加工および近代的大規模畜産分野に米国系多国籍農産企業が大量に投資していることは、前者（農業生産分野）は相対的にリスクが高く、後者は相対的に利益が高いことを示唆している。また、投資したこれらの分野に強い自国企業が多く存在しない場合、外国企業による寡占的状态が形成されやすいことである。

<参考資料>

- ・ Fox, Jonathan & Haight, Libby (2010) "Mexico agricultural policy", *Subsidizing Inequality: Mexican Corn Policy Since NAFTA*, pp9-50
- ・ IATP (2007) "A Fair Farm Bill and Immigration", The Institute for Agriculture and Trade Policy promotes. http://www.iatp.org/files/258_2_99390.pdf
- ・ Ita, Ana de (2007) "Fourteen years of NAFTA

- and the tortilla crisis",
<http://www.bilaterals.org/IMG/pdf/fightingFTA-en-Hi-2-h-fourteen-years-nafta-tortilla-crisis.pdf>
- ・ Laura Randall (2006) *Changing Structure of Mexico*, M.E.Shape
 - ・ Martin, Philip and Taylor, J. Edward (2013) "Ripe with Change: Evolving Farm Labor Markets In the United States, Mexico, and Central America", Migration Policy Institute.
 - ・ Navarro, Luis Hernandez (2007) "The New Tortilla War"
[http://dspace.cigilibrary.org/jspui/bitstream/123456789/26377/1/The% 20New% 0Tortilla% 20War.pdf?1](http://dspace.cigilibrary.org/jspui/bitstream/123456789/26377/1/The%20New%20Tortilla%20War.pdf?1)
 - ・ OECD (2006) "Agricultural and Fisheries Policies in Mexico"
 - ・ OECD (2012), *Agricultural Policy Monitoring and Evaluation 2012 OECD Countries*
 - ・ Scott, John (2010) "The Incidence of Agricultural Subsidies in Mexico," Mexican Rural Development Research Report, No. 2, Woodrow Wilson 9+ International Center for Scholars, Mexico Institute.
[http://www.wilsoncenter.org/sites/default/files/Monograf% C3% ADa_Scott.pdf](http://www.wilsoncenter.org/sites/default/files/Monograf%20C3%ADa_Scott.pdf)
 - ・ UNCTAD (2013) *Mexico's Agriculture Development: Perspectives and Outlook*, United Nations
 - ・ Word Bank (2004) "Poverty in Mexico: An Assessment of Conditions, Trends and Government Strategy"
 - ・ Yunez-Naude (2002), Antonio "Lessons from NAFTA: The Case of Mexico's Agricultural Sector"
 - ・ Yunez-Naude, Antonio (2003) "The Dismantling of CONASUPO, a Mexican State Trader in Agriculture", *World Economy* 26, No.1
 - ・ Yunez-Naude, Antonio (2011) "The Effects of Agricultural Domestic and Trade Liberalization on Food Security: Lessons from Mexico", Paper presented at the Asia-Pacific Policy Reform on Regional Trade Agreements and Food Security FAO and Ministry of Agriculture, China, 25-26 October 2011, Beijing.
 - ・ Zahniser, Steven (2007) "NAFTA at 13 Implementation Nears Completion." ERS/ USDA.
 - ・ 石井章 (1983) 「メキシコの農地改革と農業構造——エヒードとネオ・ラティフンディオを中心に」 石井章編『ラテンアメリカの土地制度と農業構造』アジア経済研究所
 - ・ 石井章 (2002) 「新自由主義のもとでの土地制度の改革とエヒードの変容」『高知論叢』(高知大学経済学会) 第74号
 - ・ 石井章 (2003a) 「メキシコ 農地改革と農業政策の歴史的展開」『中部大学国際関係学部紀要』No.30
 - ・ 石井章 (2003b) 「メキシコのエヒードの制度と実態」『中部大学国際関係学部紀要』No.31
 - ・ 石井章 (2004) 「メキシコ 農業の二重構造と地域差」『中部大学国際関係学部紀要』No.33
 - ・ 内多允 (2004) 「メキシコの農業とNAFTA」名古屋文理大学紀要第4号
 - ・ エリザベス・フィッティング (Elizabeth Fitting) (2012) 『壊国の契約 NAFTA下メキシコの苦悩と抵抗』, 里見実 (訳), 農山漁村文化協会
 - ・ 鈴木康久 (2003) 『メキシコ現代史』明石書店
 - ・ ジョセフ・E・スティグリッツ (2012) 『世界の99%を貧困にする経済』徳間書店
 - ・ 田中高 (2004) 「NAFTA10年によるメキシコ農業の構造変化について」農林水産省『主要国の農業情報調査分析報告書 (平成16年度)』
 - ・ 田中高 (2007) 「メキシコの農業政策 (カルデロン政権の方針)」農林水産省『主要国の農業情報調査分析報告書 (平成19年度)』
 - ・ 谷洋之 (2010) 「メキシコにおけるトウモロコシ生産・流通・消費の動向」, 清水達也編『食料危機と途上国におけるトウモロコシの需要と供給』, アジア経済研究所
 - ・ Promar Consulting (2012) 「メキシコの農業政策の現状と展望」農林水産省『主要国の農業情報調査分析報告書 (H24年度)』
 - ・ 星野妙子 (2006) 「豚肉産業—日本とメキシコの比較—」『ラテンアメリカの一次産品輸出産業—資料集—』調査研究報告書, アジア経済研究所
 - ・ 星野妙子 (2008) 「メキシコの養鶏インテグレーション」星野妙子編『ラテンアメリカの養鶏インテグレーション』調査研究報告書, アジア経済研究所
 - ・ 松下列 (2010) 『現代メキシコの国家と政治』お茶の水書房
 - ・ 湯川攝子 (2002) 「メキシコにおける新自由主義的政策改革と農村貧困層」ラテンアメリカ論集 (36)
 - ・ 渡辺裕一郎・樋口英俊 (2001) 「メキシコの豚肉産業の概要」alic海外駐在員レポート

(ルアン ウエイ)



エリザベス・フィッティング 著
里見 実 訳

『壊国の契約
NAFTA下メキシコの
苦悩と抵抗』

本書は、NAFTA締結以降、メキシコ農業がどう変化したのかを、メキシコの農村でのフィールド調査で得た成果をもとに詳しく分析した本であり、著者はカナダの文化人類学者である。原著名は『トウモロコシのための闘い—メキシコ農村における農民・労働者・GMコーン』であり、邦訳の書名は『異常な契約』（ジェーン・ケルシー編著）を意識したものになっている。

メキシコは、80年代に累積債務危機に直面し、その解決のため80年代後半から経済自由化政策を採用し、その最終的な到達点が94年に発効したNAFTAであった。NAFTAによってメキシコは米国、カナダとの間の関税を徐々に削減・撤廃していったが、それによってメキシコの農業・農村にどのような影響が出たのかは、TPP交渉に入ろうとしている日本にとって非常に関心が高いテーマである。

著者は、NAFTA後のメキシコ農業を「新自由主義コーン体制」と名付けており、メキシコでは米国からトウモロコシ輸入が急増し、メキシコは食料の多くを米国に依存するようになった。メキシコの農村には小規模な農民が多くおり、これらの農民は農産物価格低下によって生活が困難になり、メキシコシティや米国への出稼ぎを余儀なくされた。

メキシコではトウモロコシの粉から作っ

たトルティーヤを主食にしており、メキシコ人にとってトウモロコシは、日本人にとっての米に相当するシンボリックな食料である。そのメキシコ産トウモロコシに遺伝子組換えの種子が発見され、大きな問題に発展した。

メキシコで生産されているトウモロコシは主として白トウモロコシ（主に食用）であり、米国から輸入される黄トウモロコシ（主に飼料用、エタノール用）とは用途が異なる。米国からのトウモロコシ輸入が増大しているのは、メキシコ国内で畜産業が発展しているためであり、メキシコ国内での白トウモロコシの生産量は減少していない。また、アボカド、トマト、アスパラガスなど輸出が増加している農産物もあり、NAFTAのメキシコ農業に対する影響は品目別・地域別に分析する必要がある。

とはいえ、NAFTAによってメキシコ農業が大きな打撃を受けたことは確かであり、米国からの輸入増大によってトウモロコシ価格が下落し農業所得は減少した。80年代後半からの財政改革によって小農に対する支援策は削減され、NAFTA後に導入された直接支払いも不十分なものである。その結果メキシコ農村で起きたことは、出稼ぎの増加と農村の荒廃であった。

本書では、こうしたメキシコの農村部で起きた現象について詳細に記述しており、NAFTAに代表される新自由主義的な経済政策を批判している。メキシコの農村部に足を運ぶ機会が少ない日本人にとって、本書はメキシコ農業の実態を知る貴重な文献であるといえよう。

——農山漁村文化協会 2012年8月

定価2,600円（税別） 281頁——

（基礎研究部長 清水徹朗・しみず てつろう）

スイス「農業政策2014-2017」の新たな方向

—直接支払いの再編と2025年へ向けた長期戦略—

主席研究員 平澤明彦

〔要 旨〕

- 1 スイスの次期「農業政策2014-2017」へ向けた検討は2005年に開始された。政策評価や議会の要請（直接支払制度の見直し、食料安全保障、国内産品の差別化対策など）を踏まえ、2010年8月に2025年へ向けた長期戦略が打ち出された。これを受けた次期改革案は13年3月に議会で採択された。詳細を定める政令は13年秋に採択の予定。
- 2 農業政策の目的は各種公益（国民への供給の保障、自然資源保全、農村景観維持、国土の分散的居住）である。農業法改正でこれに動物福祉が追加された。また農業施策は食料主権に従いかつ農業・食品部門の品質戦略と整合するよう定められた。
- 3 現行の直接支払いの問題は、環境への貢献が不十分な面があること、および政策目的との関係が不明確なことである。とくに頭数支払いは山岳地帯などで草地の有効利用よりむしろ安価な濃厚飼料による増産を招いた。また一般面積支払い（農家の所得保証）には地主への所得移転や土地の流動性低下という問題がある。
- 4 直接支払制度は15年ぶりに刷新される。頭数支払いおよび一般面積支払いを廃止して新たな面積支払い（供給保障支払いと農業景観支払い）で置き換える。直接支払い全体の3分の2を占める当該予算は4割強に縮小され、削減分は8年間をかけて他の直接支払いに移転する。またその間の移行措置（移行支払い）は土地や家畜から切り離されて個々の農業経営に結びつけられ、土地の分割や廃業の際は打ち切られる。農業団体は財源移転の大幅縮小を求めたが環境・経済団体の反対にあい一部しか実現しなかった。
- 5 供給保障支払いは中長期的な供給力の維持を目的とし、基礎支払い、丘陵・山岳地帯の条件不利支払い、開放耕地支払いがある。後者は作付けの減少している穀物など畑作を草地よりも優遇するもの。永年草地の基礎支払いには牛の最低飼養頭数要件が課される。
- 6 農業景観支払いの目的は草地の森林化を食い止めて開放農業景観を維持することである。丘陵・山岳地帯、夏季山岳放牧地、および傾斜地が対象となる。
- 7 景観の質に対する支払いは減少している景観の多様性を維持するためのものであり、州政府による取組みを対象とする。
- 8 生産方式支払いは現行の有機農業、粗放生産、動物福祉に対する支払いを統合し、新たに草地飼料による酪農・畜産を加える。生物多様性支払いと資源効率支払いも既存の施策を継承、拡充するものである。
- 9 次期改革は2025年戦略の第一の柱に対応して政策手段の効率を高めるものとみなせる。次々期以降は第二の柱である農業と食品の政策統合がさらに進むとみられる。
- 10 直接支払いは多面的機能と結びつきを強め、所得支持のための直接支払いは縮小廃止の方向となった。ただし直接支払いはなお飼料穀物や牛乳の需給調整機能も負っている。

目次

はじめに

- 1 スイスにおける農業・農政の変化
 - (1) 農政改革の背景と段階的な進展
 - (2) 改革開始後の財政と農業の変化
- 2 次期改革案の形成
 - (1) 2000年代半ばからの検討
 - (2) 2025年に向けた長期戦略
 - (3) 改革提案（協議文書と教書）
- 3 教書における課題の整理
 - (1) 政策目的に照らした課題

- (2) 農業経済の動向
- (3) 情勢見通しと課題
- (4) 直接支払制度の問題点
- (5) 対応の方向

- 4 農業法の改正
 - (1) 総則の改正
 - (2) 生産・貿易にかかる施策
 - (3) 直接支払い
- 5 議会前協議における争点
- 6 「農業政策2014-2017」の意義

はじめに

スイスは欧州の中央近くに位置する内陸の山国である。EU（共通農業政策（CAP）を実施）に加盟していないため独自の農業政策を維持しており、1990年代以降は農業の多面的機能を重視しかつ直接支払いを中心とする農政改革を続けている^(注1)。小国ではあるが農地資源の乏しい先進国として日本と基礎的な条件が似通っていることもあり、一連の動きはこれまで日本でも紹介されてきた。

しかし、日本国内の文献は「農業政策2011」^(注2)成立前後までの時期に集中しており、その後の動きについては日本語のまとまった情報が少ない^(注3)。一方でこの間にスイスでは農業政策全般の見直しが進み、新たな長期戦略に基づく次期「農業政策2014-2017」では直接支払制度が刷新されることとなった。これは食料価格の高騰など世界的な情

勢変化を反映したものでもあり、日本にとっても有用な情報を含んでいると考えられる。

そこで本稿ではこうした最近数年間の動向を整理したい。

（注1）スイスの農業および農業政策の概要については農林中金総合研究所（2007）を参照。

（注2）たとえば農業政策2011については是永（2006）、石井圭一（2007、2008）、樋口（2006）、石井啓雄（2007）、平澤（2007a,b）など。それ以前の時期に関する文献についてはたとえば平澤（2007a）を参照。また作山（2011）は関税から補助金による農業保護への転換要因を明らかにした。

（注3）矢野麻未子（2013）「スイスおよびフィンランドの酪農を生産構造改革から」（『畜産の情報』4月号）は牛乳割当廃止後の酪農事情を紹介している。

1 スイスにおける農業と農政の変化

(1) 農政改革の背景と段階的な進展

スイスは山がちなため耕地は乏しく酪農が盛んである。土地資源の制約と高い所得水準が相まって農業の競争力は低い。しかし、2つの世界大戦時における食料難を背

景として、第二次世界大戦後は国内生産の強化を目指す農業政策がとられ、穀物の自給率も上昇した（第1図）。

その後80年代になるとそうした政策は多くの問題に直面した。ECの拡大や冷戦の終結により食料安全保障上のリスクが縮小したことに加えて、GATTではスイスに対する特例的な農産物貿易自由化の免除が認められなくなり、またECに加盟（当時想定されていた）すれば農産物価格がEC並みの水準（約2分の1）に低下すると見込まれた^(注4)。国内でも生産過剰と財政負担、環境への悪影響、制度の複雑化・硬直化、国境近くの住民による隣国への越境買い出し（フードツーリズム）といった問題が生じていた（平

澤（2007a））。

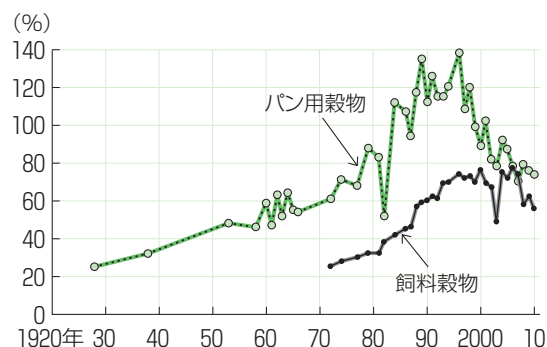
こうした状況を受けて、93年から段階的に農政改革が進められた（第1表）。その基本的な特徴は、多面的機能の強調と市場指向^(注5)、そして直接支払いによる農業者の所得支持である。

改革の第一段階（93～98年実施）では価格引下げおよび国境保護の削減がなされ、生産から切り離された（デカップル）直接支払いが導入された。また環境保全や動物福祉に対する直接支払いも導入された。

98年には新たな農業法が成立し、直接支払いは再編された。この農業法は、農政の主要目的として各種の多面的機能を掲げ、そのための施策として直接支払いを位置づけた。また直接支払いの受給条件として高度な環境保全要件を課した^(注6)。その内容は、動物保護への配慮、釣り合いのとれた肥料収支^(注7)、7%の環境補償用地、規則正しい輪作（3ha以上の農場に適用）、適切な土壌保全、農薬の選択的かつ目的に応じた利用であった^(注8)（樋口（1999））。

この農業法では、農業予算は4年分を教書^(注9)（連邦参事会から議会への提案文書）に基

第1図 スイスの穀物自給率の長期推移



出典 平澤(2007a)掲載図に05年以降の値(Rapport Agricole各年版による)を追加

第1表 農政改革の段階別概要

第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
1993～1998年	1999～2003年 (農業政策2002)	2004～2007年 (農業政策2007)	2008～2011年 (農業政策2011)
- 生産から切り離された直接支払いの導入 - 価格の引下げ - 特定の環境サービス(生物多様性など)に対する奨励 - 国境保護の再編と削減(WTO)	- 価格および販路の保障の廃止 - 酪農市場介入組織(Btyra<バター>、スイスチーズユニオン)の廃止 - 直接支払いの環境保全要件(PER)	- 牛乳割当の2009年廃止を決定 - 食肉輸入関税割当に入札導入 - 構造改善と社会的付随措置の強化	- 輸出補助金および加工向け支払いの廃止 - 市場支持の30%削減と直接支払いへの財源移転 - 穀物および飼料の輸入関税引下げ

出典 Office fédéral de l'agriculture(OFAG)(2010)“Agriculture et filière alimentaire 2025”, page 9.

づく連邦令として採択するよう規定された（Conseil Fédéral Suisse（2011）および農業法第6条）。これによって4年ごとに農政改革と中期予算が策定されることとなった。

98年農業法の施行とともに開始された「農業政策2002」（99～03年実施）では、国による農産物の価格保証・買い上げ保証は全て廃止され（樋口（2006））、酪農市場介入組織も廃止された。「農業政策2007」（04～07年実施）では生乳の生産量割当である「牛乳割当」の廃止（09年）が定められた。そして、直近の「農業政策2011」（08～11年実施）ではWTO交渉を先取りして輸出補助金が廃止され、畜産部門の競争力を強化するため穀物・飼料の輸入関税が引き下げられた。

またこの間にEUとの貿易自由化交渉が進展した。スイスの主な貿易先である近隣諸国はいずれもEU加盟国であり、かつスイス自身は小国（人口787万人）で貿易依存度が高いことなどから、EU非加盟の不利益を最小限に抑えるため、これまでEUと二次にわたる二国間自由貿易協定（72年および99年。チーズ以外の主要農産物は実質的に除外）を締結している（平澤（2007b））。07年には99年の第二次二国間協定に基づきチーズ貿易が完全に自由化（関税撤廃）され、翌08年に農業・食品FTA交渉が開始された（その後11年10月までに中断）。

（注4）しかもECは90年代以降CAP改革によってさらに価格を引き下げた。

（注5）EUと比べた特徴としては、多面的機能の重視に加えて公的買入れの廃止（酪農・作物）や、生産と強く結びついた直接支払いが頭数支払いの形で大規模に存続してきたことが挙げられよ

う。また直接支払制度の範囲ないし構成の違いとしては、所得支持とともに各種の多面的機能に対する支払い（CAPでは農村振興政策に含まれる）が直接支払いに統合されている。

（注6）環境団体の提案を受けた96年6月の国民投票と憲法改正（平澤（2007a））を反映したもの。

（注7）肥料の農地への投入量や作物による吸収量を計算・管理して環境への負荷を抑制する。

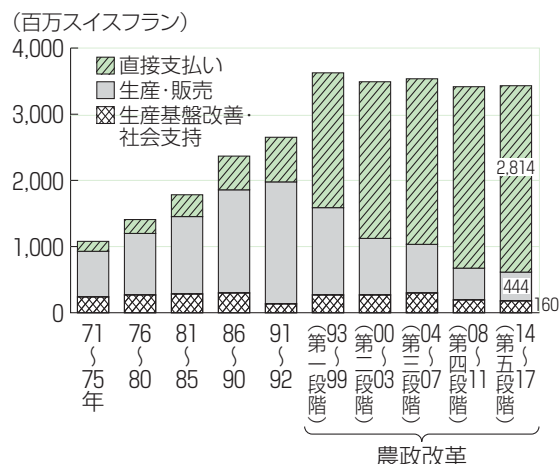
（注8）EUの次期CAP改革（14年から実施）で直接支払いに課される新たな環境保全要件（グリーンング要件）と対比すると、98年に定められたスイスの要件は先進的なものであったことがわかる。例えば7%の環境補償用地はまさに次期CAP改革の法案段階におけるグリーンング要件の一つと同様である。また輪作はCAP改革の当初提案ではグリーンング要件として挙げられていたが、同法案段階では複数作物の作付けへと弱められた。

（注9）内閣とも呼ばれる。連邦参事（大臣）で構成される。

（2）改革開始後の財政と農業の変化

一連の改革により農業財政に占める直接支払いの割合は8割まで高まった（第2図）。直接支払いの増加により農業財政の規模は当初拡大したものの、その後は安定している。11年における1農業者当たりの直接支

第2図 スイスの農業財政の長期推移（1年平均）



出典 平澤（2007a）掲載図に第五段階を追加。第五段階は農業政策2014-2017教書による。

（注）第四段階と第五段階の間の12～13年は第四段階とほぼ同水準。

払い金額は約510万円（*Rapport agricole 2012*より算出）に達する。

農産物価格の低下などにより，農業部門の純付加価値（名目）はピーク時（90年前後）の3割まで低下し，その減少額の半分以上を直接支払いなど補助金の拡大により補填してきた（12年，連邦統計庁の農業経済計算による）。また農家数の減少と経営規模の拡大が進んだこともあり，単位労働当たりの農業所得はある程度増加している。

過去9年ほどの間に農地面積は1.7%程度縮小した。縮小が顕著なのは開放耕地と自然草地・放牧地である（第2表）。開放耕地の縮小は穀物（とくに飼料用）に集中しており，それに対応して人工草地や油糧種子，青刈りトウモロコシの面積が拡大している。

一方で自然草地・放牧地の縮小は利用度の低下から生じた森林化によるところが大きく，農地全体の縮小に影響している。

国内生産の縮小とともに飼料穀物の輸入が増加し，自給率は低下している（前出第1図）。10年の穀物自給率（重量ベース）は^{（注10）}48%，飼料の輸入を勘案したネットの総合食料自給率（熱量）は52%である（*Rapport agricole 2012*による）。

また牛乳生産量は牛乳割当の廃止（09年）に先立つ経過期間（06年開始）から拡大し，11年までに05年対比で約5%の増加となった。乳価はそれ以前から低下が続いていたが，とくに牛乳割当が廃止されかつ酪農製品の国際価格が一時的に下落した09年以降^{（注11）}は低迷している。

チーズ貿易の実績（第3図）を見ると，輸出量が増える一方，それを上回る速さで（とくにEUとの貿易自由化以降）輸入量が増えており，純輸出量は縮小している。99年から11年までの間に純輸出量は2.1万トン縮小した。この縮小幅は11年における国内生産量（18.2万トン）対比で1割強に相当し，国内需給に相当の影響があるとみられる。この傾向にはここ数年の為替相場も影響している。08年の世界的な金融危機以来，スイスフランの対ユーロ為替相場は11年にかけて高まりその後も高水準が続いている。

牛乳割当を廃止した当時は，質

第2表 農地面積の作目別内訳

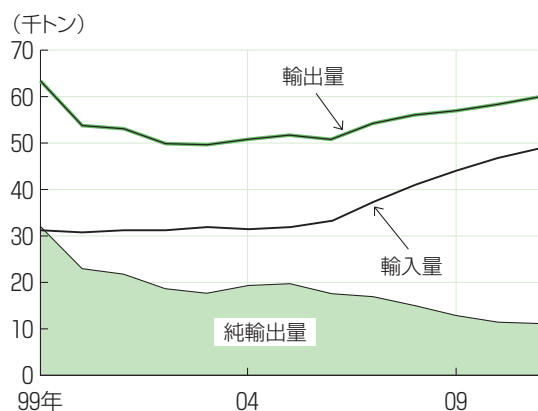
(単位 千ha, %)				
	00～02年 平均 (a)	09～11年 平均 (b)	構成比	増減 (b-a)
開放耕地全体	410.6	404.8	38.5	△5.8
開放耕地	290.5	272.3	25.9	△18.2
穀物	178.6	144.7	13.7	△33.9
パン用穀物	96.5	85.2	8.1	△11.3
飼料穀物	82.0	64.6	6.1	△17.4
トウモロコシ (サイレージ・青刈り)	40.7	46.8	4.5	6.2
根菜類	34.2	31.2	3.0	△3.1
油糧種子	18.5	25.4	2.4	6.8
豆類	3.5	3.9	0.4	0.4
露地野菜	8.5	6.7	0.6	△1.8
再生可能原料	1.3	1.1	0.1	△0.2
休閒地(緑被・花)	3.4	2.5	0.2	△0.9
人工草地	117.7	131.4	12.5	13.7
果物	6.8	6.6	0.6	△0.2
ワイン	15.0	14.9	1.4	△0.2
自然草地・放牧地	627.9	612.4	58.2	△15.5
その他	10.6	13.6	1.3	3.0
農用地合計	1,071.1	1,052.5	100.0	△18.7

資料 OFAG *Rapport Agricole 2012*, p.A3のデータにより算出, 作成

(注) 1 11年は推計値。

2 内訳は一致しない項目がある。

第3図 チーズの貿易量
(1999～2011年)



出典 Office fédéral de l'agriculture (OFAG)
"Rapport agricole" 各年版の数値により作成

易自由化によりEU向けのチーズ輸出が増加して需要が拡大し、牛乳割当廃止の影響を吸収することが期待された。しかし、実際にはEUの不況やユーロ安・スイスフラン高、EUからの輸入増加もあってEU向け輸出による需給の改善は十分に進まなかったうえ、安価なEUからの輸入チーズにより国内シェアも脅かされているようである。今後EUでも牛乳割当を廃止する予定(15年3月末まで)であり、競争条件はさらに厳しくなる懸念がある。^(注12)

(注10) 前掲第1図に掲載のパン用穀物、飼料穀物の自給率とは整合性がない。定義が異なるとみられる。

(注11) 07年には国際価格の上昇を受けてスイスの乳価も一時的に上昇した。国際価格は09年に下落した後、スイスと対照的に10年以降は持ち直している。

(注12) EUの側でも、先行して牛乳割当を廃止したスイスの状況を注視している。

2 次期改革案の形成

(1) 2000年代半ばからの検討

90年代からの農政改革の進捗を受けて、

行政府では05年から政策評価を行い、07年にかけて分野別の作業部会を設置して検討にあたった(12年11月に実施した現地聞取調査による。以下同じ)。この作業が「農業政策2014-2017」の基礎となっている。したがって農業政策2014-2017の検討には足かけ9年かかっているという。

また、農業政策2014-2017の提案には議会の各種要請が反映されている(Conseil Fédéral Suisse (2011))。特に直接支払制度の将来方向検討(06年)が重要であり、ほかに国民への食料供給の保障(08年)、食料主権(08年)、スイス産食品の品質戦略(09年)、持続可能な消費(10年)などがある。これらのうち食料主権と品質戦略は農業団体の議員によって提案されたものである。^(注13)

直接支払制度については、一つ前の改革である農業政策2011の検討過程において、議会は市場支持から直接支払いへの財源移転に関する連邦参事会提案の一部を受け入れなかった。それはとりわけ現行の直接支払制度の下で、財源を目的に合わせ、対象を絞って効率的に使えるかどうかについて、一部の議員が納得しなかったためであった。その後、議会は06年11月10日の動議により、直接支払制度の展開に関する報告書の提出を連邦参事会に要請した。連邦参事会は09年5月6日に当該報告書を採択した。報告書は情勢の変化や、政策目的に合わせた対象設定の改善が必要であると結論し、次の段階の改革(農業政策2014-2017)における直接支払制度の見直しが必要となった。

供給の保障については、議会は次期改革

でネットの食料自給率（熱量）を最低60%とするための施策を求めた。これは自給率が低下しており、EUと農業FTAを締結すればさらなる低下が見込まれることから、憲法104条の規定である国民に対する供給の保障を確保するために要請されたものである。次期改革ではこれに応じて直接支払いの一環として供給保障支払いを導入し、長期にわたる供給の困難に対処する生産能力を維持する方向である。

食料主権とは、「国際協定の順守を前提として、人々、国あるいは国の集まりが、農業・食料政策を自ら定義し、あるいは食料の生産方法を自ら決定する権利であり、そしてまた自らの土地で生産された食料供給への権利」(Conseil Fédéral Suisse (2013, p.83))^(注14)である。議会に提出された食料主権に関する建議（08年）を受けて国民議会の経済・税制委員会（CERN）が農業法への追加を決議した。連邦参事会は、農業政策2014-2017に食料主権の提案を組み込むようにとのCERNの要請を好意的に受け入れた。

品質戦略については、議会は次期改革において農業および食品業界と協働して、スイス食品の品質戦略および国内外におけるスイス食品の地位向上に資する施策を要請されている。しかし、品質政策において国家の役割は補完的なものであるため、まず民間関係者による企画が前提とされる。

持続可能な消費の概念が導入された経緯は、5つの州がそれぞれ、環境保護ないし社会的に許容できない条件の下で生産された食品の輸入禁止を求めたことが発端であ

った。議会はこれを否決し、消費者に対する持続的発展に関する情報提供の改善（表示）を法制化することとした。

こうした議会による要請のうち、直接支払制度以外の4点はいずれも食料安全保障ないしは貿易自由化への適応策を強く意識したものと考えられる。

(注13) スイスの議員は兼職制。

(注14) 教書における食料主権の概念定義は09年の直接支払報告書における定義を若干修正した内容となっている。

(2) 2025年に向けた長期戦略

上述の検討結果を踏まえて連邦農業庁は10年8月に農業政策2014-2017の立案へ向けた作業文書「2025年の農業と食品部門」(OFAG (2010))を公表した。この文書は、既往政策および現状の評価や情勢見通しを整理したうえで、2025年へ向けた農業政策の長期的な戦略を打ち出した。後述する農業政策2014-2017教書の基調はこの文書と同様である。

将来における国内外の情勢については、不確実性の大きさから15年先を越えて信頼性の高い予測を行うことはきわめて困難であるとし、2025年までの情勢変化について3つのシナリオを提示した（同前p.19）。

各シナリオは、①好適な状況となる「発展の継続」、②過去数年間のように以前よりも資源制約や価格高騰など危機的な状況が増える「対処可能な不足」、③危機的な状況が大幅に拡大する「恒常的な不安定」である。これらのうちシナリオ②を戦略の前提に採用することで、将来の変化を考慮し

つつ予期せぬ情勢変化（例えばシナリオ①や③に近い状況）にも対処できるとされた（同前p.21, p.33）。このように情勢見通しは07年以降の国際的な食料価格の高騰を色濃く反映していた。

また、農業政策の将来方向を定める前提として、スイス連邦憲法第104条に定められた農業政策の目的（後述）は世論の関心事項（農業所得の確保、高度な環境保全、農業景観の維持、十分な食料自給の確保）と合致しており、今後も有効であることが確認された（同前p.25）。

これらを踏まえ、2025年のあるべき姿（ビジョン）として「持続可能な成功」が打ち出された。すなわち「スイスの農業および食料品部門は、競争力があり環境に最適でかつ社会的に責任ある食料の生産によって、消費者のニーズと公衆の期待に応える」。価格競争力の不利は品質指向で補う。また農村の雇用に貢献し、革新的な人材をひきつける。食料生産は資源効率や環境・動物福祉に配慮しつつ自然の生産力を利用する。食品は安全かつ健康的であり、味の良さで消費者に支持される。消費は持続可能な発展を支える（同前p.26）。

そして政策目的ごとの課題に対処するため、戦略の二本柱を提示した（同前p.35）。第一の柱は既存農業政策の一貫した最適化であり、第二の柱は農業と食品を統合する政策への展開である。後者は、農業中心の政策から農業を取り巻く領域（農業の川上・川下を含むフードチェーン、環境、農村地域、研究・開発・普及）を包括する政策への拡大

を意味している。

さらに以下の4つの戦略基軸を設定し、その下に個別の施策を束ねた。

- 基軸1 安全で競争力のある食料の生産と供給の保障
- 基軸2 資源の効率的利用と持続可能な消費の促進
- 基軸3 農村地域の活力と魅力の強化
- 基軸4 農業・食品部門における革新と企業家精神の奨励

（3）改革提案（協議文書と教書）

農業政策2011の実施後は本来、続けて農業政策2015（実施期間12～15年）が導入される予定であったが、実際には提案が見送られた。農業政策2014-2017の実施までの間（12年と13年）は例外的に2年分の予算が編成され、農業政策2011の施策と予算がほぼそのまま継続された。現地聞取調査（12年11月）によれば、その主な理由は、これまで農政改革の決定と選挙（いずれも4年ごと）が同じ年であったため、両者の時期をずらして政治的な影響を減じようとしたことであった。また、EUとの農業・食品FTA交渉の先行きが不透明となったことや、牛乳割当廃止後の混乱によって新しい政策の導入が難しくなったことも重要な背景であったという。

農業政策2014-2017については連邦農業庁が11年3月23日に提案文書（「協議文書」）を提出し、それに基づいて利害関係者による協議が同年6月29日にかけて実施された。次に協議の結果を受けて12年2月1日に連

邦参事会が議会審議用の提案文書（「教書」）を提出した。

この農業政策2014-2017教書（Conseil Fédéral Suisse（2011））は農業法の改正法案と予算令案に加えて、詳細な説明資料を含んでいる。^(注15) 農政の現状、背景と情勢認識、将来の課題を整理したうえで、改革の方向性と内容、個々の施策についての解説までを網羅している。

議会は1年以上にわたる審議を経て、13年3月22日に農業法改正案と14～17年の農業予算にかかる連邦令を採択した。議会では農業景観支払いの一環として、傾斜地の割合が高い経営に対する支払いの導入が追加された。

その後現時点（03年6月上旬）では、14年1月1日からの実施に向けて施策の詳細が固まりつつある。直接支払い令など16の政令案について13年4月8日から6月28日まで利害関係者との協議が行われており、秋^(注16)には連邦参事会で採択の予定である。

（注15）教書の詳細については平澤（2013）を参照。

（注16）農業政策2041-2017に関する国民発議（一定の条件を満たせば国民投票の対象となる）の期限は13年7月13日である。現地聞取調査によれば国民投票にはならない見込みである。

3 教書における課題の整理

以下にみるように、教書は農業政策2014-2017の前提として、既往の改革による成果を評価し現状と将来の課題を整理している。

（1）政策目的に照らした課題

スイス連邦憲法の第104条は農業政策について定めている。その主な内容は、農業の持続可能でかつ市場指向の生産による各種公益（国民への供給の保障、自然資源保全、農村景観維持、国土の分散的居住）への貢献（第1項）、農業者への助成（第2項）、多面的機能を確保するための主な施策（第3項）、連邦財源の使用（第4項）である。第1項に規定された各種公益はそのまま農業法の目的規定（第1条）となっている。また農業政策2014-2017では、農業法の目的に動物福祉を追加しようとしている。

教書によれば、これまでの改革で設定された目標の多くは達成されたものの、上記の政策目的に照らすとなお多くの課題がある。供給の保障については飼料生産ならびに農地面積が減少している。自然資源については生物多様性・水・大気・気候の状況が改善されず、かつ農地の質が低下している。農業景観については開放景観および景観の多様性と質が悪化している。そして動物福祉については一層の改善が求められる。なお分散的居住についても水準は低下しているものの、課題の有無は不明とされた。

（2）農業経済の動向

農家の動向については総じて比較的問題が少ないと見なされているようである。

2000年代における農業構造の変化は以前より緩やかになっている。農場の減少率^(注17)（年率1.8%）は90年代の半分に縮小した。一方で、労働生産性は00/02年から08/10年の

間に年率2.1%で上昇した。

投資と労働生産性の改善により1農場当たりの所得は増加している。ただし農業所得下位25%層の平均農業所得は大幅に低下し、農外所得への依存が進んだ。農業労働者の所得水準は他産業と隔たりがある（低い）ものの、両者はおおむね同じテンポで上昇している。

農業者の生活の質に関する指標は、農業者による否定的な評価のため低下した。その一方で、連邦の農業者認定を受けた若者は増加している。

(注17) 当初の改革に対する反発を受けて「社会的に許容しうる」構造変化へと方針が変更された。

(3) 情勢見通しと課題

2025年までにおける世界情勢の基礎的な条件としては、人口増加と食生活の変化による食料需要の増加、地球温暖化の進行と異常気象の増加、経済成長による資源・エネルギー価格の上昇、債務危機国の増加とスイスフラン高の継続が見込まれる。

その結果として世界的な食料の高値傾向と大きな価格変動が続くものと予想される。農業産出の潜在的な拡大余地はアフリカなど低収量の地域で大きく、世界的に投入財の需要が増加する。また世界的に耕地と水の希少性が高まる（連邦参事会は09年の「食料危機と原材料・資源の不足」にかかる報告の中で資源の効率性と持続可能性を高める方向を示した）。

それに対してスイスの人口は2025年までに10%増加し、経済成長率は低下する。スイスの耕地は比較的希少であるがその潜在

力を適切に利用し、国内飼料生産の減少と輸入の増加を食い止める必要がある。

(4) 直接支払制度の問題点

既存の直接支払制度は一定の成果を上げている。生態系および動物福祉に大きな改善をもたらした一方、供給の保障と所得の保証には大きな支障を与えなかったとしている。開放農業景観の維持や自然災害の防止も効果的に推奨されている。

しかし問題点もある。生物多様性に対する効果は限られている。また景観の多様性や夏季高地放牧地の生物多様性についてはそのための目的を絞った施策がない。2000年代に入ってから生態系に関する進歩は停滞しており、現行制度では十分に対処できない。また各種施策とその目標の間の関係はしばしば明らかでなく、効率性には改善の余地があった。とくに一般直接支払い（一般面積支払いと頭数支払い）には問題があり、誤ったインセンティブを生み出して財政移転の効率を低下させていた。

頭数支払いは生産と集約化のインセンティブを有しており、意図せざる結果を招いた。供給の保障の観点から潜在生産力を発揮することが求められるのに対して、牛乳や食肉の生産増加は草地の利用改善ではなく濃厚飼料の増加によっている。特に生産性の低い山岳地帯では、相対的に安価な濃厚飼料あるいは低地の粗飼料を使って頭数支払いの制度上認められる最大限の家畜を飼養するインセンティブがある。そうした生産は自然の潜在生産力を上回り、環境汚

染をもたらしている。その一方で地元の粗飼料資源は十分に活用されず、農場から遠いあるいはアクセスに難のある土地は荒廃のおそれがある。さらに頭数支払いは供給圧力を通じて牛乳と牛肉の価格を引き下げ、また頭数と直接結びついているためWTOの緑の政策に該当しない。

また、一般面積支払いには地代化による地主への所得移転や、土地の流動性低下という問題がある。

社会の期待にかなうサービスを効率的に提供するには、デカップリングだけでは不十分であり、政策目的と施策のつながりを明確にする必要がある。そのため、憲法104条で規定された政策目的などに対応する形で新たな直接支払いが構想された。

(5) 対応の方向

農業政策2014-2017は、2025年戦略（OFAG^(注18)（2010））から4つの戦略基軸を引き継いだ。基軸ごとの施策は第3表のとおりである。

また、対外貿易政策については不確実性

が大きいため、この教書ではその影響を織り込んでいない。EUとのFTAやWTOなどで農業への影響が生じる場合は別途追加財源を伴う措置を講じることとしている。これによって4年ごとの農政改革と貿易自由化対応が少なくともいったんは切り離されたといえよう。

なお、予算規模と分野別の内訳はほぼ従来と同程度である（前掲第2図）。

（注18）各基軸の下に配置された個別の施策は少なからず見直されている。

4 農業法の改正

(1) 総則の改正

農業法の総則に関する主な改正点は2つある。

第一に、目的規定に動物福祉を追加し（第1条のe）、農業政策の目的の一つであることを明示する。これまでは憲法第104条第3項（農業施策）は動物福祉に言及しているのに対して、農業法では第1条（目的）、

第3表 4つの戦略基軸と施策（農業政策2014-2017）

基軸1 安全で競争力のある食料の生産と供給の保障 1-1 品質戦略の強化 1-2 供給保障支払いの導入 1-3 穀物部門における関税保護の調整 1-4 酪農市場支持の継続 1-5 市場変動の影響緩和 1-6 食品安全性の強化	基軸2 資源の効率的利用と持続可能な消費の促進 2-1 原材料および資源の効率性向上 2-2 肥沃な耕地の保全 2-3 気候の保全の強化 2-4 生物多様性の支持 2-5 生産体系支払いにより環境親和的および動物を尊重する形態の生産を奨励 2-6 持続可能な消費のモデル構築
基軸3 農村地域の活力と魅力の強化 3-1 地域振興の促進 3-2 農業の副次的活動にかかる条件枠組みの改善 3-3 多様な農業景観の保全	基軸4 農業・食品部門における革新と企業家精神の奨励 4-1 付加価値生成連鎖全体を通じた革新と協力の改善 4-2 長期的な競争力の改善 4-3 借地の集積奨励 4-4 標準労働単位の算出方法変更 4-5 移行支払いの導入 4-6 競争を阻害する条項の縮小 4-7 行政支出の削減

出典 農業政策2014-2017教書(pp.74-78)に基づき作成

第2条（施策）ともに言及がなかった。

第二に、連邦政府の施策規定に、諸施策が農業・食品部門の品質戦略と整合し、食料主権に従う旨を追加する（第2条3項および4項）。

また、現行の施策規定では直接支払いによって公共の利益に資するサービス（農業者が土地を耕作して提供する）に「報いる」とあるものを「奨励する」に表現を変更し、農業者の参加は任意であることを明示する（第2条1のb）。

（2）生産・貿易にかかる施策

品質戦略については、市場開放とスイスフラン高による競争圧力に対応してスイス産品の地位向上をはかるため、食品バリューチェーン全体の取組みにより付加価値と市場シェアを確保する。施策はボトムアップ式であり、農業と川下を含む取組みへの助成を行う。

各種表示についても施策を拡充する。有機、原産地呼称、山岳については連邦政府が公的な品質表示を導入・義務化できるようにする。また持続可能性に関する表示（環境、社会、経済、持続的開発）を導入する。なお現地聞き取り調査によれば、こうした施策は民間によるおびただしい種類の表示が氾濫して消費者に混乱を招いているため、ある程度の秩序をもたらす意味もあるという。

持続可能な消費については、既存の表示制度の中で新たに持続可能な発展に関する表示を可能とする。利用は任意となる。

酪農対策については、国は業際団体の作成する標準契約の使用を、業際団体の要請に基づき全ての関係者（酪農家、買付業者、加工業者）に義務付けることができるようにする。またチーズ向け牛乳の追加支払いを継続するが、低脂肪チーズは対象外とする。頭数支払いの廃止（後述）は供給圧力の低減に寄与する。

特定の作物への支払いは、国民の食料供給に必要であるが収益性が低いために生産量が望ましい水準より低い品目に対して、直接支払いにおける供給保障支払いに上乘せする形で支払われる助成金である。各品目の収益性と助成の水準は4年ごとに見直す。

また近年の縮小を考慮して畑作物、とくに飼料穀物の有利性を高める。供給保障支払いにおける開放耕地支払い（後述）の導入によって草地より畑作を優遇するとともに、畑作の中でも飼料穀物の魅力を高いものにするため、それ以外の油糧種子、たんぱく作物、種子などに対する特定支払いの水準を引き下げる。また同じ目的から、穀物のうちパン用小麦の輸入関税を引き下げる。飼料穀物向けの特定期支払いは導入しない。再生可能原料への支払いは廃止する。

（注19）牛乳割当廃止後の酪農市場運営を円滑にするため、酪農家団体と買い手である加工・流通業界が共同で設立した組織。

（3）直接支払い

a 全体の再編

直接支払いは全面的に再編される（第4表）。その主旨は頭数支払いおよび所得保

第4表 政策目的に応じた直接支払いの配分
—新旧制度の対比：2014年および2017年(括弧内)—

(単位 百万フラン)

現行施策		目的に応じた配分		新たな直接支払い	
開放地付加支払い	179	供給の保障	956	供給保障支払い	1,094
粗飼料給与家畜飼養(UGBFG)支払い(夏季山岳放牧付加支払いを除く)	468				
難条件下家畜飼養(GACD)支払い(夏季山岳放牧付加支払いを除く)	309				
傾斜地支払い	115	農業景観	425	農業景観支払い	511
夏季山岳放牧支払い	99			景観の質に対する支払い	20 (90)
夏季山岳放牧付加支払い(UGBFGおよびGACD支払いの形をとるもの)	89				
一般面積支払い	1,022	所得の保証	900	移行支払い	482 (306)
環境補償支払い	141	不可欠な 自然資源	310	生物多様性支払い	295 (338)
OQE対応支払い	65			資源効率支払い	52 (73)
資源利用効率支払い	35				
水の保全支払い	7				
有機農業支払い	30			生産方式支払い	361 (403)
粗放生産支払い	28				
SSTおよびSRPA支払い	227	動物福祉	223		
合 計	2,814	合 計	2,814	合 計	2,814

再編

継続
拡充

出典 農業政策2014-1017教書(p.220, 228)を元に作成。新旧制度の対応関係はOFAG(2012: p.36)による。

(注) 1 「現行施策」と、「目的に応じた配分」、および「新たな直接支払い」の間で対応する項目の金額は一致しない。財源の再配分による。

2 UGBFGは粗飼料給与大型家畜飼養数単位。

3 OQE対応支払いは、環境の質および環境補償用地のネットワークに対する支払い。

4 SSTは、定期的に畜舎の外に出られる環境。

5 SRPAは、特に家畜に優しい畜舎システム。

証のための支払い（一般面積支払い）を廃止して、環境などの公益的サービスを充実することである。新しい直接支払いは農業景観支払い、供給保障支払い、生物多様性支払い、景観の質に対する支払い、生産方式支払い、資源効率支払い、移行支払いの7種類である。

現行制度では一般直接支払いが直接支払い予算の3分の2を占めている。内訳は所得保証のための一般面積支払い（36.3%，1,022百万フラン）と、頭数支払い（UGBFG支払いとGACD支払いの合計で30.8%，866百万フラン）である。この一般直接支払いを

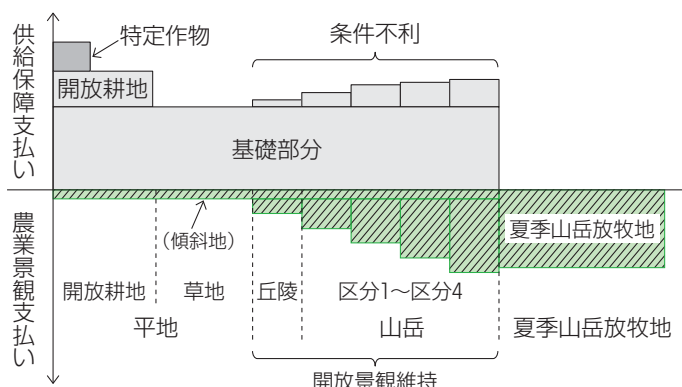
新たな面積支払い（供給保障支払いと農業景観支払い）で置き換え、財源の一部を他の各種直接支払い（景観の質、生物多様性、資源効率、生産方式。以下「拡充分野」という）に再配分する。また移行措置として移行支払いを設ける。

b 直接支払いの種類別概要

予算規模の大きな供給保障支払いと農業景観支払いの配分方法を第4図に示した。土地の条件によって該当する直接支払いの種類や水準は異なっている。

供給保障支払いは中長期的な供給力（土

第4図 供給保障支払いと農業景観支払いの配分(模式図)



出典 OFAG(2010) "Politique agricole 2014-2017: grandes lignes et répartition des fonds", page 16 を元に加筆作成(元資料の積み重ねグラフを供給補償支払いと農業景観支払いに分離し、「傾斜地」と「開放景観維持」を加えた。)

地、知識、資本など)の維持確保を狙いとし(注20)ている。基礎支払い、条件不利支払い、開放耕地支払いがあるほか、直接支払いの枠外で市場施策の特定作物支払い(前述)による上乗せもある。基礎支払いは草地と耕地で一律である。受給条件として作物の収穫(開放耕地および永年作物の場合)あるいは最低限の牛飼養頭数(永年草地の場合)が課される。条件不利支払いは丘陵・山岳地帯を対象として現行の頭数支払い(難条件下家畜飼養支払いGACD)を面積支払いに移行するものであり、支払い水準は標高など条件不利の程度に応じて異なる。開放耕地支払いは畑作物と永年作物を奨励するものである。こうした作物は草地よりも単位面積当たりの生産熱量が大きく、供給の保障の観点からおおむね現状の生産水準を維持することが意図されている。

農業景観支払いの狙いは、おもに丘陵・山岳地帯で問題となっている農地の森林化を食い止めて開放農業景観を維持すること

である。丘陵・山岳地帯を対象とする開放景観維持支払いのほか、傾斜地支払い、山岳放牧地支払い、夏季山岳放牧支払いがある。夏季山岳放牧地が支払いの対象となる点は供給保障支払いと異なっている。開放景観維持支払いの支払い水準は気象条件の不利などに応じて異なる。傾斜地支払いは斜度の(注21)大きさに応じて増額される。山岳放牧地支払いは現行の頭数支払いのうち夏季山岳放牧地付加支払い

を引き継ぐものである。夏季山岳放牧支払いについては現行制度から大きな変更はない。これら2種類はいずれも、夏季山岳放牧の放牧単位(PN)に応じて支払われる。(注22)

移行支払いの目的は制度改正による再配分の影響を緩和し、社会的に受容可能な移行を補償することである。補償は現行の一般直接支払い(一般面積支払いと頭数支払い)から新制度(供給保障支払いと農業景観支払い)への移行に伴う受給額の減少に基づく。ただし、移行支払いは年々削減され、14年の482百万フランから17年には306百万フランとなり、削減分の財源は上記の拡充分野に再配分される。移行支払いは8年間で全て再配分・解消することが想定されているが、拡充分野への移行にかかる農業者の参加進捗が不確実なため法律上は期限を定めていない。

こうした予算の再配分により、上記の拡充分野の予算合計は現行制度の533百万フラン(構成比18.9%)から14年に728百万フ

ラン（同25.9%）、17年には904百万フラン（同32.1%）へと拡大する。こうした拡充分野の増加分に移行支払いを加えると677百万フラン（同24.1%）となり、全体として8年間で直接支払い全体の4分の1近い大きな財源移転を想定していることがわかる。

移行支払いの導入により、所得保証機能が面積支払いから切り離される。また移行支払いは個々の農業経営にのみ結び付けられ、生産や生産要素（土地面積や家畜頭数）から切り離される。経営の譲渡に際しては、経営全体を譲渡する場合のみ移行支払いの受給権が引き継がれ、土地の分割や廃業の^(注23)場合は打ち切りとなる。

景観の質に対する支払いは農業景観の多様性を維持するためのものである。農業景観の多様性は環境・社会・経済的機能を有しているが、農業構造の変化と土地の集約的利用によって次第に失われつつある。新たな制度では地域主導の景観維持・改善に関する取組み（既存の構想も可）に対して助成がなされる。州政府は独自の構想を作ることができ、また財源の一部を拠出する。

生物多様性支払いと、資源効率支払い、そして生産方式支払いはいずれも従来の施策を受け継ぎ拡充するものである。

生物多様性支払いは、生物多様性の質に対する支払いと、ネットワーク支払いからなる。現行の環境補償用地支払いと、別の制度（環境の質に関する政令）に基づく支払いを統合する。生物多様性の質に対する支払いについては、質に応じた支払いの差を大きくし、全国的にみて重要な生物多様性

促進用地（現行の環境補償用地）に対する支払いを追加する。また夏季山岳放牧地を対象に加え、州政府による財源の一部拠出を廃止する。ネットワーク支払いは連なって配置された生物多様性促進用地に対する支払いである。

生産方式支払いは現行の有機農業、穀物・菜種の粗放生産、動物福祉に対する支払いを統合する。将来的に他の生産方式を追加できるようにすることを想定して、有機農業支払いは「農場全体の生産方式に対する支払い」、粗放生産支払いは「農場の部分的な生産方式に対する支払い」の一つとして位置づけられる。後者は新たに草地を飼料基盤とする酪農・畜産も支払い対象となる。頭数支払い廃止後の受け皿の一つとなり得るであろう。

資源効率支払いは現行の資源利用効率支払いと水の保全支払い（いずれも地域レベル）を受け継ぎ、新たに全国レベルの資源効率支払いを追加する。

(注20) 以下、個別の直接支払いの概要は教書（Conseil Fédéral Suisse (2011)）、詳細の一部は直接支払い令案（Conseil Fédéral Suisse (2013)）による。制度の詳細については実施までに変更される可能性がある。

(注21) また直接支払い令草案（Conseil Fédéral Suisse (2013)）には議会の決定を受けて傾斜地の割合が高い農場への支払いが追加された。

(注22) 環境容量に応じた夏季山岳放牧に対して支払われるため、頭数支払いのような集約化の問題は生じ難いとみられる。

(注23) この移行支払いの特色は経営継続に対する所得支持という点であろう。所得支持の土地からの切り離しは、EUの直接支払いについて従来から研究者が提起している証券化構想と共通している。しかし証券化構想とは異なり、移行支払いは経営から切り離れた譲渡はできない。

c 受給資格と支払い制限の変更

直接支払いの対象となるのは土地を営営する農業者（農家および特定の種類の家族農業法人）であるが、例外として生物多様性支払いと景観の質に対する支払いは法人および政府管理の経営も対象とする。

直接支払いの目的が公益サービスの対価に限られ、所得支持を目的としなくなることから、受給者の収入・資産の制限は廃止する。ただし移行支払い（所得支持が目的）は引き続き制限を課される。同じ理由により、経営規模に応じた支払い単価の逡減も廃止する。

単位労働力当たりの直接支払い^(注24)上限額は継続するが、新制度への適応を促すため州財源による部分および移行支払いは対象外となる。

環境保全要件は継続するが、肥料収支については評価手法を見直し、インターネットを利用した記録を導入する。環境補償用地については「生物多様性促進用地（SPB）」に改称し、2018年以降は山岳地帯IIIおよびIVを要件の免除対象とする。適切な土壤保全については浸食の懸念がある土地に対象を絞る込む。

^(注24) 金額は計算方法の改定により変更となる。

5 議会前協議における争点

農業政策2014-2017教書の内容は、利害関係者の協議結果を反映して当初提案（協議文書）から幾つか重要な変更がなされている。例えば食料主権、品質戦略の強化、

牛乳買付契約の義務的規制などはいずれも農業団体の要請によるものである。

しかし、当該協議における主要な争点は、供給保障支払いと移行支払いに関するものであった。これは頭数支払いにも関係している。農業団体、環境団体、経済団体それぞれの主張と、教書への反映状況を第5表および第6表に示した。

移行支払いは段階的に他の直接支払い（おもに環境保全）へと財源が移転され、最終的には廃止が予定されている。一方で供給保障支払いは従来の一般面積支払いとよく似た安定的な面積支払いである。そこで農業団体は移行支払いをできる限り縮小し、供給保障支払いを拡大するよう主張した。それに対して逆に環境団体（と経済団体）は、移行支払いの規模を維持（拡大）し、供給保障支払いを大幅削減（撤回）するよう主張した。また農業団体は頭数支払いの維持を主張したのに対して、環境団体は廃止を主張した。

結果をみると、供給保障支払いと移行支払いのいずれについても、農業団体の主張した方向に変更されたものの、その程度は環境団体と経済団体の意向を反映して大幅に弱められた。また農業団体は頭数支払いの継続を認められず、環境団体は各種目的別支払いの増額を得た。永年草地の供給保障支払いに課された牛の最低飼養頭数要件は、家畜飼養との強い結びつきを望んだ農業団体^(注25)と、それに反対した環境団体および左派の間の妥協の産物（Conseil Fédéral Suisse (2011: p.136)）である。

第5表 供給保障支払い等に関する意見対立

		教書に反映された要求 (部分的なものを含む)	反映されなかった要求
政治勢力	農業	・供給保障支払いの引き上げ。基礎支払い1ha当たり900フラン(50フラン増)、耕地作物支払い同300フラン(100フラン増)。 ・山岳放牧地支払い、および集約度により異なる支払額	・供給保障支払いの40%増額 ・頭数支払いの維持
	環境	・頭数支払い財源移転(協議文書案)	・供給保障支払い(基礎)の大幅削減
	経済	・頭数支払い財源移転(協議文書案)	・供給保障支払い(基礎)の撤回

出典 OFAG(2012: p.40)

(注) 網掛けと矢印は対立関係を表す。

第6表 移行支払い等に関する意見対立

		教書に反映された要求 (部分的なものを含む)	反映されなかった要求
政治勢力	農業	・移行支払いを4.8億フランに減額	・移行支払いを2.8億フランに減額
	環境	・山岳地域、動物福祉、有機農業の助成強化	・移行支払いは協議文書案どおり
	経済	・山岳地域の助成強化	・移行支払いを9億フランに増額

出典、(注)とも第5表に同じ

供給保障支払いと移行支払いの扱いをめぐっては経済団体と環境団体の両者に共通の利害が生まれた。両者が農業政策に関して協力したのはおそらく初めてであったが、農業団体を圧倒するには至っていない(以下、現地聞き取り調査による)。連邦政府はどの政策についても当該業界の意見を優先する傾向が強いためである。また各種の自由化を行った場合に農業者の損失はほぼ間違いなく発生するのに対して、経済団体が主張する農産物輸出などの機会是不確実なためそれだけ説得力が弱くなるという。

経済団体は従来、農業政策に対し強い主張をしてこなかった。しかし、スイスが対外通商政策を転換して自由貿易協定交渉を活発化した結果、農業に自由化と効率化を求める姿勢を強めた。一方の環境団体は、

近年になって憲法と農業法の定める多面的機能が十分に発揮されていないとの認識を持つようになり、主要団体では農業担当の人員を強化しつつある。農業団体は環境団体が農業分野で次第に力をつけつつあるとみている。

とはいえ農業政策に対する国民の支持は全般に高く、農業予算の総額についても幅広い支持がある。農業や環境を重視する国民世論に加えて、国民投票などを反映した多面的機能の強化が支持されているようである。

(注25) 糊澤(2012)によれば「農民は直接支払いを受け入れる代わりに、その生産からの完全な切り離しに反対した。このような経緯から、家畜と結合した直接支払いを簡単には廃止することができない政治的状況が生じた」(pp.76-77)。したがって頭数支払いの廃止は政治的にも大きな変化といえよう。

6 「農業政策2014-2017」の意義

農政改革の第5段階となる農業政策2014-2017は、連邦農業庁の資料では新たな2025年戦略に基づく農政改革の第一段階として位置付けられている（第5図）。また成立が2年遅れたこともあり足かけ9年の検討を経て形成された。改革案の形成に関わった有識者によれば、この改革は99年以来の大幅なものであり、今後少なくとも10年間はこのような規模の改革はないであろうという（現地聞き取り調査）。

農業政策2014-2017教書によれば、この改革の狙いは「安定的な財政に基づいて農業政策における政策手段の効率性を大幅に高め、それによって政策目的の達成を改善すること」（教書p.16）である。そしてその主眼は直接支払制度の刷新である。これは2025年戦略における戦略の第一の柱（既存政策の最適化）に相当すると考えられる。だとすればこれを基礎として、2018年以降における第6段階、第7段階の改革では農業

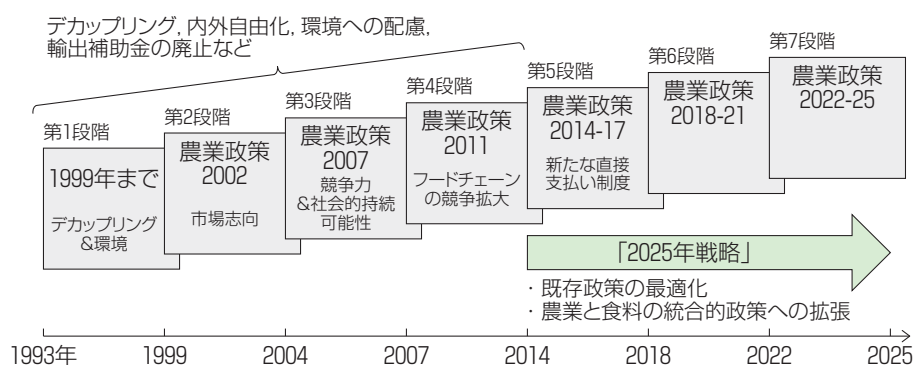
と食品の政策統合（戦略の第二の柱）がさらに進められるであろう。

それとも関わって注目されるのは、議会の要請によって取り込まれた新たなコンセプト（食料主権、品質戦略、持続可能な消費）である。いずれもさらなる貿易自由化が予想されるなかで競争力の低いスイス農業がいかに残っていくかという課題に結び付いている。特に食料主権と品質戦略については、農業法の施策規定に盛り込まれたことから、今後のさらなる展開が見込まれるよう。

また、直接支払制度の再編は1998年農業法と農業政策2002以来のことであり、大きな変更である。各種の直接支払いはそれぞれの目的・機能・分担を明確化し、特定の政策課題への効果と効率の向上を意図している。

しかも、各支払い本来の目的を超えて、牛乳生産の抑制や飼料穀物の増産といった需給対策も、直接支払いが単独あるいは市場施策と連携して担うこととなる。農業予算の大部分を占める直接支払いは多くの役

第5図 スイス農政改革の長期的展開



出典 連邦農業庁(FOAG)説明資料(12年11月20日付)

(注) 第4段階までに関する説明を要約し、2025年戦略の説明を加筆した。

割を負っているのである。しかし牛乳の需給についてはEUとのチーズの自由貿易およびスイスフラン高が悪化要因の一つとなっており、頭数支払いの廃止や畑作向け直接支払いで目的を果たせるのか注意が必要であろう。

多面的機能との結びつきが強化された結果、所得支持を目的とする直接支払いは移行支払いのみとなった。移行支払いは段階的に縮小され、早ければ次々期の「農業政策2018-2021」までで廃止となる見込みである。これまで所得支持の役割を果たしてきた一般直接支払いのうち、一般面積支払いは供給保障支払いによって実質的に維持されるものの、頭数支払いは廃止される。頭数支払いの廃止はデカップリングの貫徹をも意味している。

そして何より、明示的な所得支持のための直接支払いが認められなくなりつつあることは、農業政策の考え方における大きな転換を意味している。直接支払いの総予算額は維持されるものの、今後は各支払いに対応する個別具体的な公益サービスの提供が受給の必要条件となったのである。スイスは全面的に多面的機能を目的とする直接支払い政策によって独自の一步を踏み出したと言えよう。^(注26)

こうした直接支払いの目的変更に伴い、大規模経営の受給制限措置は縮小され、受給額上限を残すのみとなった。

スイスにおける多面的機能に基づく高水準の直接支払いは、あくまでもそうしたサービスに対する国民の高い支持によって支

えられている点に注意が必要である。とはいえスイスは多面的機能に対する直接支払いの先進事例であり、制度の使いこなしや問題点の発見と是正など、日本にとっても参考となる点は少なくないと思われる。たとえば公益にかなうサービスの提供にはデカップリングだけでは不十分であるという指摘は興味深い。また直接支払いのデカップリングは本来生産の抑制を意図して国際的に奨励されてきたが、スイスでは牛乳の生産を抑制するためにデカップリングと各種直接支払い間の調節や市場施策とを組み合わせることで効果を上げようとしている。

一方、世界的な情勢変化も次期改革に大きな影響を及ぼしている。世界的な食料価格の高騰は食料安全保障の強調につながり、農業法の施策規定（食料主権）や直接支払いの制度（供給保障支払い）に明示的に組み込まれた。また国際貿易交渉の停滞から貿易自由化対応は農業政策2014-2017から切り離された。貿易自由化への積極的な対応を意識した従来の改革（牛乳割当の廃止、輸出補助金の廃止など）とは様相が異なる。国際金融危機によるスイスフラン高は農業の国際競争力を低下させ、EUとの間で自由化されたチーズ貿易を通じて牛乳割当廃止後の混乱に拍車をかけた。当面さらなる自由化に応じられる状況ではないであろう。

このように農政改革の重点は安全保障へシフトしており、貿易自由化路線はやや退いている。EUにおける次期CAP改革の構想にも同様の傾向がみられたが、輸入依存度が高く食料安全保障に対する関心の高いス

イスではより顕著なようである。

(注26) EUも次期CAP改革における直接支払いのグリーンングによって、所得支持を含め直接支払い全般について多面的機能への対応を強化しようとしている。スイスほど急進的ではないが基本的に同じ方向へ進んでいるとみることができよう。

<参考文献>

- ・ Conseil Fédéral Suisse (2011) "Message concernant l' évolution future de la politique agricole dans les années 2014 à 2017 (Politique agricole 2014-2017)", Feb. 1.
- ・ Conseil Fédéral Suisse (2013) "Ordonnance sur les paiements directs versés dans l' agriculture (Ordonnance sur les paiements directs, OPD)", Projet, 8 avril.
- ・ Office fédéral de l' agriculture (OFAG) (2010) "Agriculture et filière alimentaire 2025", Août.
- ・ Office fédéral de l' agriculture (OFAG) (2012) "Politique agricole 2014-2017 - Message du Conseil fédéral", Feb. 1.
- ・ Stefan Mann & Miriam Gairing (2011) "Post Milk Quota Experiences in Switzerland," EuroChoices, 12 (2), pp.16-20.
- ・ 飯國芳明 (2001) 「エコ化 (Ökologisierung) : スイス農政の底流」『高知論叢』(72), 65~83頁, 高知大学経済学会, 11月
- ・ 石井啓雄 (2007) 「スイスにおける直接支払い」『農業法研究』(42), 55-69頁
- ・ 石井圭一 (2008) 「スイス農業政策の展開方向—農業政策2011を踏まえて—」『平成19年度欧州地域食料農業情報調査分析検討事業実施報告書1』国際農林業協同協会, 3月

- ・ 糊澤能生 (2012) 「スイスにおける直接支払い: 公共経済機能への助成」『農業と経済』78 (3), 69-77頁, 3月
- ・ 是永東彦 (2004) 「スイスの農政改革—回顧と展望」平成15年度欧州アフリカ地域食料農業情報調査分析検討, 3月
- ・ 是永東彦 (2006) 「スイス農政改革の新段階—『農業政策2011』の概要」『平成17年度欧風アフリカ地域食料農業情報調査分析検討事業実施報告書』国際農林業協力・交流協会, 3月
- ・ 作山巧 (2011) 「関税から補助金による農業保護への転換要因: スイスと日本の比較実証研究」『2011年度 日本農業経済学会論文集』211-218頁, 12月
- ・ 農林中金総合研究所 (2007) 『平成18年度 自由貿易協定情報調査分析検討事業報告書 (対象国 スイス)』3月
- ・ 樋口修 (1999) 「スイス連邦1998年農業直接所得補償令」『レファレンス』(582), 65~130頁, 7月
- ・ 樋口修 (2006) 「スイス農政改革の新展開——『農業政策2011』政府草案を中心として——」, 『レファレンス』(660), pp.79-94, 1月.
- ・ 平澤明彦 (2007a) 「スイス農業政策の対外適応と国内調整—農政改革にかかる国民合意と96年の憲法改正—」『農林金融』, 14-26頁, 6月. <http://www.nochuri.co.jp/report/pdf/n0706re2.pdf>
- ・ 平澤明彦 (2007b) 「スイス農業政策のEU対応—EFTAから農産品FTAまで—」『農林金融』, 53-62頁, 7月. <http://www.nochuri.co.jp/report/pdf/n0707ab1.pdf>
- ・ 平澤明彦 (2013) 「スイスの「農業政策2011」に基づく政策実施状況および次期「農業政策2014-2017」の展開方向」, 『農林水産省平成24年度海外農業情報調査分析事業 (欧州) 報告書』, 第II部, 3月

(ひらさわ あきひこ)



中南米で広がった反新自由主義政権

—米国の TPP 推進戦略の背後にあるもの—

基礎研究部長 清水徹朗

目 次

はじめに

- | | |
|-------------------------|---------------------------|
| 1 中南米の概況 | 5 ペルーにおけるフジモリ政権の誕生とその後の展開 |
| 2 中南米の初期開発思想とその挫折 | 6 米国のFTA政策とTPP |
| 3 累積債務危機の発生とIMFの介入 | 7 TPPの性格と今後の見通し |
| 4 新自由主義政策への反発と反米左派政権の拡大 | |

〔要 旨〕

- 1 資源が豊富で一次産品の輸出が盛んであった中南米では、第二次世界大戦後、関税を高く設定して国内市場向けに工業化を進める「輸入代替工業化政策」を採用したが、80年代に累積債務危機に直面し、方針転換を迫られた。
- 2 累積債務危機の解決のためIMFは融資条件として経済改革を求め、中南米諸国は新自由主義的政策を導入したが、市場経済の導入によって貧富の格差が拡大したため、1999年にベネズエラで反米、反新自由主義を掲げたチャベス大統領が当選したのを皮切りに、中南米の多くの国で反米左派政権が誕生した。
- 3 米国はNAFTA締結後、中南米全体を含んだ米州自由貿易圏（FTAA）の構想を提案したが、反米政権の拡大によって、この構想は空中分解した。また、WTOドーハラウンドも途上国との対立により停滞したため、米国は親米的な国とFTAを締結する方針に転換した。しかし、アジア諸国とのFTAは難航したため、P4を拡大したTPP交渉を2010年に開始することになった。
- 4 TPPは中南米諸国の政治情勢の変化を反映した米国の世界戦略であり、過去の失敗の教訓から極度の秘密主義をとっており、7月の次回交渉から参加する日本がルール形成に関与する余地は狭められている。日本は、中南米の経験に学び日米関係を根本から再検討・再構築すべきであり、中南米諸国との連携を深化させていく必要がある。

はじめに

今年（2013年）3月、日本はTPP交渉への参加を正式に表明したが、そのTPP交渉に中南米からチリ、ペルー、メキシコの3か国が加わっている。これらの国がなぜTPP交渉に参加しているのか、TPPに何を期待しているのかを探るため、今年2月にメキシコとペルーを訪問し、政府関係者や研究者からヒアリングを行った。

本稿では、今回の訪問で得た情報をもとに、中南米で広がっている反米左派（反新自由主義）政権の動向について報告する。

1 中南米の概況

中南米は「ラテンアメリカ」とも呼ばれ、南米12か国、中米8か国、カリブ海諸国13か国の計33か国からなる。全体の面積は2,041万km²、人口は5億5千万人で、北米（米国＋カナダ）に比べ面積はほぼ等しく、人口は1.6倍であり、アフリカに比べ面積は3分の2、人口は2分の1である。人口の多い国は、ブラジル（191百万人）、メキシコ（112百万人）、コロンビア（42百万人）、アルゼンチン（40百万人）、ペルー（27百万人）であり、この上位5か国で中南米全体の75%を占めている。

中南米にはかつてマヤ、アステカ、インカなどの先住民の文明が栄えていたが、15世紀末以降スペイン人、ポルトガル人が到来し、先住民の国家を滅亡させて植民地と

した。その後、19世紀初頭に中南米諸国は本国から独立し、今日に至っている。

2 中南米の初期開発思想とその挫折

中南米は資源が豊富であり、独立以降、コーヒー、ゴム、砂糖、バナナ等の農産物や銀、銅、硝石等の鉱産物の輸出が盛んになった。国内では大土地所有制が形成され、欧米諸国からの投資もあり、独立後、経済は一定の発展を遂げたが、1930年代の大恐慌の時代に一次産品価格が下落して中南米の経済は苦境に陥った。

そのため中南米諸国にとって、一次産品輸出に依存した経済からいかに脱皮し工業化を進めていくかが大きな課題となった。こうした事態に対応して中南米諸国が採用した政策は、関税を高く設定して輸入品から国内産業を保護する一方で、国内市場向けに工業の発展を促す「輸入代替工業化政策」であった。また、国内市場の狭隘さを克服するため経済統合の必要性が唱えられ、1961年にLAFTA（ラテンアメリカ自由貿易連合）が結成された。

当時、中南米の経済発展戦略において大きな影響を与えたのが、国連ラテンアメリカ経済委員会（ECLA）とその経済学者プレビッシュであり、プレビッシュは、当時の世界経済を中心部（先進国）と周辺部（途上国）に分け、国際間の貿易は途上国にとって不利な交易条件になっており、貿易政策によって補正する必要があることを主張した。^(注1)

その後、プレビッシュの主張はUNCTAD（国連貿易開発会議）の設立（1964年）につながり、GATT協定に途上国に関する条項が設けられることになった。

こうした開発政策によって中南米の経済は成長軌道に乗ったが、貧富の格差は解消されなかったため社会変革を求める活動が盛んになり、60年代から70年代にかけて多くの国で軍事政権が現れた。^(注2)

しかし、中南米諸国は80年代に深刻な経済危機に陥り、輸出志向によって経済発展を遂げたアジアNIESやASEANに比べて中南米諸国の経済停滞が顕著となったため、それまでの輸入代替工業化政策は見直しが迫られることになった。

(注1) その後、プレビッシュの理論はマルクス主義の影響を受けて「従属理論」として発展し、従属理論は、ラテンアメリカの経済分析や経済政策に大きな影響を与えた（フランク『世界資本主義とラテンアメリカ』、クリストバル・カイ『ラテンアメリカ従属論の系譜』）。

(注2) 1959年に起きたキューバ革命は中南米の政治状況に重大な影響を与え、中南米に対する米国の軍事的介入が強まることになった。特に、1970年にチリで社会主義政権（アジェンデ政権）が成立した際には、米国の支援を受けた軍事クーデターによってアジェンデ政権は倒れ、その後チリでは、ピノチェト独裁政権のもとフリードマンの影響を受けたシカゴ大学卒業生（シカゴボーイズ）が経済政策に深く関与し、新自由主義的政策が強力に押し進められた。この間にフリードマンとシカゴ学派経済学が果たした役割については、中山智香子『経済ジェノサイドーフリードマンと世界経済の半世紀』（2013）が包括的に解説している。

3 累積債務危機の発生とIMFの介入

中南米にとって80年代は「失われた10年」

と呼ばれ、多くの国が累積債務問題に直面し、インフレと経済危機が進行した混乱の時代であった。

70年代に資源価格が高騰し、資源が豊富な中南米諸国に対して外国からの投資や融資が増大したが、80年代に入ると石油をはじめとする一次産品価格が下落し、中南米諸国の国際収支は急速に悪化した。さらに、米国のレーガノミックスによって世界的な高金利となったため、中南米諸国の債務負担はさらに増大した。

そのため、82年にメキシコが債務返済不能になったのを皮切りに、アルゼンチン、ブラジルなど中南米の多くの国が累積債務危機に見舞われ、国際的に大きな問題になった。また、これらの国では財政赤字が続き、通貨増発によってその財政赤字を埋めたため、ハイパーインフレーションに陥った。

こうした危機への対策のため大きな役割を担ったのがIMF（国際通貨基金）であった。IMFは経済危機に陥った国に対して融資を行うとともに、融資条件（コンディショナリー）として経済政策の改革を求めた。その内容は、貿易自由化、資本自由化、金融自由化、規制緩和、国営企業民営化、税制改革などであり、それまでの輸入代替工業化政策を根本的に覆し、市場経済の導入を迫るものであった。^(注3) これらの政策パッケージは「ワシントン・コンセンサス」（ジョン・ウィリアムソンによる命名）と呼ばれ、中南米諸国の経済・社会に大きな影響を与えることになった。^(注4)

この過程をメキシコとブラジルについて見てみると、以下の通りである。

【メキシコ】

メキシコ経済は60年代から70年代にかけて好調であり、産油国であるメキシコでは、70年代に石油開発（国営「メキシコ石油」による）や電力事業等のため政府の対外借入が急増した。しかし、80年代に入って石油価格が下落すると国際収支が悪化し、82年に外貨準備が底をついて対外債務の支払いが困難になった。

メキシコは、82年にIMFの緊急融資を受ける一方で経済自由化を進めたが、自由化政策が本格化するのにはサリナス政権（88～94年）の時代である。サリナスは米国ハーバード大学で学び、40歳の若さで大統領に当選し、メキシコ経済再生の旗手として期待された。メキシコは86年にGATTに加盟し、サリナス政権のもと貿易自由化、資本自由化、国営企業民営化等を実施した。

さらに、メキシコは90年に米国との間でNAFTA交渉の開始に合意し、NAFTAは94年に発効したが、NAFTAは、サリナス政権で進められた経済自由化政策を固定化する最終的な終着点であったといえることができる。

【ブラジル】

ブラジルは資源が豊富であり、60年代後半から70年代にかけて「ブラジルの奇跡」と呼ばれるような高成長を実現し、外国からの投資が急増し、外国からの負債によって政府部門も拡大した。

しかし、80年代に入ると債務危機に陥り、

ハイパーインフレーションに襲われた。ブラジルは、64～85年の20年間、軍事政権のもとにあり、民政移管（85年）後も経済危機が続いた。90年に就任したコロール大統領（右派国家再建党）は、その対策のためIMFの融資を受けて新自由主義的経済政策を導入したが、コロールは汚職問題によって2年で退任するに至った。

その後、ブラジルは94年に「レアル計画」を策定し、新通貨を導入するとともに貿易・資本自由化、国営企業民営化、金融改革、労働市場改革などの改革を行い、ようやく高インフレが収まった。^(注5)同時に、ブラジルは、アルゼンチン、ウルグアイ、パラグアイを参加国とするメルコスール（南米南部共同市場）を95年に発足させた。

（注3）韓国も97年のアジア通貨危機のあとIMFの融資を受け、資本自由化を進めたが、その結果、韓国の主要銀行のほとんどは欧米資本に買収された。

（注4）米国ハーバード大学教授であったジェフリー・サックス（現在コロンビア大学地球研究所長）は、債務危機に陥ったボリビアの経済政策に深く関与し、その後、ソ連・東欧崩壊後のポーランド、ロシアの市場経済化にもアドバイザーとして関わった。そのためサックスは、これらの国に「ショック療法」を勧めたとして批判されたが（ナオミ・クライン『ショック・ドクトリン』2007）、サックス自身は、それは本意ではなかったと弁解している（ジェフリー・サックス『貧困の終焉』2005）。

（注5）95年に大統領に就任（2002年まで）したカルドーズは従属理論の研究者として著名な社会学者であり、経済自由化を進めながらも社会改革を重視する政策を実施した。

4 新自由主義政策への反発 と反米左派政権の拡大

こうしたIMFの介入と経済政策の改革に

よって、90年代には中南米の経済危機はひとまずは回避し、インフレもある程度収まった。しかし、急速な政府部門の縮小、予算削減、市場経済の導入によって貧富の格差が拡大し、国民の中からIMF・米国主導で進められた新自由主義的経済政策に対する不満が現れるようになってきた。^(注6)

そして、99年にベネズエラにおいて反米、反新自由主義を強く掲げたチャベスが大統領に就任したのを皮切りに、その後、ブラジル・ルーラ大統領（03年）、アルゼンチン・キルチネル大統領（03年）、ウルグアイ・バスケス大統領（04年）、ボリビア・モラレス大統領（05年）、エクアドル・コレア大統領（07年）、ペルー・ウマラ大統領（11年）など、南米のほとんどの国で反新自由主義を掲げた左派政権が誕生し、その結果、中南米で親米的な国はメキシコ、^(注7)コロンビア、チリなど少数派になった。

なお、今年（13年）3月、ベネズエラのチャベス大統領が死去したが、その後行われた大統領選挙でチャベス路線を継承する左派のマドゥロが当選した。また、ブラジルでも、11年に行われた大統領選挙において、ルーラと同じ左派労働者党のルセフが当選するなど、中南米において反米左派政権が支配的である状況は現在も続いている。

（注6） スティグリッツは、この過程でIMFが進めた政策を厳しく批判した（『世界を不幸にしたグローバリズムの正体』2002、『世界に格差をバラ撒いたグローバリズムを正す』2006）。

（注7） 70年代から新自由主義経済政策を導入してきたチリにおいても、06年に社会党（中道左派）のバチェレ政権が誕生したが、市場経済や対米関係を重視する政策は継続しており、10年には中道右派のピニエラ大統領に交代している。

5 ペルーにおけるフジモリ政権の誕生とその後の展開

ペルーでは、1968年に起きた軍事クーデターの後、軍部改革派による土地改革と主要産業の国有化が行われたが（ペルー革命）、70年代に貿易収支、財政収支が悪化して対外債務が膨らんだため、77年にIMFの融資を受けて市場経済を導入する経済改革を行った。

しかし、米国主導の市場経済導入に対して国民の不満が高まり、85年には反米、反帝国主義を掲げたアプラ党（アメリカ人民革命同盟）のガルシアが大統領に当選した。ガルシア政権はIMFを批判し対決したが、経済政策は失敗し、ペルーは国家破産とハイパーインフレに襲われることになった。

こうした状況のなかで登場したのが、日系2世のフジモリ大統領（90年就任）であった。フジモリ政権は、ペルー経済の再建のため強力に新自由主義的経済政策を進めたが、その強権的な手法は大きな反発を生み、その過程で起きたのが日本大使公邸占拠事件（96年）^(注8)であった。その後、フジモリ大統領は2000年に辞任に追い込まれ、亡命するに至った。

01年に就任したトレド大統領は、それまでの経済自由化政策を継続したが、06年には新自由主義を批判したガルシアが再び大統領に当選した。しかし、ガルシア政権は、前回（80年代後半）の失敗を教訓にその後中道路線を取り、米国（09年発効）や日本

(12年発効)とFTAを締結し、TPPに参加するなど、経済成長を優先する政策を行った。^(注9)

こうしたガルシア政権の右傾化に対して国民の批判が高まり、11年には、ガルシア大統領は退き、先住民出身で左派のウマラが大統領に就任した。

(注8) フジモリ大統領就任1年後の91年に、ペルーの農業試験場(ワラル)において、JICAから派遣されていた農業専門家3名が反政府テロ組織によって殺害されるという事件が起きた(寺神戸曠『テロ! ペルー派遣農業技術者殺害事件』2013)。

(注9) 清水達也「成長を最優先するペルー・ガルシア政権」(『21世紀ラテンアメリカの左派政権』第7章)。

6 米国のFTA政策とTPP

以上、中南米において、90年代に実施された新自由主義政策に反発して2000年頃から反米左派政権が広がったことを説明したが、こうした中南米の情勢変化は米国の経済外交に大きな影響を与えた。

米国は、92年にメキシコとの間でNAFTAを締結したが(94年発効)、それと同時に中南米全体を包摂する米州自由貿易圏(FTAA)の構想を示し、中南米諸国と米国は05年までにFTAAを成立させることに合意した(94年)。しかし、99年にベネズエラでチャベス政権が誕生して以降、反米左派政権が拡大して米国主導の地域統合に対する反発が強まり、05年にFTAA構想は空中分解した。

また、米国は、米国主導による世界経済のルール策定を目指しており、95年には

OECDで多国間投資協定(MAI)の締結を画策したが、途上国、NGOの批判を受けて98年に挫折した。さらに、WTOドーハ・ラウンドで、米国はシンガポール・イシュー(投資、競争、政府調達、貿易円滑化)を交渉議題に乗せることを主張したが、03年のカンクン閣僚会議においてインド、ブラジル、中国等の途上国の反対を受け、これも失敗した。^(注10)

このような中南米における米国の影響力低下、WTO交渉の停滞のなかで米国が次に打ち出してきた戦略は、親米的な国とのFTA推進であった。米国は04年にシンガポール、チリとFTAを締結し、04年にペルー、コロンビア、タイ、06年に韓国、マレーシアとFTA交渉を開始した。その結果、ペルーとのFTAは09年に、コロンビアとのFTAは12年に発効し、米国は中米5か国及びドミニカとの間でもFTAを締結している。

しかし、アジア諸国との間では、韓国とのFTAには合意・発効したものの、タイとのFTA交渉はタクシン首相失脚により06年に中断し、マレーシアとのFTA交渉も決裂した。さらに、米国は06年にAPEC全体のFTA(FTAAP)を提唱したが、他のAPEC加盟国の賛同を得ることはできなかった。

そのため、米国は08年にP4(06年に締結したニュージーランド、チリ、シンガポール、ブルネイの4か国によるFTA)という小規模なFTAを拡大したTPPによってアジア太平洋地域に対する米国の影響力を強化す

る方針を打ち出し、10年3月よりTPP交渉が開始された。

(注10) GATTウルグアイラウンド(94年合意)において、サービス貿易(GATS)、知的財産権(TRIPS)、投資(TRIMS)に関する協定が成立したが、米国をはじめとする先進国はこれらの協定は不十分であると考えている。WTOにおいて貿易自由化以外の分野が重要になっている状況については、新堀聰『21世紀の貿易政策』(1997)、小寺彰編著『転換期のWTO－非貿易的関心事項の分析』(2003)参照。

7 TPPの性格と今後の見通し

このように、TPPは、中南米における反米左派政権の拡大、WTOにおける途上国の影響力増大に対応して打ち出された米国の世界戦略であると言うことができ、中南米では、親米的で既に米国とFTAを締結しているチリ、ペルー、メキシコがTPP交渉^(注11)に参加している。

米国は、MAIやWTOで実現できなかった投資、金融、サービス貿易、知的財産権などに関して、TPPにおいて米国(特にグローバル展開している企業)に有利なルールを策定し、その後これを中国をはじめとする他の地域に広げていくことを狙っている。日本がTPP交渉参加を表明したのは今年3月であるが、参加が認められるまでには米国議会への通告後90日必要とのことから、日本が実際に交渉に参加できるのは7月23日からだとされている(7月の次回交渉では最後の3日間のみ参加)。それまで日本はこれまでの合意文書を見ることもできず、日本がTPPのルール形成に関与できる余地は狭められている。

TPP交渉は、MAIやFTAAと同じ失敗を繰り返したくないという米国の方針を受け極度の秘密主義をとっており、交渉文書にアクセスできるのは一部のステークホルダー(米国企業関係者等)に限られている。そのため、日本国民がTPP協定の内容を十分に知らないままに合意に至ってしまう恐れがあり、TPPが発効して日本の国内法制をTPPに合わせて改正しなくてはならないとすると、議会制民主主義を否定することになってしまう。このように、TPPの内容を国民に十分に知らせないままに合意してしまうことはあまりに問題が多く、こうしたTPPの性格が「異常な契約」(ジェーン・ケルシー)^(注12)と言われる理由である。

TPPは、これまで17回も交渉が行われたにもかかわらず合意できている事項は少なく、そう簡単に最終合意に至るとは考えられないが、TPPは国民生活に重大な影響を与えるものであるため、その内容を国民に公開し十分な検討と国民的論議を行う必要がある。

近年、中南米諸国は中国、インド、アフリカとの関係を深めてきており、米国との関係も、これまでの従属的立場から対等に協議・交渉できる関係に再構築しようとしている。日本も、戦後の日米安全保障体制を当然視するのではなく、もう一度日米関係を根本から再検討・再構築する時期に来ていると言えよう。

中南米は日本とは遠く離れているが、中南米の情勢は米国の世界戦略に大きな影響を与えるものであり、中南米諸国の政治・

経済情勢は日本にとっても重要である。また、メキシコやペルーにも新自由主義や対米FTAに批判的なグループ、学者は多くおり、日本はTPP交渉、WTO交渉においてこれらの人々と連携を深めていく必要があろう。

(注11) ただし、メキシコは、NAFTA締結後EU、日本とFTAを結んだものの、これ以上のFTAは抑制的に対応するという方針を持っていたため、当初TPP交渉には参加していなかった。メキシコでは、中国をはじめとするアジア諸国からの輸入増加によって国内産業にマイナスの影響が出ており、メキシコは06年に韓国とFTA交渉を開始したものの、韓国企業との競合を懸念する一部業界の反対があるため未だに合意していない。また、ペルーの現政権（ウマラ大統領）は左派であり新自由主義には批判的であるものの、既に米国とのFTAが発効しており、前政権で開始したTPP交渉を根本から覆すことはできない状況にある。

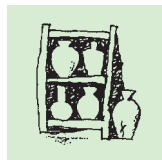
(注12) ローリー・ワラック氏（米国パブリックシティズン）は、「TPPは、表向きは貿易協定であるが、実質的には企業による世界統治である」と指摘し、「TPPはドラキュラと同じであり、太

陽の光を当てれば（＝国民にその内容を知らせれば）退治することができる」と主張している（今年5月に参議院会館で行われたシンポジウムでの発言）。

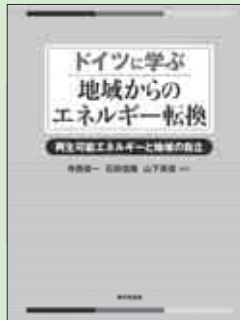
【参考文献】

- ・遅野井茂雄・宇佐見耕一編（2008）『21世紀ラテンアメリカの左派政権：虚像と実像』アジア経済研究所
- ・伊藤千尋（2007）『反米大陸－中南米がアメリカにつきつけるNO！』集英社新書
- ・山崎眞次（2007）「中南米における反米主義と左派政権」早稲田政治経済学雑誌（366）
- ・内橋克人・佐野誠編（2005）『ラテンアメリカは警告する－「構造改革」日本の未来』新評論
- ・西島章次・小池洋一編著（2011）『現代ラテンアメリカ経済論』ミネルヴァ書房
- ・M. ハニーウェル（1987）『世界債務危機－IMFとラテンアメリカ』批評社
- ・西向嘉昭（1981）『ラテン・アメリカ経済統合論』有斐閣
- ・浜口伸明編（1998）『ラテンアメリカの国際化と地域統合』アジア経済研究所

（しみず てつろう）



発刊のお知らせ



ドイツに学ぶ 地域からのエネルギー転換 —再生可能エネルギーと地域の自立—

寺西俊一・石田信隆・山下英俊 編著

B6判208頁 定価1,890円（税込）家の光協会

エネルギー転換が着実に進むドイツ。そこでは、再生可能エネルギーの導入が地域における価値創造につながる形で進められており、その中で、協同組合と地域金融が果たす役割が注目される。本書は、農林中央金庫が一橋大学で開設している寄附講義「自然資源経済論」プロジェクトがドイツで実施した実地調査結果を基に執筆したものであり、ドイツにおけるエネルギー転換の実態と成果・課題、日本として学ぶべきことについて、わかりやすく包括的に取り上げている。

目 次

まえがき(寺西俊一)

序章 ドイツに何を学ばか—自然資源経済の新たな可能性(寺西俊一)

第1章 エネルギー自立村の挑戦—3つの事例から(藤井康平・西林勝吾)

第2章 政策的な後押しで着実に進むエネルギー転換(山下英俊・傳喆・石倉研)

第3章 注目すべき協同組合—地域のための最良の選択(石田信隆)

第4章 期待される地域金融—ドイツと日本の比較から(寺林暁良)

終章 日本でも地域からのエネルギー転換を(山下英俊)

あとがき(石田信隆)

参考文献

購入申し込み先…………… 家の光協会

TEL 03-3266-9029 (販売)

お問い合わせ…………… (株) 農林中金総合研究所

TEL 03-3233-7700 (代表)

統計資料

目次

1. 農林中央金庫 資金概況 (海外勘定を除く)	(73)
2. 農林中央金庫 団体別・科目別・預金残高 (海外勘定を除く)	(73)
3. 農林中央金庫 団体別・科目別・貸出金残高 (海外勘定を除く)	(73)
4. 農林中央金庫 主要勘定 (海外勘定を除く)	(74)
5. 信用農業協同組合連合会 主要勘定	(74)
6. 農業協同組合 主要勘定	(74)
7. 信用漁業協同組合連合会 主要勘定	(76)
8. 漁業協同組合 主要勘定	(76)
9. 金融機関別預貯金残高	(77)
10. 金融機関別貸出金残高	(78)

統計資料照会先 農林中金総合研究所調査第一部

T E L 03 (3233) 7745

F A X 03 (3233) 7794

利用上の注意 (本誌全般にわたる統計数値)

- 1 数字は単位未満四捨五入しているので合計と内訳が不突合の場合がある。
- 2 表中の記号の用法は次のとおりである。

「0」 単位未満の数字	「-」 皆無または該当数字なし
「…」 数字未詳	「△」 負数または減少
「*」 訂正数字	「P」 速報値

1. 農林中央金庫資金概況

(単位 百万円)

年 月 日	預 金	発行債券	そ の 他	現 金 預 け 金	有価証券	貸 出 金	そ の 他	貸借共通 合 計
2008. 4	38,940,352	4,854,317	16,650,213	959,046	37,399,751	8,654,837	13,431,248	60,444,882
2009. 4	38,002,068	5,285,214	23,559,143	3,867,460	44,043,650	9,588,965	9,346,350	66,846,425
2010. 4	39,395,304	5,603,308	22,629,084	776,125	45,260,995	12,627,366	8,963,210	67,627,696
2011. 4	41,188,801	5,386,023	22,002,322	3,032,763	42,587,955	14,066,562	8,889,866	68,577,146
2012. 4	42,959,002	5,079,690	22,106,683	1,603,847	45,976,841	14,770,506	7,794,181	70,145,375
2012. 11	44,167,084	4,780,366	24,236,154	225,743	47,392,547	16,248,478	9,316,836	73,183,604
12	44,963,854	4,745,776	26,824,847	2,649,893	48,743,821	16,283,691	8,857,072	76,534,477
2013. 1	45,711,285	4,705,493	28,210,135	2,987,588	49,846,043	16,301,876	9,491,406	78,626,913
2	46,423,333	4,655,033	27,395,704	3,622,432	49,147,311	15,768,775	9,935,552	78,474,070
3	47,195,661	4,619,200	27,134,631	3,124,882	50,070,058	15,672,157	10,082,395	78,949,492
4	47,994,678	4,565,376	26,557,250	4,682,782	49,503,561	16,310,383	8,620,578	79,117,304

(注) 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。

2. 農林中央金庫・団体別・科目別・預金残高

2013年4月末現在

(単位 百万円)

団 体 別	定期預金	通知預金	普通預金	当座預金	別段預金	公金預金	計
農 業 団 体	39,188,294	-	466,270	1,094	182,519	-	39,838,176
水 産 団 体	1,324,805	-	122,006	3	10,897	-	1,457,711
森 林 団 体	1,612	9	5,334	5	105	-	7,065
そ の 他 会 員	2,714	-	1,796	-	-	-	4,509
会 員 計	40,517,424	9	595,406	1,101	193,522	-	41,307,461
会 員 以 外 の 者 計	223,424	87,642	278,396	118,886	5,972,261	6,609	6,687,217
合 計	40,740,848	87,651	873,802	119,987	6,165,782	6,609	47,994,679

(注) 1 金額は単位未満を四捨五入しているため、内訳と一致しないことがある。
2 上記表は、国内店分。
3 海外支店分預金計 301,775百万円。

3. 農林中央金庫・団体別・科目別・貸出金残高

2013年4月末現在

(単位 百万円)

団 体 別	証 書 貸 付	手 形 貸 付	当 座 貸 越	割 引 手 形	計
系	56,610	84,181	95,883	-	236,674
統	33	13	-	-	46
団	8,611	6,632	5,169	20	20,432
体	1,928	6,731	1,295	4	9,957
等	259	624	20	-	903
会 員 小 計	67,440	98,181	102,366	24	268,012
その他系統団体等小計	63,015	22,515	41,127	-	126,657
計	130,455	120,696	143,493	24	394,669
関 連 産 業	2,301,507	36,608	1,035,645	4,694	3,378,454
そ の 他	12,404,970	2,076	130,215	-	12,537,260
合 計	14,836,932	159,380	1,309,353	4,718	16,310,383

(貸 方)

4. 農 林 中 央 金

年 月 末	預 金			譲 渡 性 預 金	発 行 債 券
	当 座 性	定 期 性	計		
2012. 11	6,084,618	38,082,466	44,167,084	2,000	4,780,366
12	6,210,295	38,753,559	44,963,854	-	4,745,776
2013. 1	6,762,078	38,949,207	45,711,285	-	4,705,493
2	7,240,150	39,183,183	46,423,333	-	4,655,033
3	7,324,584	39,871,077	47,195,661	-	4,619,200
4	7,253,720	40,740,958	47,994,678	-	4,565,376
2012. 4	6,137,572	36,821,430	42,959,002	-	5,079,690

(借 方)

年 月 末	現 金	預 け 金	有 価 証 券		商品有価証券	買 入 手 形	手 形 貸 付
			計	う ち 国 債			
2012. 11	97,337	128,406	47,392,547	16,521,185	37,757	-	162,574
12	56,564	2,593,328	48,743,821	15,690,205	36,696	-	167,832
2013. 1	85,650	2,901,937	49,846,043	14,441,104	31,752	-	170,774
2	135,873	3,486,558	49,147,311	13,667,187	24,764	-	168,426
3	108,450	3,016,431	50,070,058	13,545,158	25,821	-	159,421
4	89,585	4,593,196	49,503,561	13,215,038	1,240	-	159,379
2012. 4	43,815	1,560,031	45,976,841	18,643,730	127,610	-	172,536

(注) 1 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。 2 預金のうち当座性は当座・普通・通知・別段預金。
3 預金のうち定期性は定期預金。

5. 信 用 農 業 協 同 組

年 月 末	貸		方		
	貯 金		譲 渡 性 貯 金	借 入 金	出 資 金
	計	う ち 定 期 性			
2012. 11	55,256,994	53,822,284	997,029	913,106	1,792,291
12	56,135,234	54,283,664	925,588	913,106	1,792,390
2013. 1	55,569,051	54,137,857	965,172	913,106	1,792,470
2	55,711,171	54,115,420	966,881	913,106	1,792,518
3	55,338,787	53,938,247	978,623	953,925	1,798,304
4	55,874,202	54,383,858	997,695	953,923	1,798,534
2012. 3	53,366,966	52,094,880	826,838	913,109	1,760,733
4	54,065,569	52,564,912	937,645	913,110	1,764,850

(注) 1 貯金のうち「定期性」は定期貯金・定期積金の計。 2 出資金には回転出資金を含む。

6. 農 業 協 同 組

年 月 末	貸			方	
	貯 金			借 入 金	
	当 座 性	定 期 性	計	計	うち信用借入金
2012. 10	28,197,226	61,595,692	89,792,918	577,317	401,018
11	27,852,043	61,907,495	89,759,538	550,777	373,979
12	28,341,207	62,512,183	90,853,390	527,104	354,983
2013. 1	27,859,126	62,320,336	90,179,462	549,840	379,662
2	28,354,614	61,950,302	90,304,916	549,891	377,852
3	28,344,068	61,348,789	89,692,857	553,571	370,389
2012. 3	27,609,828	60,586,440	88,196,268	558,527	388,119

(注) 1 貯金のうち当座性は当座・普通・貯蓄・通知・出資予約・別段。 2 貯金のうち定期性は定期貯金・譲渡性貯金・定期積金。
3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

庫 主 要 勘 定

(単位 百万円)

コ ー ル マ ネ ー	受 託 金	資 本 金	そ の 他	貸 方 合 計
561,298	6,240,824	3,425,909	14,006,123	73,183,604
502,192	6,362,943	3,425,909	16,533,803	76,534,477
591,376	5,483,692	3,425,909	18,709,158	78,626,913
505,930	5,309,305	3,425,909	18,154,560	78,474,070
432,924	4,235,124	3,425,909	19,040,674	78,949,492
657,958	4,698,736	3,425,909	17,774,647	79,117,304
642,000	5,850,872	3,425,909	12,187,902	70,145,375

貸 出 金				コ ー ル	そ の 他	借 方 合 計
証 書 貸 付	当 座 貸 越	割 引 手 形	計			
14,691,727	1,390,044	4,130	16,248,478	1,620,000	7,659,079	73,183,604
14,684,712	1,426,412	4,734	16,283,691	1,050,000	7,770,377	76,534,477
14,721,801	1,405,721	3,578	16,301,876	850,000	8,609,655	78,626,913
14,218,523	1,378,272	3,552	15,768,775	1,611,850	8,298,939	78,474,070
14,136,360	1,370,964	5,410	15,672,157	1,465,000	8,591,575	78,949,492
14,836,932	1,309,353	4,718	16,310,383	720,000	7,899,339	79,117,304
13,220,466	1,372,222	5,280	14,770,506	570,000	7,096,572	70,145,375

合 連 合 会 主 要 勘 定

(単位 百万円)

現 金	借		方				
	預 け 金		コールローン	金銭の信託	有 価 証 券	貸 出 金	
	計	う ち 系 統				計	う ち 金 融 機 関 貸 付 金
63,208	33,703,324	33,621,055	2,000	421,516	17,095,310	6,908,851	1,465,219
86,891	34,298,400	34,211,728	2,000	419,473	17,282,349	6,892,243	1,458,158
65,250	33,807,807	33,727,041	2,000	414,183	17,404,799	6,871,971	1,458,396
62,319	33,907,973	33,827,820	2,000	397,132	17,779,407	6,845,612	1,465,318
74,022	33,544,380	33,445,408	-	434,273	18,624,345	6,907,371	1,498,758
62,530	34,749,132	34,670,301	-	436,016	16,817,648	6,803,603	1,510,037
63,413	31,007,523	30,905,254	-	372,604	18,358,154	6,858,382	1,513,273
64,011	32,218,586	32,135,963	-	404,650	17,301,170	6,811,991	1,512,253

合 主 要 勘 定

(単位 百万円)

借 方							報 告 組 合 数
現 金	預 け 金		有価証券・金銭の信託		貸 出 金		
	計	う ち 系 統	計	う ち 国 債	計	う ち 公 庫 (農)貸付金	
386,934	62,342,032	62,108,554	4,813,446	1,724,496	23,227,610	220,616	712
401,773	62,359,164	62,136,097	4,791,123	1,708,495	23,170,266	210,819	711
421,094	63,452,524	63,217,347	4,822,626	1,745,640	23,082,501	208,396	711
402,838	62,726,297	62,499,875	4,831,412	1,762,732	23,028,433	207,749	711
387,744	62,986,035	62,752,536	4,814,436	1,753,158	23,034,120	205,642	711
397,659	62,873,469	62,615,155	4,745,641	1,726,765	23,134,498	207,898	711
369,658	60,507,659	60,258,934	4,950,681	1,762,651	23,524,447	221,351	714

7. 信用漁業協同組合連合会主要勘定

(単位 百万円)

年 月 末	貸 方				借 方				
	貯 金		借 用 金	出 資 金	現 金	預 け 金		有 価 証 券	貸 出 金
	計	うち定期性				計	うち系統		
2013. 1	2,115,620	1,459,118	8,789	56,622	14,375	1,459,098	1,440,561	127,800	552,045
2	2,109,507	1,439,465	8,788	56,622	13,404	1,457,781	1,438,179	127,232	548,177
3	2,109,231	1,409,476	9,593	55,648	13,984	1,477,016	1,452,997	125,649	544,389
4	2,093,497	1,429,545	9,607	55,634	13,039	1,465,656	1,445,807	119,023	541,175
2012. 4	2,086,164	1,417,506	8,668	56,544	12,549	1,406,144	1,384,974	142,911	560,471

(注) 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。

8. 漁 業 協 同 組 合 主 要 勘 定

(単位 百万円)

年 月 末	貸 方					借 方							報 告 組合数
	貯 金		借 入 金		払込済 出資金	現 金	預 け 金		有 価 証 券	貸 出 金			
	計	うち定期性	計	うち信用 借 入 金			計	うち系統		計	うち公庫 (農)資金		
2012. 11	901,067	532,894	131,330	100,674	121,622	7,810	859,347	847,722	2,147	212,441	11,815	141	
12	891,616	528,967	125,728	97,059	121,368	6,635	844,286	832,478	2,147	210,952	12,097	139	
2013. 1	871,782	524,662	125,009	96,801	121,371	7,279	822,073	811,720	2,147	212,169	12,031	139	
2	887,894	520,180	123,518	95,884	121,334	6,999	836,895	826,148	1,851	211,984	12,205	139	
2012. 2	873,633	519,498	133,465	101,868	114,879	7,268	832,051	821,774	2,908	194,866	10,964	145	

(注) 1 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。
2 借入金計は信用借入金・経済借入金。
3 貸出金計は信用貸出金。

9. 金融機関別預貯金残高

(単位 億円, %)

		農 協	信 農 連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合	
残高	2010 . 3	844 ,772	511 ,870	2 ,633 ,256	2 ,072 ,150	567 ,701	1 ,173 ,807	167 ,336	
	2011 . 3	858 ,182	526 ,362	2 ,742 ,676	2 ,124 ,424	576 ,041	1 ,197 ,465	172 ,138	
	2012 . 3	881 ,963	533 ,670	2 ,758 ,508	2 ,207 ,560	596 ,704	1 ,225 ,885	177 ,766	
	2012 . 4	886 ,280	540 ,656	2 ,724 ,868	2 ,209 ,213	597 ,368	1 ,242 ,242	179 ,647	
	5	884 ,013	539 ,568	2 ,751 ,255	2 ,190 ,264	590 ,938	1 ,234 ,790	178 ,957	
	6	897 ,086	550 ,675	2 ,727 ,744	2 ,215 ,090	599 ,105	1 ,247 ,751	181 ,206	
	7	895 ,026	551 ,757	2 ,711 ,070	2 ,187 ,118	593 ,033	1 ,241 ,301	180 ,508	
	8	897 ,936	552 ,274	2 ,691 ,614	2 ,190 ,955	593 ,550	1 ,244 ,745	181 ,313	
	9	895 ,153	548 ,950	2 ,741 ,975	2 ,211 ,659	594 ,079	1 ,250 ,282	182 ,598	
	10	897 ,929	552 ,251	2 ,705 ,336	2 ,193 ,174	588 ,464	1 ,246 ,750	181 ,863	
	11	897 ,595	552 ,570	2 ,726 ,473	2 ,199 ,114	588 ,631	1 ,243 ,587	181 ,684	
	12	908 ,534	561 ,352	2 ,740 ,965	2 ,230 ,610	598 ,672	1 ,260 ,120	183 ,921	
	2013 . 1	901 ,794	555 ,691	2 ,742 ,754	2 ,213 ,746	590 ,574	1 ,247 ,839	182 ,793	
	2	903 ,049	557 ,112	2 ,753 ,907	2 ,226 ,139	593 ,299	1 ,253 ,060	183 ,466	
3	896 ,929	553 ,388	2 ,856 ,615	2 ,282 ,459	600 ,247	1 ,248 ,763	P 182 ,677		
4	P 900 ,527	558 ,742	2 ,844 ,244	2 ,279 ,933	600 ,395	1 ,262 ,871	P 184 ,239		
前年同月比増減率	2010 . 3	1 .4	0 .6	2 .2	3 .5	1 .2	1 .7	2 .3	
	2011 . 3	1 .6	2 .8	4 .2	2 .5	1 .5	2 .0	2 .9	
	2012 . 3	2 .8	1 .4	0 .6	3 .9	3 .6	2 .4	3 .3	
	2012 . 4	2 .5	1 .4	1 .2	2 .7	2 .7	2 .1	3 .1	
	5	2 .2	1 .2	1 .5	2 .2	2 .2	1 .9	3 .0	
	6	2 .0	1 .0	2 .1	2 .3	2 .4	2 .0	3 .0	
	7	1 .8	1 .1	3 .4	1 .8	1 .7	1 .6	2 .6	
	8	1 .9	0 .7	2 .1	2 .1	1 .8	1 .7	2 .8	
	9	2 .1	1 .1	2 .7	3 .1	1 .5	2 .2	3 .2	
	10	1 .9	3 .4	2 .3	2 .4	0 .9	1 .8	2 .9	
	11	1 .9	3 .3	1 .2	2 .6	0 .8	1 .7	2 .9	
	12	2 .0	3 .6	2 .5	2 .9	1 .1	1 .9	3 .0	
	2013 . 1	1 .9	3 .2	2 .2	3 .0	0 .8	1 .7	2 .8	
	2	1 .8	3 .3	2 .7	3 .3	0 .9	1 .8	2 .8	
3	1 .7	3 .7	3 .6	3 .4	0 .6	1 .9	P 2 .8		
4	P 1 .6	3 .3	4 .4	3 .2	0 .5	1 .7	P 2 .6		

(注) 1 農協、信農連は農林中央金庫、信用金庫は信金中央金庫調べ、信用組合は全国信用組合中央協会、その他は日銀資料（ホームページ等）による。

2 都銀、地銀、第二地銀および信金には、オフショア勘定を含む。

3 農協には譲渡性貯金を含む（農協以外の金融機関は含まない）

4 ゆうちょ銀行の貯金残高は、月次数値の公表が行われなくなったため、掲載をとりやめた。

10. 金融機関別貸出金残高

(單位 億円, %)

		農 協	信 農 連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合
残高	2010 . 3	226,784	55,916	1,797,912	1,544,708	433,144	641,575	94,025
	2011 . 3	223,241	53,591	1,741,986	1,571,010	436,880	637,551	94,151
	2012 . 3	219,823	53,451	1,741,033	1,613,079	444,428	637,888	94,761
	2012 . 4	218,553	52,997	1,721,264	1,599,448	438,904	631,520	94,040
	5	218,624	53,017	1,707,586	1,597,547	437,067	628,390	93,844
	6	218,534	52,636	1,717,887	1,606,176	440,606	630,590	93,993
	7	218,696	52,818	1,709,423	1,605,938	439,361	628,385	94,018
	8	218,360	52,475	1,693,809	1,612,888	439,084	628,566	94,075
	9	217,731	53,372	1,719,343	1,635,531	441,905	635,222	94,920
	10	216,790	54,931	1,706,696	1,622,204	436,157	628,846	94,433
	11	216,309	54,437	1,709,154	1,625,372	436,678	629,303	94,591
	12	215,420	54,340	1,731,394	1,646,428	443,315	634,878	95,313
	2013 . 1	214,859	54,136	1,728,171	1,639,450	438,635	628,116	94,846
	2	214,891	53,803	1,744,485	1,641,040	438,615	627,599	94,863
	3	215,429	54,086	1,768,869	1,665,710	448,507	636,876	P 96,059
	4	P 214,285	52,936	1,746,675	1,645,861	441,060	628,896	P 94,758
前年同月比増減率	2010 . 3	1.4	△0.9	△5.3	0.0	0.0	△1.1	△0.1
	2011 . 3	△1.6	△4.2	△3.1	1.7	0.9	△0.6	0.1
	2012 . 3	△1.5	△0.3	△0.1	2.7	1.7	0.1	0.6
	2012 . 4	△1.8	△0.0	△0.3	2.6	1.4	△0.4	0.2
	5	△2.1	△0.1	△1.1	2.7	1.4	△0.4	0.3
	6	△2.0	0.4	0.3	3.2	1.9	△0.2	0.2
	7	△2.1	0.3	△0.3	2.6	1.2	△0.9	0.0
	8	△2.1	△1.1	△0.5	3.2	1.7	△0.5	0.3
	9	△1.9	1.1	△0.0	3.6	1.0	△0.1	0.7
	10	△2.1	1.6	△0.1	3.3	0.6	△0.5	0.5
	11	△2.1	1.8	0.2	3.2	0.6	△0.3	0.7
	12	△2.0	1.2	0.1	3.3	0.7	△0.5	0.6
	2013 . 1	△2.1	0.8	1.0	3.3	0.7	△0.5	0.6
	2	△2.0	0.9	1.3	3.3	0.7	△0.6	0.5
	3	△2.0	1.2	1.6	3.3	0.9	△0.2	P 1.4
	4	P △2.0	△0.1	1.5	2.9	0.5	△0.4	P 0.8

(注) 1 表9(注)に同じ。

2 貸出金には金融機関貸付金を含まない。また農協は共済貸付金・公庫貸付金を含まない。

3 ゆうちょ銀行の貸出金残高は、月次数値の公表が行われなくなったため、掲載をとりやめた。

ホームページ「東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）」のお知らせ

東日本大震災発生から2年が経ち、被災市町村においては、復興計画に基づいて本格的な復興事業が進められているところです。

過去の大災害と比べ、東日本大震災は、①東北から関東にかけて約600kmにおよぶ太平洋沿岸の各市町村が地震被害に加え大津波の来襲による壊滅的な被害を受けたこと、②さらに福島原発事故による原子力災害が原発近隣地区への深刻な影響をはじめ、広範囲に被害をもたらしていること、に際立った特徴があります。それゆえ、阪神・淡路大震災で復興に10年以上を費やしたことを鑑みても、さらにそれ以上の長期にわたる復興の取組みが必要になることが予想されます。

被災地ごとに被害の実態は異なり、それぞれの地域の実態に合わせた地域ごとの取組みがあります。また、福島原発事故による被害の複雑性は、復興の形態をより多様なものにすることになるでしょう。

農中総研では、全中・全漁連・全森連と連携し、東日本大震災からの復旧・復興に農林漁業協同組合（農協・漁協・森林組合）が各地域においてどのように取り組んでいるかの情報を、過去・現在・未来にわたって記録し集積し続けるために、ホームページ「農林漁業協同組合の復興への取組み記録～東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）～」を2012年3月に開設しました。

その目的は、地域ごとの復興への農林漁業協同組合の取組みと全国からの支援活動を記録し集積することにより、その記録を将来に残すと同時に、情報の共有化を図ろうとするものです。

このホームページが、復興の取組みに少しでも貢献できれば幸いです。

農林中金総合研究所は、農林漁業・環境問題などの中長期的な研究、農林漁業・協同組合の実践的研究、そして国内有数の機関投資家である農林中央金庫や系統組織および取引先への経済金融情報の提供など、幅広い調査研究活動を通じ情報センターとしてグループの事業をサポートしています。



本誌に掲載の論文、資料、データ等の無断転載を禁止いたします。



農 林 金 融

THE NORIN KINYU
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2013年7月号第66巻第7号〈通巻809号〉7月1日発行

編 集

株式会社 農林中金総合研究所／〒101-0047 東京都千代田区内神田1-1-12 代表TEL 03-3233-7700

編集TEL 03-3233-7775 FAX 03-3233-7795

発 行

農林中央金庫／〒100-8420 東京都千代田区有楽町1-13-2

頒布取扱所

農林中金ファシリティーズ株式会社／〒101-0021 東京都千代田区外神田1-16-8 Nツアービル TEL 03-5295-7580 FAX 03-5295-1916

定 価

400円(税込み) 1年分4,800円(送料共)

印刷所

永井印刷工業株式会社